ふじパワフル８５計画Ⅶ

第 10 次高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画

（案）

令和５年 12 月

目　　　次

第１章　計画の考え方 1

１　計画の背景と趣旨 1
２　法的な位置付け 2
３　計画期間 2
４　他計画との関係 3
５　策定の方法 4
（１）策定体制 4
（２）実態把握 4

第２章　高齢者を取り巻く状況 5

１　人口と高齢化率 5
２　計画策定基礎調査の結果 7
（１）要介護リスクの傾向について 7
（２）高齢者の生活状況について 8
（３）健康状況について 9
（４）介護予防活動の状況について（要介護認定を受けていない高齢者のみ） 10
（５）認知症施策について 11
（６）介護保険サービスについて（要支援・要介護認定者） 11
３　介護保険制度の現状 13
（１）認定者数と認定率 13
（２）介護保険サービス利用者の状況（「見える化システム」データより） 14
（３）第１号被保険者１人あたり給付月額（「見える化システム」データより） 15
（４）認知症高齢者に係る状況 16
（５）リハビリテーションサービスの利用状況 16
（６）住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備状況 17
４　日常生活圏域別の状況 18
（１）日常生活圏域の考え方 18
（２）日常生活圏域ごとの高齢者の現状 19
吉原東部 20
吉原中部 22
吉原北部 24
鷹岡 26
吉原西部 28
富士北部 30
富士南部 32
富士川 34
５　前期計画（ふじパワフル８５計画Ⅵ）の評価 36

（１）施策の実施状況、目標値の達成状況（総括） 36
（２）各事業の実施状況評価 38
基本目標１　生きがいづくりと介護予防の推進 38
基本目標２　医療と介護の連携 39
基本目標３　生活支援サービスの充実 40
基本目標４　介護給付の適正化 41
基本目標５　暮らしやすいまちづくり 42
基本目標６　地域資源の活性化 42

第３章　高齢者保健福祉施策の課題 44

１　健康の維持・改善を進めるための意識の啓発、取組の促進 44
２　医療と介護の連携 44
３　高齢化の進行とともに増え続ける認知症高齢者の支援 45
４　高齢者一人一人が希望する生活を継続するための効果的な支援の提供 45
５　持続可能な介護保険サービス提供体制の確保 45
６　地域の社会構造に対応した、暮らしやすい地域づくりの推進 46
７　地域包括ケアシステムの拠点・窓口機能の充実 46
８　高齢者を支える人材の確保、高齢者同士が支え合う地域づくり 47

第４章　基本目標と施策の体系 48

１　基本理念 48
２　基本目標 49
基本目標１　介護予防と健康づくりの推進 51
基本目標２　医療と介護の連携の充実 51
基本目標３　在宅生活支援の充実 51
基本目標４　介護保険事業の適切な運営 52
基本目標５　いつまでも暮らし続けられるまちづくり 52
基本目標６　地域包括ケアシステムの深化・推進 52
３　本市の日常生活圏域と地域包括ケアシステム 53
４　施策体系 56
（１）施策体系の考え方 56
（２）施策体系図 57
５　重点的な取組 58
（１）自立支援、介護予防・重度化防止の推進 58
（２）医療・介護の提供体制の整備 58
（３）認知症施策の推進 58
（４）緊急事態時の対応体制の整備 58
（５）地域包括支援センターの機能強化 59
（６）生活支援体制整備事業の推進 59

第５章　施策の展開 60

基本目標１　介護予防と健康づくりの推進 60
推進施策１－１　自立支援、介護予防・重度化防止の推進 60
（１）介護予防・重度化防止 60
（２）介護予防・生活支援サービス事業を通じた自立支援 63
推進施策１－２　生涯にわたる心身の健康づくり 66
（１）健康に対する意識の啓発 66
（２）地域ぐるみの健康づくり活動の推進 67
（３）保健サービスの充実 68
基本目標２　医療と介護の連携 73
推進施策２－１　医療・介護の提供体制の整備 73
（１）在宅医療と介護の連携 73
（２）地域医療体制の充実 75
推進施策２－２　認知症施策の推進 77
（１）地域見守り支援体制の推進 77
（２）早期診断・早期対応の取組 79
（３）認知症の人と家族への支援 80
基本目標３　在宅生活支援の充実 82
推進施策３－１　在宅高齢者への支援 82
（１）日常生活支援 82
（２）家族介護者支援 86
（３）高齢者の見守り支援体制の充実 87
推進施策３－２　人権の尊重と支援 89
（１）高齢者虐待の防止 89
（２）成年後見制度の普及・利用支援、利用促進 91
基本目標４　介護保険事業の適切な運営 93
推進施策４－１　介護人材の確保及び資質の向上 93
（１）研修の充実 93
（２）助成制度の普及・拡大 95
推進施策４－２　介護保険施設の計画的整備 96
（１）地域密着型サービスの整備推進 96
（２）サービスの質の向上に向けた取組 96
推進施策４－３　介護給付適正化計画の推進 98
（１）要介護認定の適正化 98
（２）ケアマネジメントの適正化 100
（３）介護報酬請求の適正化 101
推進施策４－４　介護保険サービスの環境整備 102
（１）指導監督に関する取組 102
（２）ケアの質の向上に向けた取組への支援 103

推進施策４－５　情報提供の充実 105
（１）市民への情報提供 105
（２）介護サービス情報の公表 106
推進施策４－６　緊急事態時の対応体制の整備 108
（１）緊急事態時の対応体制の整備 108
基本目標５　いつまでも暮らし続けられるまちづくり 110
推進施策５－１　生きがいづくり 110
（１）生涯学習支援 110
（２）世代間交流の推進 113
（３）思いやりの心の醸成 115
推進施策５－２　地域力の活用と育成 116
（１）地域の活動団体の育成・支援 116
（２）各種団体活動への支援 117
（３）ボランティアの育成・支援 118
（４）地域の社会資源としての人材活用 120
推進施策５－３　住居・生活環境の整備 121
（１）高齢者が安心して生活できる住宅の整備 121
（２）高齢者等が外出しやすい環境の整備 122
推進施策５－４　安心して暮らせる環境の整備 125
（１）防災・防火対策の推進 125
（２）防犯対策の推進 128
（３）交通安全対策の推進 128
（４）緊急時における連携体制の強化 129
基本目標６　地域包括ケアシステムの深化・推進 130
推進施策６－１　地域包括支援センターの機能強化 130
（１）地域ケア会議の充実 131
（２）職員の配置 132
（３）地域包括支援センター運営協議会の開催 133
（４）高齢者地域支援窓口の増設 133
推進施策６－２　地域共生社会の実現に向けた取組 135
（１）地域共生社会に向けた体制整備 135
推進施策６－３　生活支援体制整備の推進 136
（１）住民主体の支え合い活動の仕組みづくり 136
（２）住民主体の支え合い活動の推進 137
推進施策６－４　重層的支援に向けた地域住民の体制充実 138

第６章　介護保険サービス量の見込みと保険料 139

１　被保険者数・要介護認定者数の推移及び見込み 139
（１）被保険者数の見込み 139
（２）要介護認定者数の見込み 140

２　介護保険給付の状況 141
（１）施設・居住系サービスの利用状況 141
（２）居宅サービス利用状況（介護給付） 142
（３）居宅サービス利用状況（予防給付） 143
（４）地域密着型サービスの整備状況 144
（５）広域型サービスの整備状況 144
３　介護保険サービスの必要量の見込み 145
（１）施設・居住系サービスの利用者数の見込み 146
（２）広域型サービスの整備の見込み 146
（３）地域密着型サービスの整備の見込み 147
（４）通所介護及び地域密着型通所介護の総量規制 147
（５）居宅サービス利用量の見込み（介護給付） 148
（６）居宅サービス利用量の見込み（予防給付） 149

第１章　計画の考え方

１　計画の背景と趣旨

介護保険制度は、平成 12 年の創設から 20 年以上が経過し、現在は介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

その一方で、令和７年（2025 年）には、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となるほか、令和 22 年（2040 年）には団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となるなど、高齢化は着実に進行しています。なかでも、後期高齢者の大幅な増加が予想されます。

本市において、令和５年４月１日現在での高齢化率は 28.8％となっており、市民の４人に１人以上が高齢者となっています。今後もこの傾向は続き、令和８年（2026 年）には 29.7％、令和 22 年（2040 年）には 36.2％、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和 32 年度（2050 年度）には 39.0％に上昇することが見込まれています。

高齢化の進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐる様々な問題が表れています。一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、医療的ケアを必要とする重度要介護者の増加、介護する家族の負担増や介護離職の増加、介護職員の人材不足等の問題への対応が課題となっています。

これらの課題に対応するため、平成 27 年度（2015 年度）から「地域包括ケアシステム」の取組を始めました。これは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営んでいくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護給付サービス等の充実を図るとともに、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保するためのものです。また、「地域包括ケアシステム」の必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、高齢者だけでなく子どもや障害者に対する支援等にも応用することが可能な概念であり、近年の地域住民が抱える複雑化・複合化した課題の解決のための基盤となります。

これまで、「地域包括ケアシステム」を深化し、推進してきましたが、本計画期間内の令和７年（2025 年）に団塊の世代が 75 歳以上となります。さらに、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22 年（2040 年）、後期高齢者となる令和 32 年（2050 年）には、より複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を実施する取組を通じた重層的支援体制の構築が求められます。

計画策定においては、これまで進めてきた取組の点検・見直しを進め、より効果的・安定的な取組を進めていくことが必要です。

本計画は、前計画の『ふじパワフル８５計画Ⅵ』で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な実行、改善を進めていくとともに、社会情勢に沿った取組を推進するための計画として策定するものです。

２　法的な位置付け

本計画は、老人福祉法第 20 条の８に基づく「市町村老人福祉計画」に保健の視点を取り入れ、また、介護保険法第 117 条に基づく「市町村介護保険事業計画」として、市町村の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指して一体的に策定するものです。

３　計画期間

計画期間は、令和６年度（2024 年度）から令和８年度（2026 年度）までの３年間です。地域包括ケアシステムの深化・推進の目標年度として、その基礎づくりを進めてきた前期の計画を引き継ぎ、本計画ではこれまでの取組を強化・推進していきます。

本計画期間内で、平成 27 年度（2015 年度）から 10 年後の目標年度に到達しますが、今後も進行する高齢化に対応するため、令和 22 年度（2040 年度）や令和 32 年度（2050 年度）の長期的な地域の高齢化を念頭に置き、３年ごとに計画を策定していきます。

令和７年度（2025 年度）までの見通し　→　令和 22 年度（2040 年度）の見通し　→　令和 32 年度（2050 年度）の見通し

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	**令和7年度**	令和8年度	…	令和22年度	…	令和32年度
2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	**2025**	2026		2040		2050
第７次高齢者保健福祉計画期間			第８次計画期間			第９次計画期間			第 10 次計画期間				第 15 次計画期間		第 18 次計画期間
第６期介護保険事業計画期間			第７期計画期間			第８期計画期間			第９期計画期間				第 14 期計画期間		第 17 期計画期間

- 2015 年：団塊の世代が 65 歳以上に
- 2025 年：団塊の世代が 75 歳以上に
- 2040 年：団塊ジュニア世代が 65 歳以上に
- 2050 年：団塊ジュニア世代が 75 歳以上に

４　他計画との関係

本計画は、本市における最上位計画である第六次富士市総合計画をはじめ、福祉分野の上位計画である富士市地域福祉計画、健康ふじ21計画Ⅲ、富士市障害者計画（障害福祉計画）等の関連する各分野の計画との整合性に配慮しました。

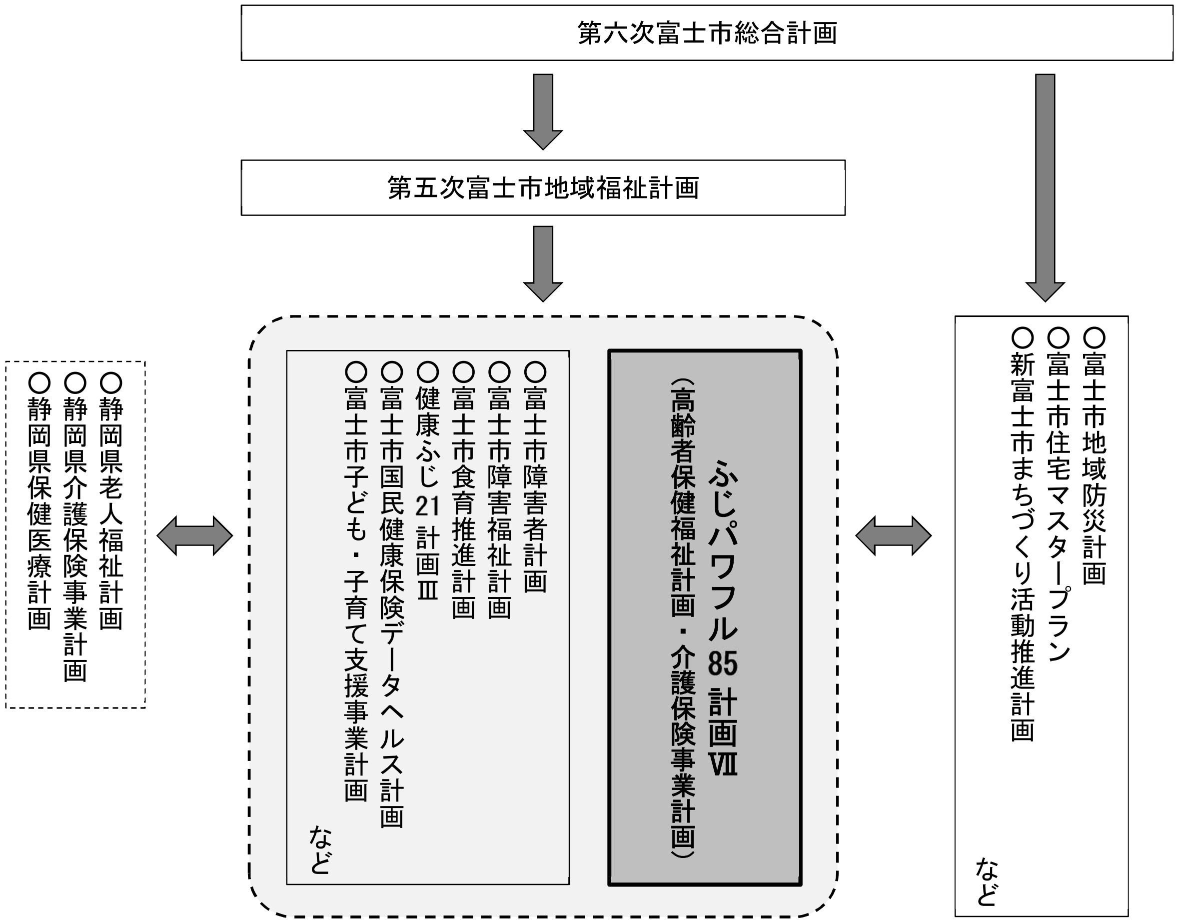

５　策定の方法

（１）策定体制

計画の策定にあたり、被保険者や介護保険事業者、保健・医療・福祉の学識経験者、公募の市民等で構成する「富士市介護保険運営協議会」を計画策定委員会に位置付け、ご意見やご提言をいただきながら検討を進めてきました。また、庁内関係各課で構成する「高齢社会対策庁内連絡会」において、前計画の評価と課題の抽出、施策の検討を行いました。

（２）実態把握

本計画策定にあたって、令和４年度に以下の内容で「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る基礎調査」（以下「計画策定基礎調査」という。）を実施しました。

図表１－１　計画策定基礎調査について

調査区分	一般高齢者	要支援認定者・事業対象者	要介護認定者
調査対象	在宅生活の 65 歳以上の方	65 歳以上の在宅生活の要支援認定者及び総合事業対象者	65 歳以上の在宅生活の要介護認定者
調査内容	回答者の属性、日常生活の状況、健康状態、介護予防の取組、地域での活動・つながり、住民同士の支え合い、自動車の運転状況、認知症施策、家族からの支援・介護、施設入所の希望、介護離職、介護保険料　等		
調査件数（件）	3,195	1,493	2,255
回収数（件）	2,497	1,133	1,409
回収率	78.0%	75.9%	62.5%
実施時期	令和４年 11 月 ～ 令和４年 12 月		
調査方法	郵送による配付・回収		

第２章　高齢者を取り巻く状況

１　人口と高齢化率

本市の総人口は年々減少傾向にあり、平成 30 年（2018）の 254,219 人から令和５年（2023）の 248,039 人へと、５年間で 6,180 人、約 2.4%減少しました。

今後の人口推移について、住民基本台帳を基にコーホート変化率法で人口推計を行ったところ、今後も減少傾向は続き、令和８年（2026）に 242,876 人、令和 12 年（2030）には 234,717 人と３年間で 2.1%、７年間で 5.4%減少する見込みです。

年齢構造別にみると、高齢者人口は年々増加しているのに対し、年少人口及び生産年齢人口は年々減少しており、高齢化率の上昇につながっています。高齢化率は平成 30 年（2018）には 27.0%でしたが、令和５年（2023）には 28.8%へと上昇しています。今後、令和８年（2026）には 29.7%、令和 12 年（2030）には 31.1%に上昇する見込みです。

図表２－１　総人口の推移、高齢化率の変化

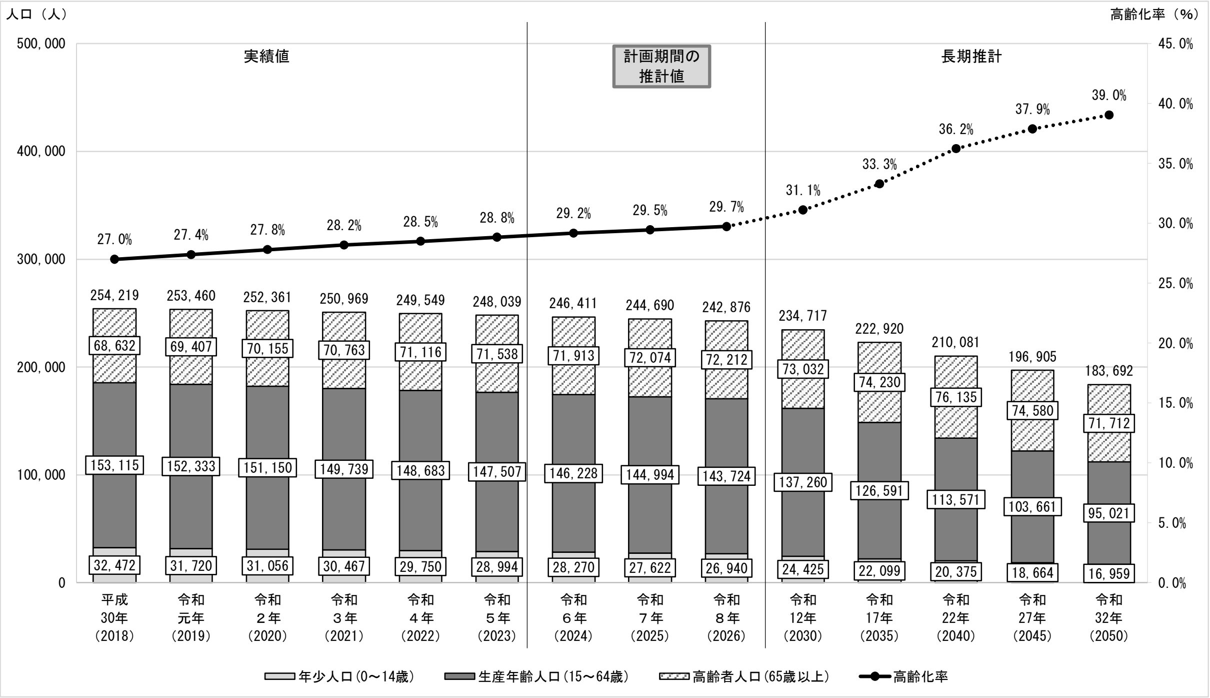

出典：住民基本台帳（各年 10 月１日）

高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は令和３年まで増減を繰り返して推移していましたが、それ以降は減少傾向に転じています。今後は、引き続き減少傾向が続くと見込まれます。

また、後期高齢者（75歳以上）は年々増加しており、この傾向は令和12年（2030）まで続くと見込まれています。

なお、後期高齢者の増加により、高齢者の中でも後期高齢者の占める割合が上昇しており、令和元年（2019）以降、後期高齢者数が前期高齢者を上回っています。今後は、後期高齢者の割合がさらに上昇し、令和８年（2026）には58.8%、令和12年（2030）には59.4%になると見込まれます。

図表２－２　前期高齢者数・後期高齢者数の変化

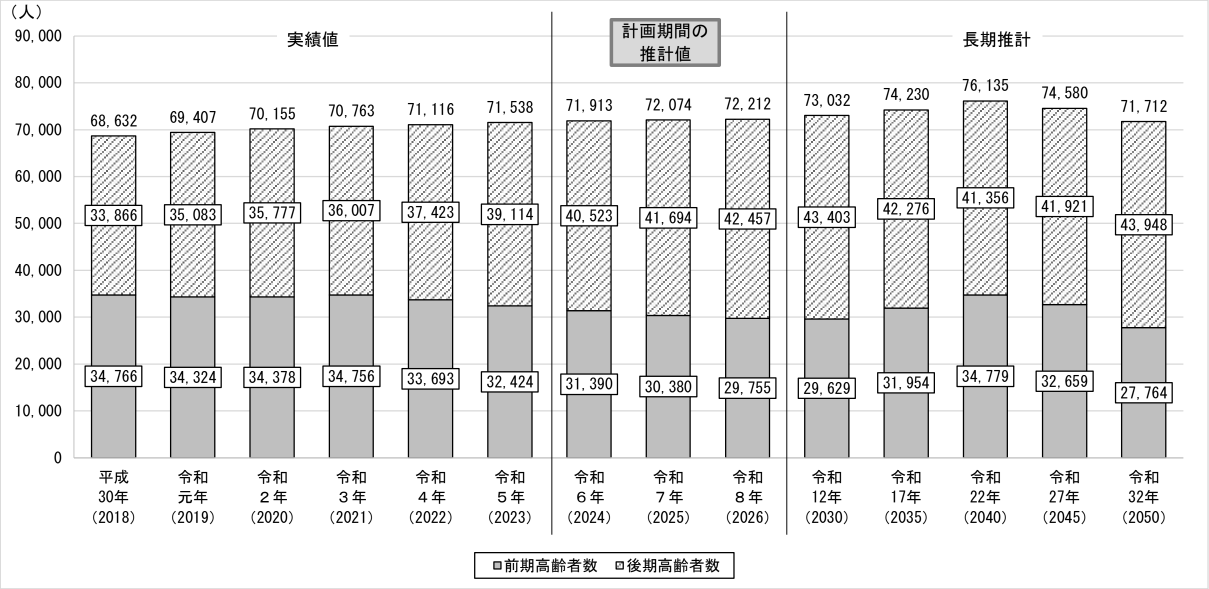

出典：住民基本台帳（各年10月１日）

２　計画策定基礎調査の結果

計画策定基礎調査は、厚生労働省及び県が作成したアンケートのモデル調査票に市の独自項目を加えた調査票を作成し、行いました。調査票は、調査対象に合わせて「一般高齢者」、「総合事業対象者・要支援認定者」、「要介護認定者」の３種類作成し行いました。

なお、集計分析にあたっては、集計結果を集約し、市の高齢者の全体的な傾向の把握に努めました。

（1）要介護リスクの傾向について

要介護認定を受けていない高齢者のうち、「うつ傾向」が 42.4%、「転倒リスク」が 35.3%該当

○一般高齢者、要支援認定者・総合事業対象者の要介護リスク（７項目）について、「うつ傾向」の 42.4%が最も割合が高く、次いで、「転倒リスク」が 36.3%となっています。また、「運動器の機能低下リスク」で 28.4%、「閉じこもり傾向」で 24.7%、「手段的日常生活動作（IADL）が低い（０～３点)」が 13.7%となっているほか、今回初めて調査した「低栄養リスク」では 2.5%、「口腔リスク」では 27.2%となっています。

○「運動器の機能低下リスク」、「転倒リスク」、「閉じこもり傾向」、「口腔リスク」、「うつ傾向」、「手段的日常生活動作（IADL）が低い」の６項目では、年齢階層が上がるとともに該当者の割合も増加しており、年齢の上昇とともにリスクが上昇しているとみられます。

吉原東部、吉原中部、吉原北部、富士北部、富士川の５圏域では、該当者の割合が市全体より高い項目が多く、鷹岡、吉原西部、富士南部の３圏域では、該当者の割合が市全体より低い項目が多い

○要介護リスクを日常生活圏域別でみると、市全体より該当者の割合が高い項目は、富士川では６項目、吉原東部と吉原中部、吉原北部では５項目、富士北部では４項目みられます。それに対して、市全体より該当者の割合が低い項目は、鷹岡では６項目、吉原西部と富士南部では５項目みられます。

○市内でも高齢化が進んでいる富士川で、該当者の割合が高い傾向がみられます。その一方で、高齢化率が 24.6%と最も低い富士北部でも、市全体より割合が高い項目が４項目みられることから、高齢化が比較的低い地域であっても、今後の要介護リスクの上昇を抑制できるよう、介護予防の取組促進が必要です。

（２）高齢者の生活状況について

一人暮らしの高齢者は要介護認定を受けていない高齢者では３年前の 15.9%から 19.3%へ、要介護認定者では 11.1%から 14.9%へ上昇

○要介護認定を受けていない高齢者の 19.3%、要介護認定者の 14.9%が一人暮らしをしています。なお、前回計画策定時（３年前）と比較すると、それぞれ 15.9%から 3.4 ポイント、11.1%から 3.8 ポイント上昇しており、要介護認定の有無に関わらず、一人暮らし高齢者の割合が増えています。

○要介護認定を受けていない高齢者の「夫婦２人暮らし（配偶者 65 歳以上)」は、要介護認定を受けていない高齢者では 29.6%となっており、前回計画策定時の 29.5%とほぼ同率となっています。また、要介護認定者の「夫婦のみの世帯」は 23.8%となっとり、前回計画策定時の 18.3%から 5.5 ポイント上昇しています。

○特に支援の必要な要介護認定者でも一人暮らしの高齢者、夫婦のみの世帯の高齢者が増えており、これらの高齢者の状況把握、生活支援の充実が必要です。

高齢者の 34.3%が経済的な苦しさを感じている
経済的に負担が大きな項目は「食費・光熱費・家賃等の生活費」が 60.0%

○経済的な困窮の状況は、「やや苦しい」が 28.1%、「大変苦しい」が 6.2%となっています。また、「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計は 34.3%となり、回答者の１／３以上が苦しさを感じているとみられます。

○居宅の種類別でみると、「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計が「民間賃貸住宅」で 62.5%、「民間賃貸住宅」で 62.5%と半数以上となっています。

○経済的に負担が大きな項目について、「食費・光熱費・家賃等の生活費」が 60.0%と最も割合が高く、次いで「医療費」が 11.7%、「税金」が 10.8%となっています。

○生活困窮の要因として、低収入と併せて医療・介護費用、賃貸住宅の家賃・光熱費の負担が重くなっていることから、高齢者の支援に関する各事業の情報発信が必要です。

外出の手段は、60 歳代後半から 70 歳代では「自動車（自分で運転)」、80 歳代以上では「自動車（人に乗せてもらう)」が最も多い
なお、80 歳代前半の「自動車（自分で運転)」は 26.1%

○「自動車(自分で運転)」の割合は、「65 歳～69 歳」で 74.3%、「70 歳～74 歳」で 66.4%と半数以上となっています。この割合は年齢層の上昇とともに低下し、「75 歳～79 歳」で 44.5%、「85～89 歳」で 9.9%となっています。なお、「80 歳～84 歳」でも 26.1%と１／４以上が自分で自動車を運転しています。

○外出手段として、「75 歳～79 歳」以下では「自動車(自分で運転)」、「80 歳～84 歳」以上では「自動車（人に乗せてもらう)」が最も多くなっています。

○要介護度別でみると、一般高齢者では「自動車(自分で運転)」、総合事業・要支援認定の非該当者では「徒歩」、要支援・要介護認定を受けた方では「自動車（人に乗せてもらう)」が最も割合が高くなっています。

○高齢となり身体機能・判断力が低下すると自動車運転は事故のリスクが高くなることから、運転免許返納の促進に努めるとともに、高齢者が利用しやすい公共交通機関の充実が必要です。

（３）健康状況について

低体重の高齢者は 10.2%、肥満傾向の高齢者は 18.4%

○要介護認定を受けていない高齢者の BMI([体重(kg)]÷[身長(m)の２乗])は、「低体重」（BMI：18.5 未満）が 10.2%、「普通体重」（BMI：18.5 以上 25 未満）が 63.4%、「肥満」（BMI：25 以上）が 18.4%となっています。

○これを男女別でみると、「女性」は「低体重」が 12.3%、「肥満」が 16.8%となっており、「男性」と比較して「低体重」の割合が高く、「肥満」の割合が低くなっています。

○年齢層別でみると、「低体重」は年齢層が上がるとともに該当者の割合が高くなり、「75～79 歳」以上では 10%を超え、「90 歳以上」では 16.2%となっています。

○年齢の状況とともに食事と運動が減り、低体重の高齢者が増える傾向があるため、自身の食事と栄養に関心を持っていただき、低栄養状態の改善に向けた情報発信・啓発が必要です。

健康状態は、年齢層が上がるとともに「とてもよい」の割合が低下
要支援２と要介護５では、健康状態がよくない回答者が半数以上

○現在の健康状態について、「まあよい」が 59.5%で最も割合が高く、次いで「あまりよくない」が 24.7%、「とてもよい」が 6.2%となっています。

○これを年齢層別でみると、「とてもよい」は、前期高齢者で９％台となっていますが、年齢が上がるとともに割合は低下し、「90 歳以上」では 2.2%となっています。

○また、要介護度別でみると、「要支援２」では「あまりよくない」が 43.6%となっており、「よくない」の 10.7%と合わせると半数以上の 54.3%が「健康状態がよくない」と回答しています。なお、「要介護５」では、「とてもよい」が０％となっているほか、「まあよい」は「要介護１」から「要介護４」では 50%以上ですが「要介護５」では 39.5%に低下しています。

○年齢とともに健康状態が悪化していくため、高齢者自身が介護予防や健康状態の維持・向上に自ら取り組めるよう、健康診査の受診促進、事業の改善や情報発信、啓発の充実が必要です。

（４）介護予防活動の状況について（要介護認定を受けていない高齢者のみ）

介護予防に取り組んでいる回答者は 50.5%

○介護予防に取り組んでいる回答者は 50.5%となっています。なお、前回計画策定時では 50.0%となっており、介護予防に取り組んでいる高齢者の割合は、大きな変化はみられません。

○これを年齢層別でみると、前期高齢者では取り組んでいない回答者が半数以上、後期高齢者では取り組んでいる高齢者が半数以上となっています。

○また、経済状況別でみると、「大変苦しい」では取り組んでいない回答者が 55.5%みられます。なお、「大変ゆとりがある」では取り組んでいる人と取り組んでいない人がほぼ同数ですが、その他の経済状況では、取り組んでいる人の割合が高くなっています。

○より多くの高齢者に介護予防に取り組んでいただくよう、事業の改善や情報発信、啓発の充実が必要です。また、経済的な理由で介護予防に意識・行動が向かない高齢者に対して、気軽にできる介護予防・健康づくりについての情報発信が必要です。

グループ活動に「参加者」として参加意向がある回答者は 45.3%、「企画・運営（お世話役）」として参加意向がある回答者は 25.9%

○健康づくり活動や趣味などグループ活動に「参加者」として参加意向がある（「是非参加したい」と「参加してもよい」の合計）回答者は 45.3%となっています。なお、前回計画策定時の 49.5%から 4.2 ポイント低下しています。

○これを年齢層別でみると、前期高齢者では「参加意向あり」が半数以上となっていますが、年齢が上がるとともに割合は低下し、後期高齢者では半数以下となっています。

○また、「企画・運営（お世話役）」としての参加意向は、「参加意向あり」が 25.9%となっており、「参加者」としての参加意向より 19.4 ポイント低くなっています。また、前回計画策定時の 29.2%から 3.5 ポイント低下しています。

○これを年齢層別でみると、最も割合が高い「70 歳～74 歳」で 31.6%となっており、年齢が上がるとともに割合は低下が低下しています。

○コロナ禍の影響もあり、地域活動への参加意欲が低下した高齢者もみられますが、より多くの高齢者に地域の活動に参加していただけるよう、活動の活性化を支援するとともに、参加の意義等や地域活動に関する情報の発信が必要です。

（５）認知症施策について

認知症に関する相談窓口を知っている回答者は 14.4%

○認知症に関する相談窓口を知っている回答者は 14.4%となっており、前回計画策定時の 19.2%から 4.8 ポイント低下しています。

○これを要介護認定状況別でみると、相談窓口を知っている回答者の割合は各区分で１割以上となっています。このうち、「総合事業対象者」と「要介護２」、「要介護５」では 20%以上となっています。

自身や家族が認知症と感じたときの相談先は「家族・親族」が 73.9%、「地域包括支援センター」が 18.5%

○自身や家族が認知症と感じたときの相談先は、「家族・親族」が 73.9%と半数以上となっています。なお、「地域包括支援センター」は 18.5%、「市役所」は 6.8%となっています。

○これを要介護認定状況別でみると、「要支援１」と「要支援２」では「地域包括支援センター」、「要介護１」から「要介護５」では「認知症を介護したことのある知人」が比較的高い割合となっています。

○上記２項目について、相談窓口の認識が低下していることから、より多くの市民に相談先を知っていただけるよう、また、今後増加が続くとみられる認知症高齢者を支援できるよう、情報発信や相談体制の充実、相談から支援につなげる連携体制の充実が必要です。

（６）介護保険サービスについて（要支援・要介護認定者）

要支援・要介護認定者の 71.6%が現在介護保険サービスを利用

○介護保険サービスの利用状況について、「利用している」が 71.6%、「以前は利用していたが、現在は利用していない」が 6.3%、「利用したことはない」が 18.2%となっています。

○これを要介護認定状況別でみると、各要介護度で「利用している」の割合が高く、「要介護１」以下では 70%台、「要介護２」から「要介護４」では 80%台、「要介護５」では 93.0%（43 人中 40 人）となっています。なお、「利用したことはない」は各要介護度でみられ、重度層の「要介護４」で 5.9%、「要介護５」で 2.3%（43 人中１人）みられます。

介護保険サービス利用者の 89.7%が比較的満足している

○介護保険サービス利用者の満足度について、「満足している」が 47.4%、「どちらかといえば満足している」が 44.1%となっています。なお、「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせた「比較的満足」の割合は 91.4%となっており、利用者の９割以上が比較的満足しているとみられます。

○これを要介護認定状況別でみると、各要介護度とも、「満足している」または「どちらかといえば満足している」の割合が高くなっており、「比較的満足」の割合も 80～90%台となっています。

介護保険サービスによる負担軽減は、要介護４で 29.9%、要介護５で 41.4%

○家族介護者が介護保険サービスを利用して感じることについて、「介護にかかる心身の負担が大きい」が 50.0%、次いで「介護保険サービスを利用して、精神的ゆとりが持てるようになった」が 23.4%、「介護保険サービスを利用して、身体的負担が軽減した」が 22.0%となっています。なお、前回計画策定時ではそれぞれ 46.3%、27.0%、24.1%となっており、負担を感じる人の割合が上昇し、精神的なゆとりや身体的負担の軽減を感じる人の割合は低下しています。

○これを要介護度別でみると、「介護保険サービスを利用して、身体的負担が軽減した」は要介護度が上がるとともに割合も上昇し、「要介護４」では 29.9%、「要介護５」では 41.4%（29 人中 12 人）となっています。

○上記３項目について、要介護認定者のそれぞれの状況に応じて、家族介護者の負担軽減や本人の生活の質の維持・向上のため、適切なサービス利用の促進が必要です。また、サービスの質の向上に向けてケアプランやサービスの適正化、質の向上に向けた取組の促進、支援が必要です。

３　介護保険制度の現状

（１）認定者数と認定率

介護保険サービスの対象となる要介護認定者数は、概ね増加傾向が続いており、平成 30 年度（2018 年度）の 10,415 人から令和５年度（2023）の 11,036 人へと５年間で 621 人増加しています。この傾向は概ね続くことが考えられ、計画期間最終年度の令和８年度（2026 年度）には 11,674 人、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22 年度（2040 年度）には 13,331 人になると見込まれています。

要介護度とは、本人の心身の状態に応じて、どの程度の介護等が必要かという点から一人一人判断される区分です。非該当、要支援１・２、要介護１～５と８段階に区分します。要支援・要介護度別の内訳をみると、平成 30 年度（2018 年度）から令和５年度（2023 年度）の５年間において、要介護３を除く要介護度で認定者数は増加傾向にあります。

また、要介護認定率（65 歳以上の高齢者のうち、どれだけの人が要介護認定を受けているかを示す割合）は、令和３年度（2021 年度）までほぼ同率で推移した後、令和４年度（2022 年度）に上昇に転じ令和８年度（2026 年度）には 16.2%、令和 12 年度（2030 年度）には 17.4%、令和 17 年度（2035 年度）には 17.9%に上昇することが見込まれます。

図表２－３　第１号被保険者の要介護認定者数・要介護認定率の変化

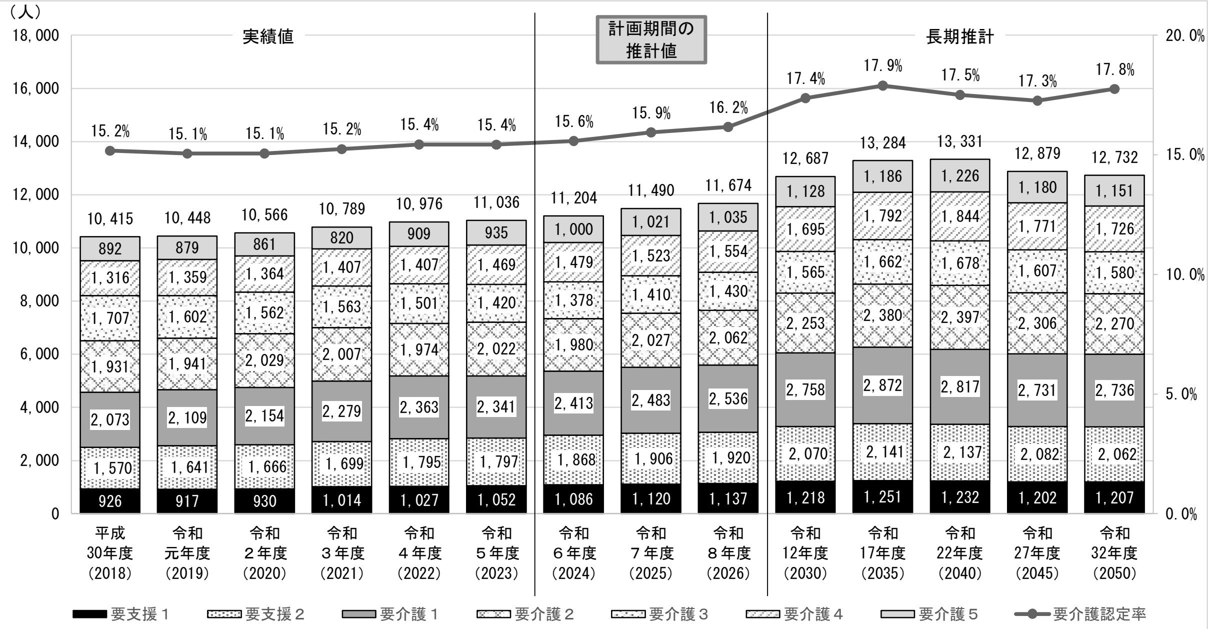

出典：介護保険事業状況報告月報（各年９月末）

（２）介護保険サービス利用者の状況（「見える化システム」データより）

介護保険サービス利用者数（月平均）をみると、年々増加しており、平成 29 年度（2017 年度）の 8,444 人／月から令和４年度（2022 年度）の 9,299 人／月へと、５年間で 855 人増加しています。

図表２－４　介護保険サービスの利用者数の推移（月平均）

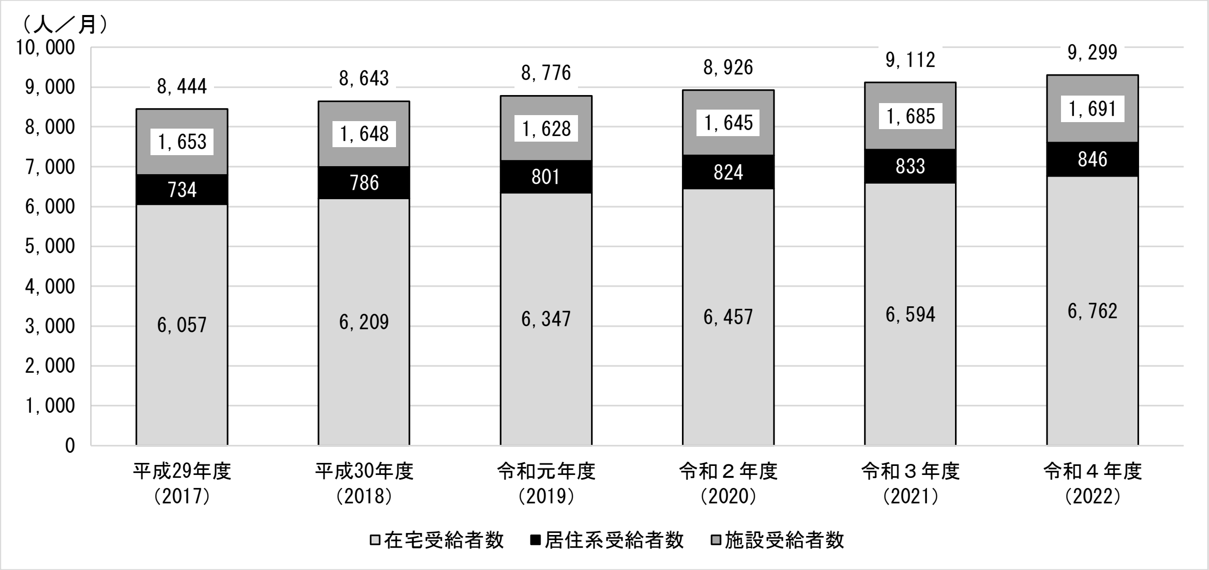

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

介護給付費をみると、年々増加しており、平成 29 年度（2017 年度）の 15,899 百万円から令和４年度（2022 年度）の 17,826 百万円へと、５年間で 1,927 百万円増加しています。

図表２－５　介護給付費の推移（年間）

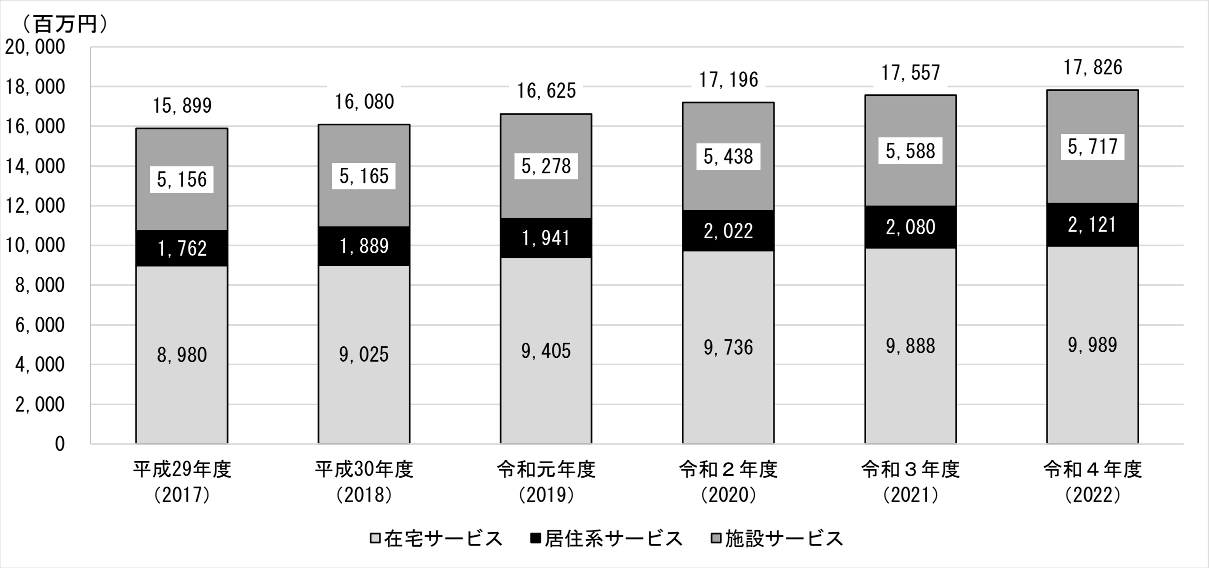

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和３年、令和４年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

（３）第１号被保険者１人あたり給付月額（「見える化システム」データより）

第１号被保険者１人あたりの給付月額の状況をみると、「施設及び居住系サービス給付月額」、「在宅サービス給付月額」ともに全国平均を下回っています。

また、県と比較すると、「在宅サービス給付月額」ではやや上回っていますが、「施設及び居住系サービス給付月額」では下回っています。

図表２－６　第１号被保険者１人あたりの給付月額（国、県、近隣保険者との比較）

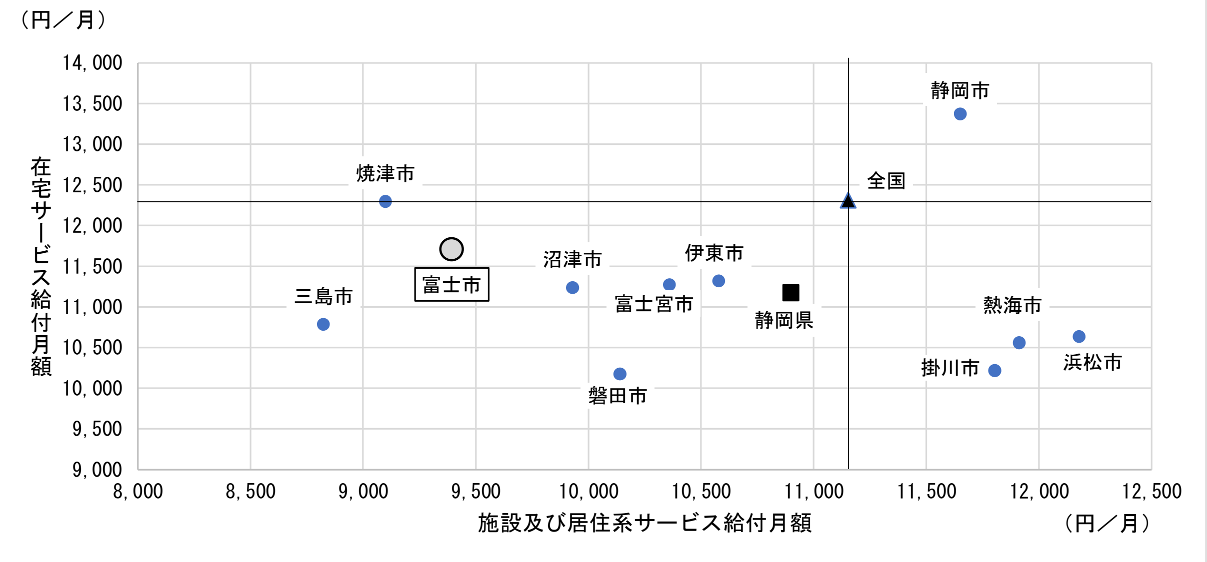

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報　令和４年(2022 年)時点

図表２－７　第１号被保険者１人あたりの給付月額（サービス種類別）

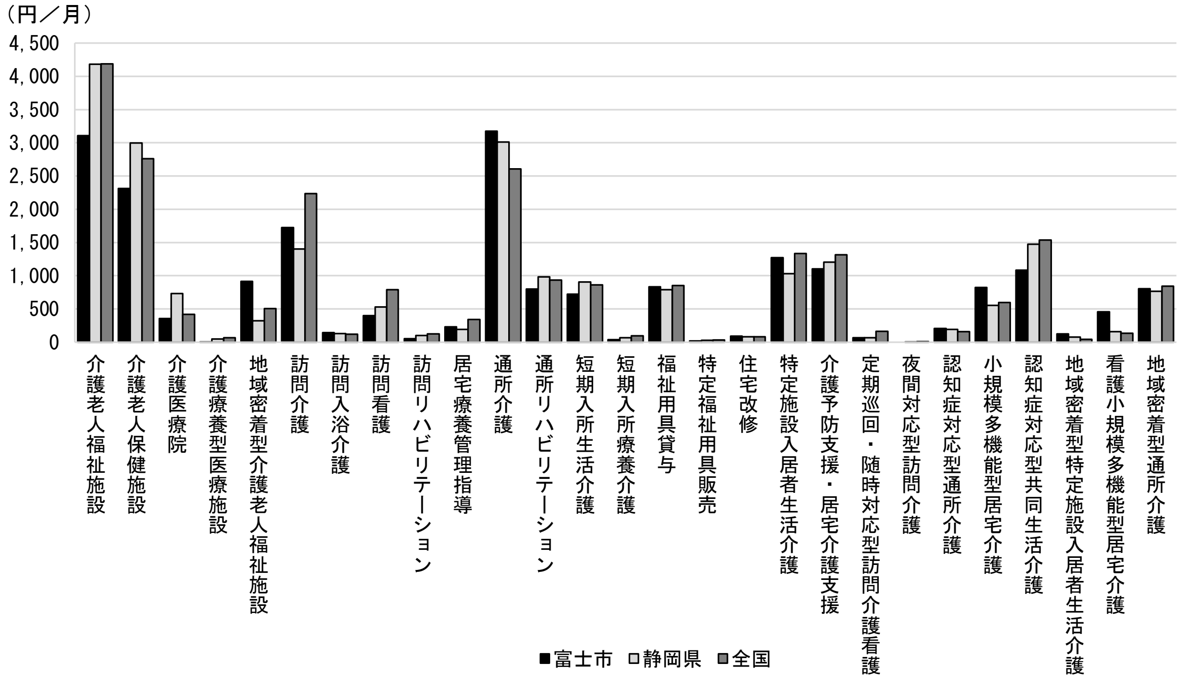

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和３年、令和４年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）
令和４年(2022 年)時点

（４）認知症高齢者に係る状況

要介護認定に伴う認定調査によると、令和２年３月時点で、本市において 7,032 人に認知症の症状が確認されています。現状を基に今後の認知症高齢者数を推計すると、認知症高齢者の数は今後も増加を続け、計画期間最終年度の令和８年には 7,792 人、令和 22 年には 9,456 人の見込みです。高齢者人口に占める認知症高齢者の割合も併せて増加していく見込みです。

図表２－８　認知症日常生活自立度別認知症高齢者数推計及び高齢者人口に占める割合

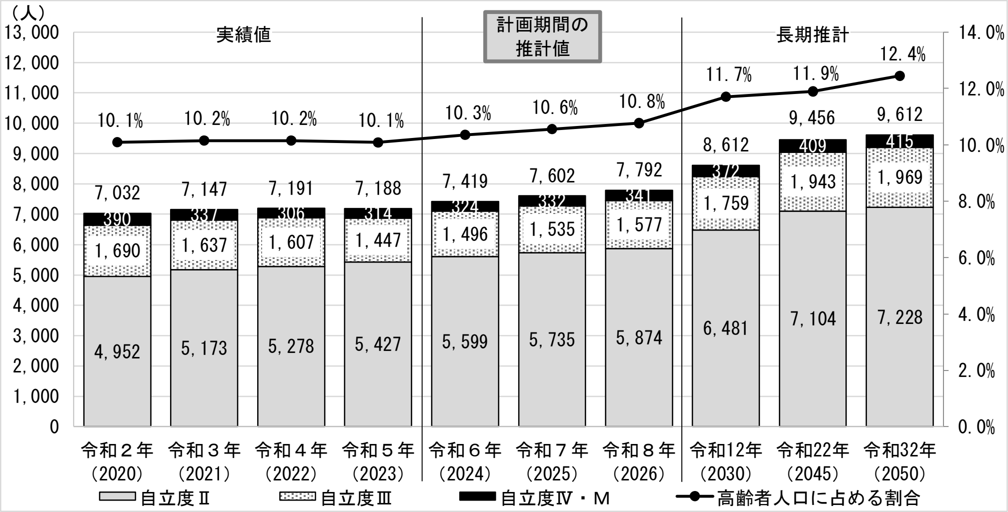

	令和２年(2020)	令和３年(2021)	令和４年(2022)	令和５年(2023)	令和６年(2024)	令和７年(2025)	令和８年(2026)	令和12年(2030)	令和22年(2045)	令和32年(2050)
自立度Ⅱ	4,952	5,173	5,278	5,427	5,599	5,735	5,874	6,481	7,104	7,228
自立度Ⅲ	1,690	1,637	1,607	1,447	1,496	1,535	1,577	1,759	1,943	1,969
自立度Ⅳ・Ｍ	390	337	306	314	324	332	341	372	409	415
合計	7,032	7,147	7,191	7,188	7,419	7,602	7,792	8,612	9,456	9,612
高齢者人口に占める割合	10.1%	10.2%	10.2%	10.1%	10.3%	10.6%	10.8%	11.7%	11.9%	12.4%

（５）リハビリテーションサービスの利用状況

通所リハビリテーションのサービス利用率（当該月の訪問リハビリテーションの受給者数を、認定者数で除した数）については、全国、静岡県の値よりは低くなっており、受給者１人あたり給付月額については、全国、静岡県の値に比べ富士市は高くなっています。

訪問リハビリテーションのサービス利用率（当該月の訪問リハビリテーションの受給者数を、認定者数で除した数）については、全国、静岡県の値より低く、受給者１人あたり給付月額についても、全国、静岡県の値に比べ富士市は低くなっています。

図表２－９　通所リハ、訪問リハの利用状況の比較

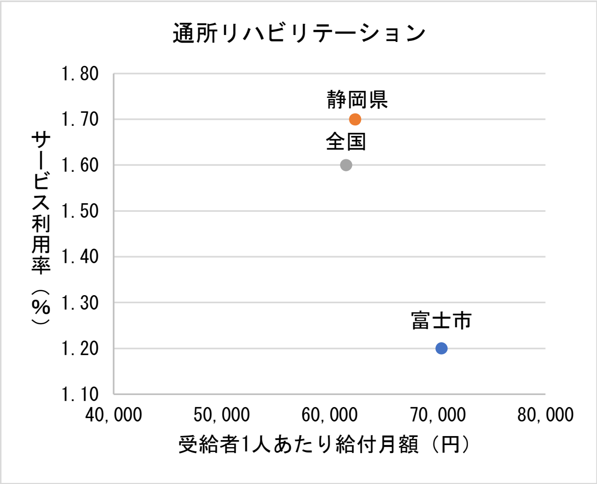

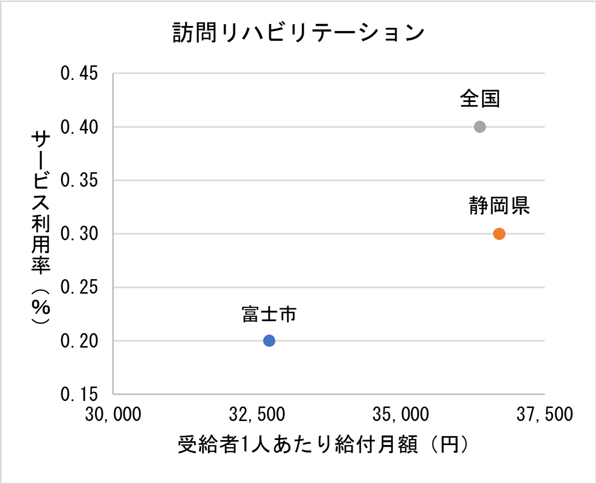

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（令和５年３月時点）

（６）住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備状況

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は介護保険制度上の施設ではありませんが、近年、整備が進み、多様な介護ニーズの受け皿の１つとなっています。

図表２－10　住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備状況

区　　分	施設数	定員
住宅型有料老人ホーム	21 施設	796 人
サービス付き高齢者向け住宅	12 施設	318 人

（令和５年４月時点）

4　日常生活圏域別の状況

(1)日常生活圏域の考え方

高齢者が、要介護状態となっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、医療、介護サービスのみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスや地域の社会資源を活用し、包括的な支援を適切に提供する地域包括ケアシステムを推進するため、学校区及び高齢者人口等を勘案して、８つの日常生活圏域を設定しています。

図表２－11　日常生活圏域と地区

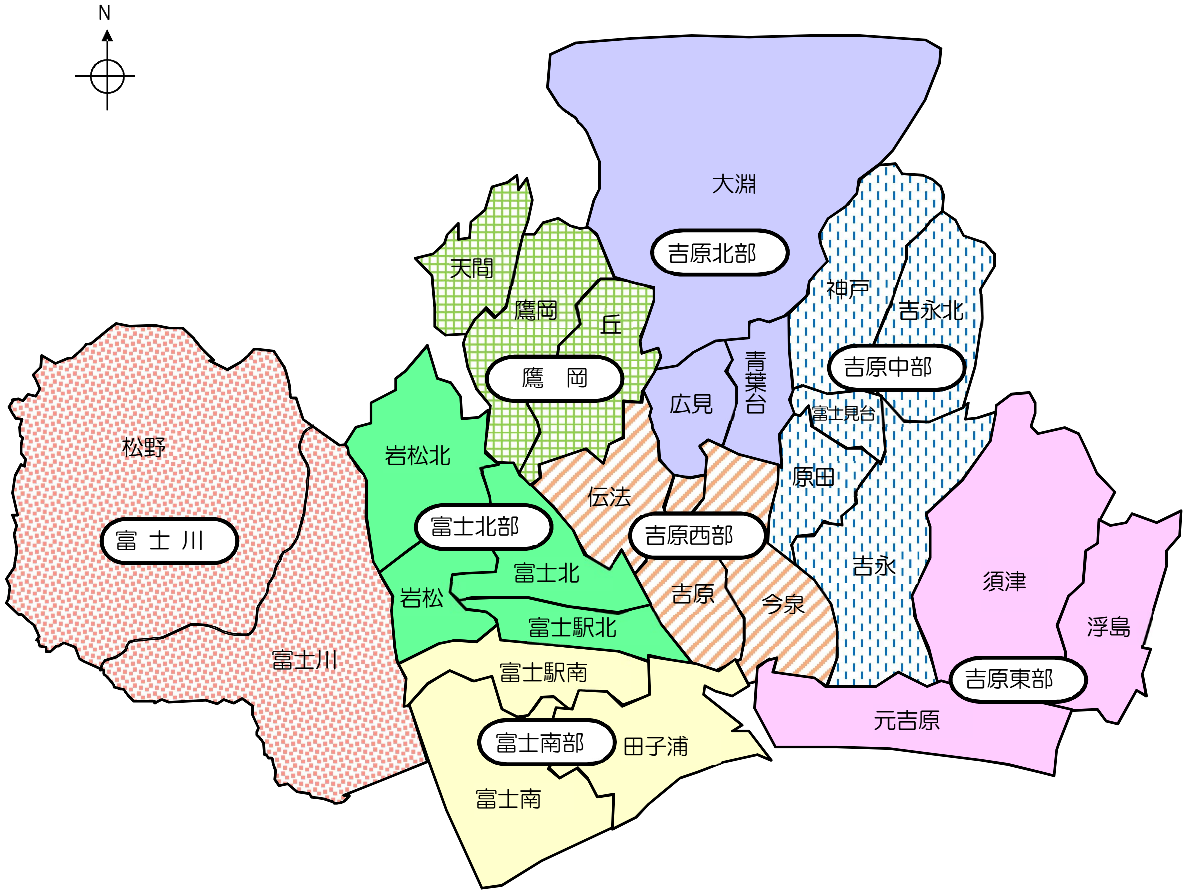

圏　域		地　区
1	吉原東部	須津、浮島、元吉原
2	吉原中部	神戸、富士見台、原田、吉永、吉永北
3	吉原北部	大淵、青葉台、広見
4	鷹岡	鷹岡、天間、丘
5	吉原西部	今泉、吉原、伝法
6	富士北部	岩松、岩松北、富士駅北、富士北
7	富士南部	富士駅南、富士南、田子浦
8	富士川	富士川、松野

（2）日常生活圏域ごとの高齢者の現状

日常生活圏域ごとの人口、高齢者数、介護度別認定者数は以下の通りです。

図表２－12　日常生活圏域ごとの高齢者等の状況（令和５年４月１日現在）

圏　域		地　区	人口	高齢者数	高齢化率	65～74 歳 高齢者数	75 歳以上 高齢者
1	吉 原 東 部	須津、浮島、元吉原	19,530	6,558	33.6%	3,100	3,458
2	吉 原 中 部	神戸、富士見台、 原田、吉永、吉永北	26,049	8,384	32.2%	4,007	4,377
3	吉 原 北 部	大淵、青葉台、広見	33,702	10,031	29.8%	4,493	5,538
4	鷹　　　岡	鷹岡、天間、丘	32,619	9,022	27.7%	4,112	4,910
5	吉 原 西 部	今泉、吉原、伝法	36,115	10,432	28.9%	4,797	5,635
6	富 士 北 部	岩松、岩松北、 富士駅北、富士北	41,455	10,205	24.6%	4,806	5,399
7	富 士 南 部	富士駅南、富士南、 田子浦	44,163	11,111	25.2%	5,111	6,000
8	富　士　川	富士川、松野	14,647	5,413	37.0%	2,461	2,952
合　計			248,280	71,156	28.7%	32,887	38,269

（注）人数は、町内会ごとの合計

図表２－13　日常生活圏域ごとの介護度別認定者数及び認定率（令和５年４月１日現在）

圏　域		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	認定者 合計	要介護 認定率
1	吉 原 東 部	91	196	227	193	127	141	100	1,075	16.4%
2	吉 原 中 部	111	207	250	226	168	175	121	1,258	15.0%
3	吉 原 北 部	111	221	308	247	182	189	125	1,383	13.8%
4	鷹　　　岡	114	225	269	260	179	193	107	1,347	14.9%
5	吉 原 西 部	189	335	370	309	210	220	125	1,758	16.9%
6	富 士 北 部	149	283	353	282	213	186	152	1,618	15.9%
7	富 士 南 部	192	258	374	310	223	216	136	1,709	15.4%
8	富　士　川	71	114	163	147	107	121	90	813	15.0%
合　計		1,028	1,839	2,314	1,974	1,409	1,441	956	10,961	15.4%

（注）人数は、町内会ごとの合計

吉原東部

（地区：須津、浮島、元吉原）

吉原東部圏域は、高齢化率が 33.6%となっており、市内で２番目に高齢化が進んでいる圏域です。

介護度別認定者数は「要支援１」、「要介護２」、「要介護３」が減少しているほかは増加しています。

要介護認定率は、令和５年は 16.4%となっており、市内で２番目に認定率が高くなっています。

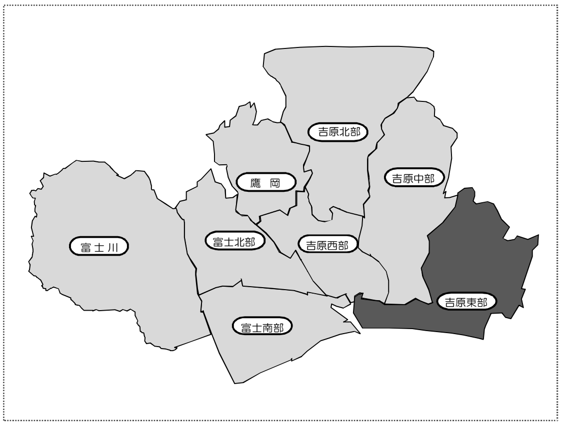

【高齢者等の状況】

	平成 29 年	令和２年	令和５年
人口	21,060	20,318	19,530
高齢者数	6,255	6,532	6,558
前期高齢者	3,124	3,203	3,100
後期高齢者	3,131	3,329	3,458
高齢化率	29.7%	32.1%	33.6%
富士市の高齢化率	26.3%	27.5%	28.8%

（各年４月１日現在）

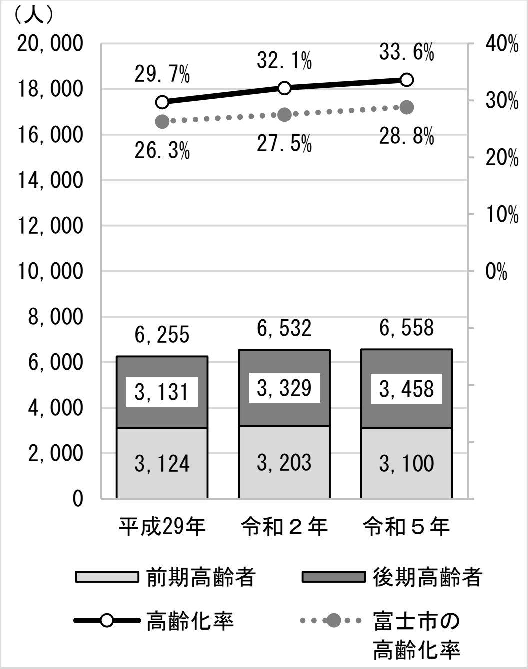

【介護度別認定者数及び認定率】

	平成 29 年	令和２年	令和５年
要支援１	100	97	91
要支援２	135	176	196
要介護１	210	199	227
要介護２	202	203	193
要介護３	147	155	127
要介護４	120	119	141
要介護５	93	91	100
合計	1,007	1,040	1,075
認定率	16.1%	15.9%	16.4%
富士市の認定率	15.1%	15.2%	15.6%

（各年４月１日現在）

＊認定者数：第２号被保険者を含んだ人数

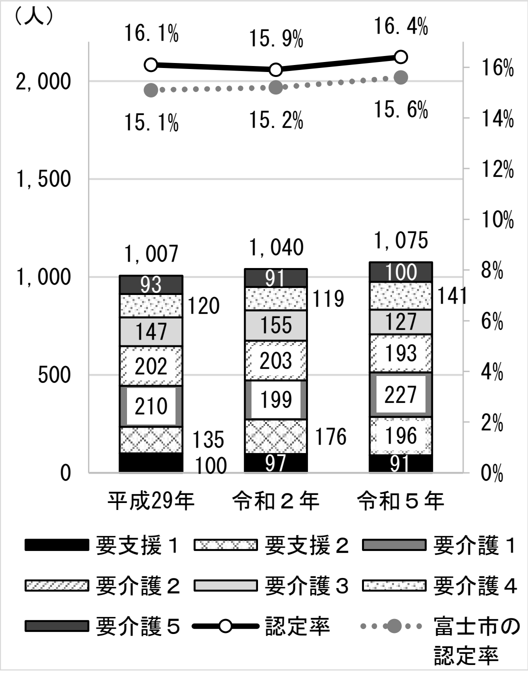

要介護リスクの傾向について

○最もリスクが高い項目は、「うつ傾向」の 39.4%となっています。
○市全体と比較すると、要介護リスク該当者の割合は、７項目中５項目で高く、特に「閉じこもり傾向」で 27.4%、「手段的日常生活動作（IADL）低い」で 16.2%となっています。

高齢者の生活状況等について

○居宅の種類は、「一戸建ての持ち家」が 93.4%となっています。また、「賃貸・貸間」の居住者は 5.4%となっています。
○「１人暮らし」は、一般高齢者、総合事業対象者・要支援認定者では 19.1%、要介護認定者では 22.9%となっています。
○現在の経済的状況が「大変苦しい」と「苦しい」の合計は、33.1%となっています。
○外出時の移動手段が「自動車(人に乗せてもらう)」の割合は、44.2%となっています。

健康状態について

○BMI：18.5 未満の「低体重」は、11.8%となっています。
○健康状態が「とてもよい」は 9.0%、「よくない」は 6.4%となっています。

介護予防活動の状況について

○介護予防に取り組んでいる人は 53.8%となっています。

認知症施策について

○認知症に関する相談窓口を知っている人は 20.0%となっています。
○自分や家族の認知症の可能性を感じたときの相談先は、「地域包括支援センター」が 21.5%、「認知症疾患医療センター」が 5.4%、「精神科や認知症専門の医療機関(物忘れ外来など)」が 26.7%となっています。

介護保険サービスについて

○介護保険サービスを現在利用している人は 72.7%、以前は利用していたが現在利用していない人は 7.0%、利用したことはない人は 17.1%となっています。
○介護保険サービスを利用している人のうち、「満足している」は 46.3%、「どちらかといえば満足している」は 43.4%、「満足していない」は 3.7%となっています。
○家族介護者が介護保険サービスを利用して感じることについて、「介護にかかる心身の負担が大きい」が 50.6%で最も割合が高く、次いで「介護にかかる経済的負担が大きい」が 22.9%、「介護保険サービスを利用して、精神的ゆとりが持てるようになった」が 19.3%となっています。

吉原中部

（地区：神戸、富士見台、原田、吉永、吉永北）

吉原中部圏域は、高齢化率が 32.2%となっており、市内で３番目に高齢化が進んでいる圏域です。

介護度別認定者数は「要介護１」と「要介護２」が減少しているほかは増加しています。

要介護認定率は、令和５年は 15.00%となっており、市内で６番目に認定率が高くなっています。

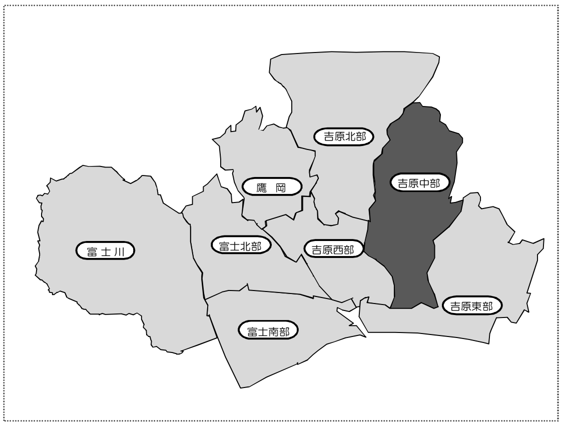

【高齢者等の状況】

	平成 29 年	令和２年	令和５年
人口	27,507	26,743	26,049
高齢者数	7,705	8,092	8,384
前期高齢者	4,192	4,117	4,007
後期高齢者	3,513	3,975	4,377
高齢化率	28.0%	30.3%	32.2%
富士市の高齢化率	26.3%	27.5%	28.8%

（各年４月１日現在）

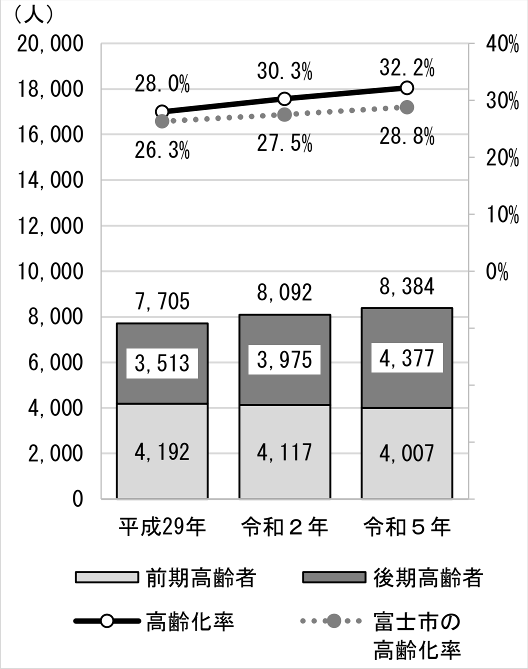

【介護度別認定者数及び認定率】

	平成 29 年	令和２年	令和５年
要支援１	97	97	111
要支援２	159	172	207
要介護１	272	255	250
要介護２	245	242	226
要介護３	182	160	168
要介護４	151	148	175
要介護５	90	103	121
合計	1,196	1,177	1,258
認定率	15.5%	14.5%	15.0%
富士市の認定率	15.1%	15.2%	15.6%

（各年４月１日現在）

＊認定者数：第２号被保険者を含んだ人数

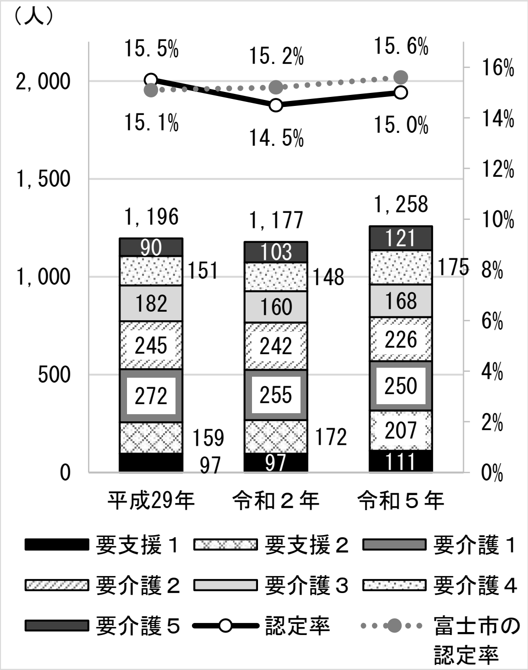

要介護リスクの傾向について

〇最もリスクが高い項目は、「うつ傾向」の 40.1%となっています。

〇市全体と比較すると、要介護リスク該当者の割合は、７項目中５項目で高く、特に「閉じこもり傾向」で 27.0%、「手段的日常生活動作（IADL）低い」で 15.9%となっています。

高齢者の生活状況等について

〇居宅の種類は、「一戸建ての持ち家」が 89.4%となっています。また、「賃貸・貸間」の居住者は 9.8%となっています。

〇「１人暮らし」は、一般高齢者、総合事業対象者・要支援認定者では 20.1%、要介護認定者では 15.2%となっています。

〇現在の経済的状況が「大変苦しい」と「苦しい」の合計は、37.1%となっています。

〇外出時の移動手段が「自動車(人に乗せてもらう)」の割合は、47.1%となっています。

健康状態について

〇BMI：18.5 未満の「低体重」は、11.1%となっています。

〇健康状態が「とてもよい」は 5.0%、「よくない」は 4.4%となっています。

介護予防活動の状況について

〇介護予防に取り組んでいる人は 51.7%となっています。

認知症施策について

〇認知症に関する相談窓口を知っている人は 11.4%となっています。

〇自分や家族の認知症の可能性を感じたときの相談先は、「地域包括支援センター」が 19.6%、「認知症疾患医療センター」が 9.0%、「精神科や認知症専門の医療機関(物忘れ外来など)」が 28.9%となっています。

介護保険サービスについて

〇介護保険サービスを現在利用している人は 68.6%、以前は利用していたが現在利用していない人は 3.9%、利用したことはない人は 24.5%となっています。

〇介護保険サービスを利用している人のうち、「満足している」は 47.8%、「どちらかといえば満足している」は 40.8%、「満足していない」は 1.9%となっています。

〇家族介護者が介護保険サービスを利用して感じることについて、「介護にかかる心身の負担が大きい」が 42.0%で最も割合が高く、次いで「介護保険サービスを利用して、身体的負担が軽減した」が 20.5%、「介護保険サービスを利用して、精神的ゆとりが持てるようになった」が 17.9%となっています。

吉原北部

（地区：大淵、青葉台、広見）

吉原北部圏域は、高齢化率が 29.8%となっており、市内で４番目に高齢化が進んでいる圏域です。

介護度別認定者数は「要支援１」と「要介護３」で減少しているほかは増加しています。

要介護認定率は、令和５年は 13.8%となっており、市内で最も認定率が低くなっています。

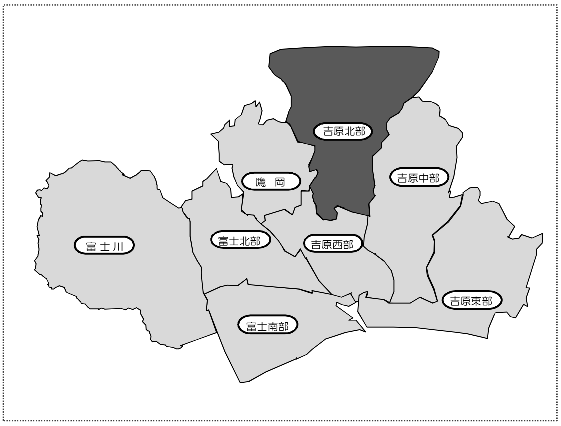

【高齢者等の状況】

	平成 29 年	令和２年	令和５年
人口	34,837	34,363	33,702
高齢者数	9,440	9,847	10,031
前期高齢者	5,190	4,873	4,493
後期高齢者	4,250	4,974	5,538
高齢化率	27.1%	28.7%	29.8%
富士市の高齢化率	26.3%	27.5%	28.8%

（各年４月１日現在）

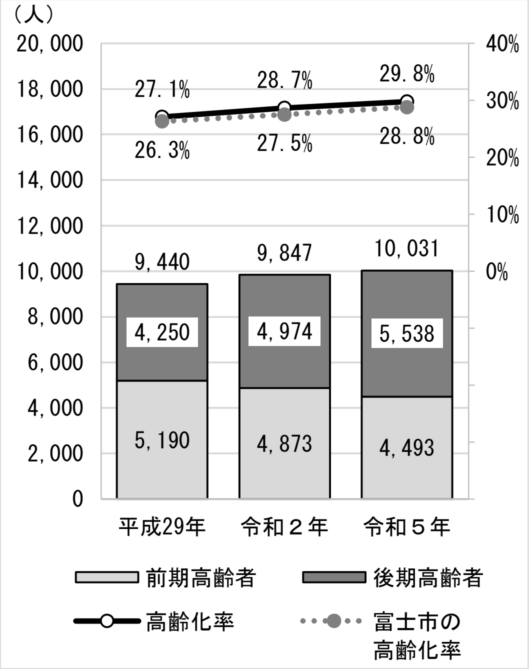

【介護度別認定者数及び認定率】

	平成 29 年	令和２年	令和５年
要支援１	108	123	111
要支援２	178	220	221
要介護１	256	270	308
要介護２	251	244	247
要介護３	223	219	182
要介護４	182	176	189
要介護５	134	119	125
合計	1,332	1,371	1,383
認定率	14.1%	13.9%	13.8%
富士市の認定率	15.1%	15.2%	15.6%

（各年４月１日現在）

＊認定者数：第２号被保険者を含んだ人数

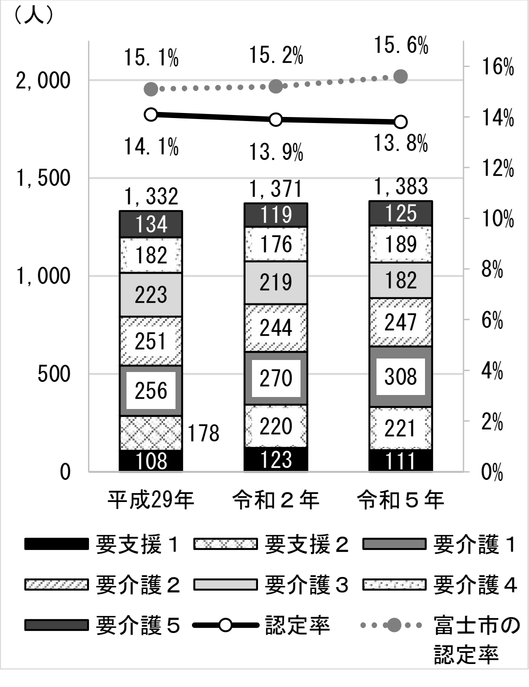

要介護リスクの傾向について

○最もリスクが高い項目は、「うつ傾向」の 39.1％となっています。

○市全体と比較すると、要介護リスク該当者の割合は７項目中５項目で高く、特に「閉じこもり傾向」で 27.1％、「口腔リスク」で 29.0％となっています。

高齢者の生活状況等について

○居宅の種類は、「一戸建ての持ち家」が 90.5％となっています。また、「賃貸・貸間」の居住者は 7.0％となっています。

○「１人暮らし」は、一般高齢者、総合事業対象者・要支援認定者では 19.5％、要介護認定者では 11.9％となっています。

○現在の経済的状況が「大変苦しい」と「苦しい」の合計は、34.6％となっています。

○外出時の移動手段が「自動車(人に乗せてもらう)」の割合は、44.7％となっています。

健康状態について

○BMI：18.5 未満の「低体重」は、9.7％となっています。

○健康状態が「とてもよい」は 6.0％、「よくない」は 3.7％となっています。

介護予防活動の状況について

○介護予防に取り組んでいる人は 52.7％となっています。

認知症施策について

○認知症に関する相談窓口を知っている人は 17.1％となっています。

○自分や家族の認知症の可能性を感じたときの相談先は、「地域包括支援センター」が 17.3％、「認知症疾患医療センター」が 8.5％、「精神科や認知症専門の医療機関(物忘れ外来など)」が 30.2％となっています。

介護保険サービスについて

○介護保険サービスを現在利用している人は 70.4％、以前は利用していたが現在利用していない人は 9.0％、利用したことはない人は 16.6％となっています。

○介護保険サービスを利用している人のうち、「満足している」は 44.1％、「どちらかといえば満足している」は 45.6％、「満足していない」は 1.5％となっています。

○家族介護者が介護保険サービスを利用して感じることについて、「介護にかかる心身の負担が大きい」が 50.8％で最も割合が高く、次いで「介護保険サービスを利用して、身体的負担が軽減した」が 20.6％、「介護保険サービスを利用して、精神的ゆとりが持てるようになった」が 19.8％となっています。

鷹岡

（地区：鷹岡、天間、丘）

鷹岡圏域は、高齢化率が 27.7%となっており、市内で６番目に高齢化が進んでいる圏域です。

介護度別認定者数は「要支援１」、「要支援２」、「要介護４」で増加しているほかは減少しています。

要介護認定率は、令和５年は 14.9%となっており、市内で２番目に認定率が低くなっています。

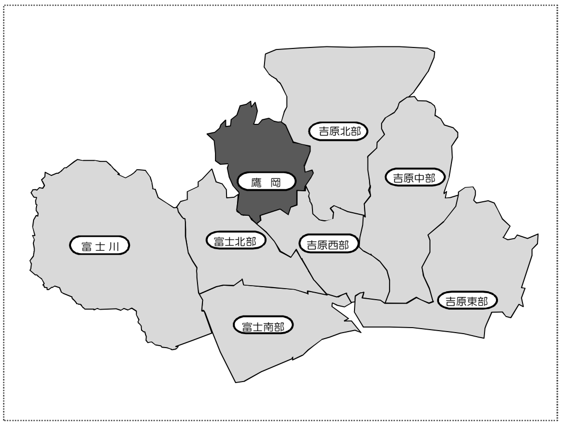

【高齢者等の状況】

	平成 29 年	令和２年	令和５年
人口	32,800	32,956	32,619
高齢者数	8,630	8,895	9,022
前期高齢者	4,476	4,323	4,112
後期高齢者	4,154	4,572	4,910
高齢化率	26.3%	27.0%	27.7%
富士市の高齢化率	26.3%	27.5%	28.8%

（各年４月１日現在）

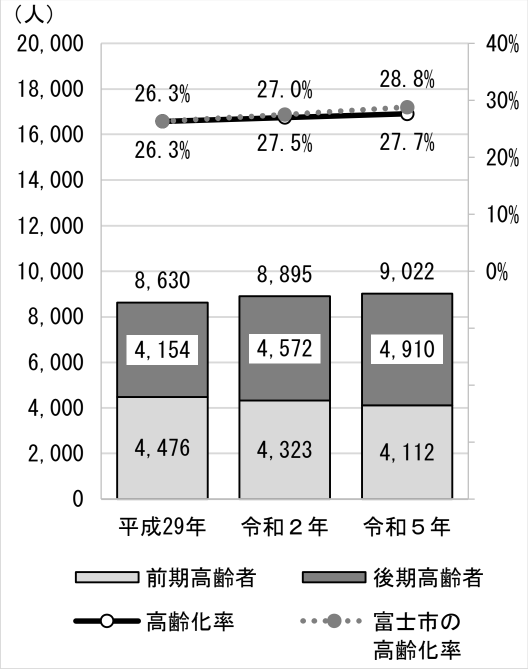

【介護度別認定者数及び認定率】

	平成 29 年	令和２年	令和５年
要支援１	115	97	114
要支援２	189	210	225
要介護１	275	281	269
要介護２	267	274	260
要介護３	228	197	179
要介護４	164	188	193
要介護５	123	117	107
合計	1,361	1,364	1,347
認定率	15.8%	15.3%	14.9%
富士市の認定率	15.1%	15.2%	15.6%

（各年４月１日現在）

＊認定者数：第２号被保険者を含んだ人数

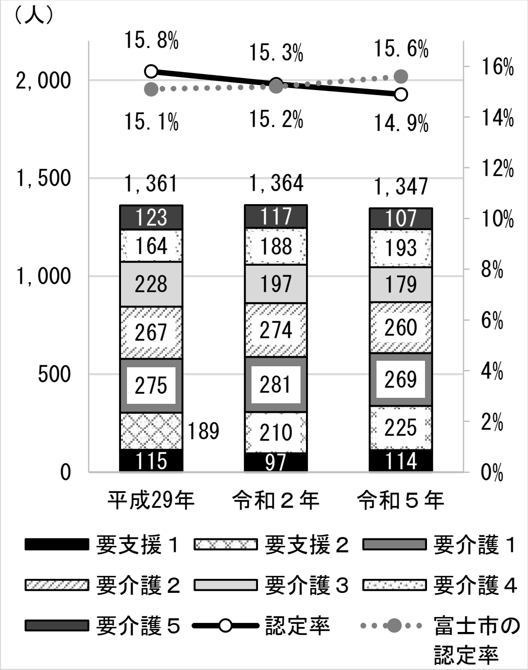

要介護リスクの傾向について

〇最もリスクが高い項目は、「うつ傾向」の 41.1%となっています。
〇市全体と比較すると、要介護リスク該当者の割合は７項目中６項目で低くなっています。

高齢者の生活状況等について

〇居宅の種類は、「一戸建ての持ち家」が 90.3%となっています。また、「賃貸・貸間」の居住者は 7.4%となっています。
〇「１人暮らし」は、一般高齢者、総合事業対象者・要支援認定者では 18.1%、要介護認定者では 9.0%となっています。
〇現在の経済的状況が「大変苦しい」と「苦しい」の合計は、36.9%となっています。
〇外出時の移動手段が「自動車(人に乗せてもらう)」の割合は、42.5%となっています。

健康状態について

〇BMI：18.5 未満の「低体重」は、8.5%となっています。
〇健康状態が「とてもよい」は 4.1%、「よくない」は 3.9%となっています。

介護予防活動の状況について

〇介護予防に取り組んでいる人は 48.6%となっています。

認知症施策について

〇認知症に関する相談窓口を知っている人は 15.5%となっています。
〇自分や家族の認知症の可能性を感じたときの相談先は、「地域包括支援センター」が 22.2%、「認知症疾患医療センター」が 8.4%、「精神科や認知症専門の医療機関(物忘れ外来など)」が 27.9%となっています。

介護保険サービスについて

〇介護保険サービスを現在利用している人は 75.8%、以前は利用していたが現在利用していない人は 5.0%、利用したことはない人は 15.0%となっています。
〇介護保険サービスを利用している人のうち、「満足している」は 46.7%、「どちらかといえば満足している」は 45.6%、「満足していない」は 0.5%となっています。
〇家族介護者が介護保険サービスを利用して感じることについて、「介護にかかる心身の負担が大きい」が 43.2%、「介護にかかる経済的負担が大きい」と「介護保険サービスを利用して、身体的負担が軽減した」、「介護保険サービスを利用して、精神的ゆとりが持てるようになった」がともに 21.6%となっています。

吉原西部

（地区：今泉、吉原、伝法）

吉原西部圏域は、高齢化率が 28.9%となっており、市内で５番目に高齢化が進んでいる圏域です。

介護度別認定者数は「要介護２」と「要介護３」で減少しているほかは増加しています。

要介護認定率は、令和５年は 16.9%となっており、市内で最も認定率が高くなっています。

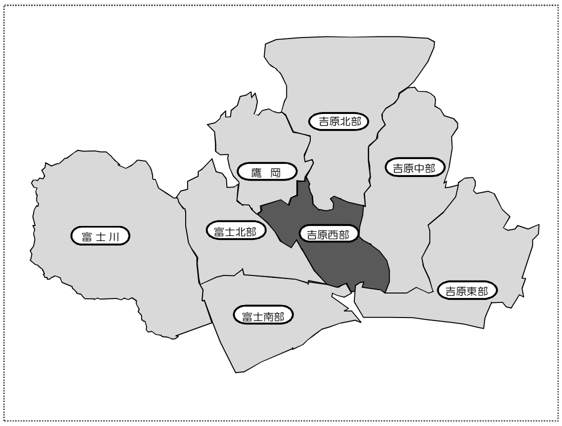

【高齢者等の状況】

	平成 29 年	令和２年	令和５年
人口	37,518	37,159	36,115
高齢者数	10,006	10,285	10,432
前期高齢者	4,997	4,841	4,797
後期高齢者	5,009	5,444	5,635
高齢化率	26.7%	27.7%	28.9%
富士市の高齢化率	26.3%	27.5%	28.8%

（各年４月１日現在）

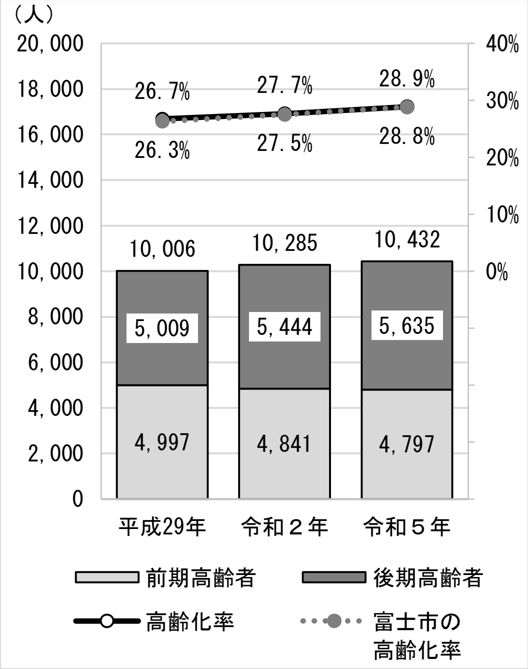

【介護度別認定者数及び認定率】

	平成 29 年	令和２年	令和５年
要支援１	124	173	189
要支援２	236	306	335
要介護１	338	346	370
要介護２	316	316	309
要介護３	262	251	210
要介護４	171	176	220
要介護５	119	122	125
合計	1,566	1,690	1,758
認定率	15.7%	16.4%	16.9%
富士市の認定率	15.1%	15.2%	15.6%

（各年４月１日現在）

＊認定者数：第２号被保険者を含んだ人数

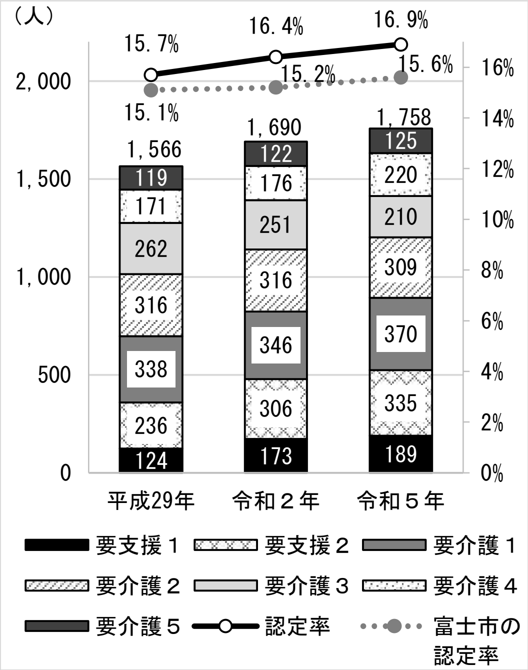

要介護リスクの傾向について

〇最もリスクが高い項目は、「うつ傾向」の 44.0%となっています。

〇市全体と比較すると、「うつ傾向」のほか「運動器の機能低下リスク」で 31.0%と市全体を上回っていますが、その他の５項目は低い割合となっています。

高齢者の生活状況等について

〇居宅の種類は、「一戸建ての持ち家」で 83.2%となっています。また、「賃貸・貸間」の居住者は 9.6%となっています。

〇「１人暮らし」は、一般高齢者、総合事業対象者・要支援認定者では 20.1%、要介護認定者では 18.2%となっています。

〇現在の経済的状況が「大変苦しい」と「苦しい」の合計は、34.9%となっています。

〇外出時の移動手段が「自動車(人に乗せてもらう)」の割合は、44.9%となっています。

健康状態について

〇BMI：18.5 未満の「低体重」は、10.6%となっています。

〇健康状態が「とてもよい」は 7.7%、「よくない」は 4.5%となっています。

介護予防活動の状況について

〇介護予防に取り組んでいる人は 48.5%となっています。

認知症施策について

〇認知症に関する相談窓口を知っている人は 14.2%となっています。

〇自分や家族の認知症の可能性を感じたときの相談先は、「地域包括支援センター」が 15.0%、「認知症疾患医療センター」が 9.4%、「精神科や認知症専門の医療機関(物忘れ外来など)」が 29.0%となっています。

介護保険サービスについて

〇介護保険サービスを現在利用している人は 69.7%、以前は利用していたが現在利用していない人は 5.8%、利用したことはない人は 20.1%となっています。

〇介護保険サービスを利用している人のうち、「満足している」は 48.8%、「どちらかといえば満足している」は 42.9%、「満足していない」は 2.4%となっています。

〇家族介護者が介護保険サービスを利用して感じることについて、「介護にかかる心身の負担が大きい」が 44.5%で最も割合が高く、次いで「介護保険サービスを利用して、精神的ゆとりが持てるようになった」が 24.1%、「介護にかかる経済的負担が大きい」と「介護保険サービスを利用して、身体的負担が軽減した」がともに 21.2%となっています。

富士北部

（地区：岩松、岩松北、富士駅北、富士北）

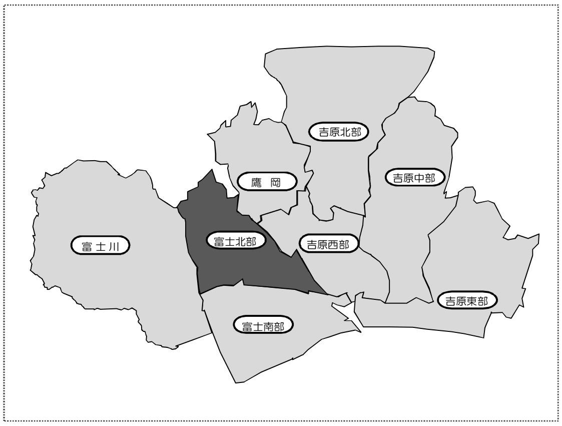

富士北部圏域は、高齢化率が 24.6%となっており、市内で最も高齢化率が低い圏域です。

介護度別認定者数は「要介護２」と「要介護４」で減少しているほかは増加しています。

要介護認定率は、令和５年は 15.9%となっており、市内で３番目に認定率が高くなっています。

【高齢者等の状況】

	平成 29 年	令和２年	令和５年
人口	41,417	41,639	41,455
高齢者数	9,448	9,908	10,205
前期高齢者	4,810	4,861	4,806
後期高齢者	4,638	5,047	5,399
高齢化率	22.8%	23.8%	24.6%
富士市の高齢化率	26.3%	27.5%	28.8%

（各年４月１日現在）

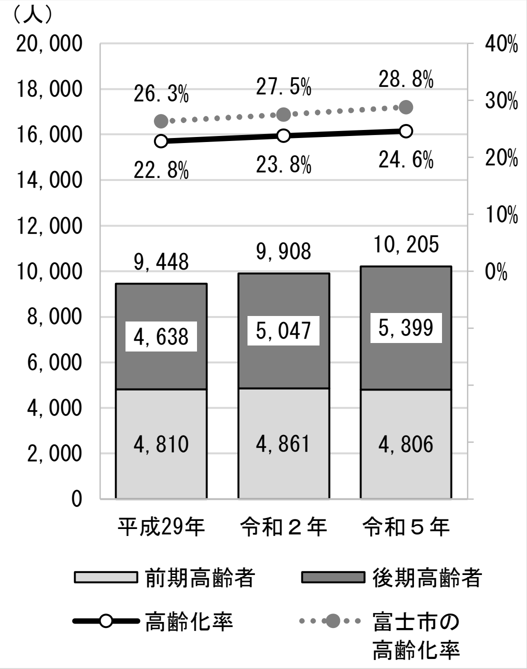

【介護度別認定者数及び認定率】

	平成 29 年	令和２年	令和５年
要支援１	140	148	149
要支援２	209	275	283
要介護１	277	303	353
要介護２	276	289	282
要介護３	286	205	213
要介護４	164	221	186
要介護５	124	132	152
合計	1,476	1,573	1,618
認定率	15.6%	15.9%	15.9%
富士市の認定率	15.1%	15.2%	15.6%

（各年４月１日現在）

＊認定者数：第２号被保険者を含んだ人数

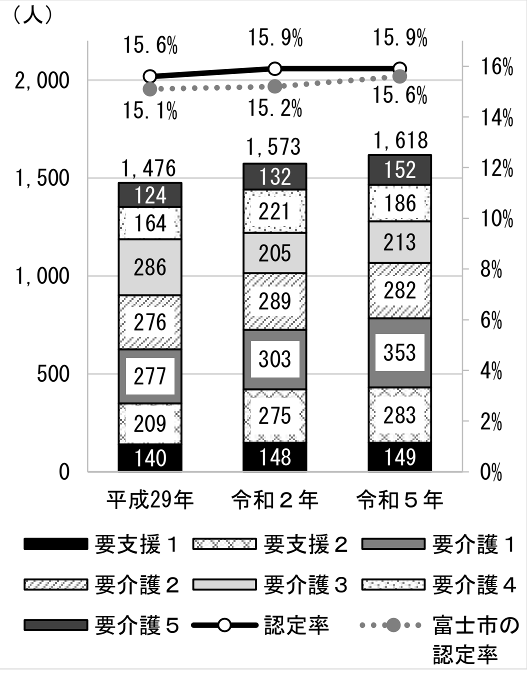

要介護リスクの傾向について

○最もリスクが高い項目は、「うつ傾向」の 46.7％となっています。
○市全体と比較すると、要介護リスク該当者の割合は７項目中４項目で高く、特に「うつ傾向」の割合が高くなっています。

高齢者の生活状況等について

○居宅の種類は、「一戸建ての持ち家」が 84.3％となっています。また、「賃貸・貸間」の居住者は 11.4％となっています。
○「１人暮らし」は、一般高齢者、総合事業対象者・要支援認定者では 20.8％、要介護認定者では 17.2％となっています。
○現在の経済的状況が「大変苦しい」と「苦しい」の合計は、34.2％となっています。
○外出時の移動手段が「自動車(人に乗せてもらう)」の割合は、44.6％となっています。

健康状態について

○BMI：18.5 未満の「低体重」は、9.8％となっています。
○健康状態が「とてもよい」は 6.6％、「よくない」は 4.3％となっています。

介護予防活動の状況について

○介護予防に取り組んでいる人は 51.4％となっています。

認知症施策について

○認知症に関する相談窓口を知っている人は 13.1％となっています。
○自分や家族の認知症の可能性を感じたときの相談先は、「地域包括支援センター」が 18.3％、「認知症疾患医療センター」が 9.1％、「精神科や認知症専門の医療機関(物忘れ外来など)」が 25.1％となっています。

介護保険サービスについて

○介護保険サービスを現在利用している人は 73.8％、以前は利用していたが現在利用していない人は 6.4％、利用したことはない人は 16.3％となっています。
○介護保険サービスを利用している人のうち、「満足している」は 47.1％、「どちらかといえば満足している」は 44.7％、「満足していない」は 0.5％となっています。
○家族介護者が介護保険サービスを利用して感じることについて、「介護にかかる心身の負担が大きい」が 35.8％で最も割合が高く、次いで「介護保険サービスを利用して、身体的負担が軽減した」が 23.1％、「介護保険サービスを利用して、精神的ゆとりが持てるようになった」が 20.9％となっています。

富士南部

（地区：富士駅南、富士南、田子浦）

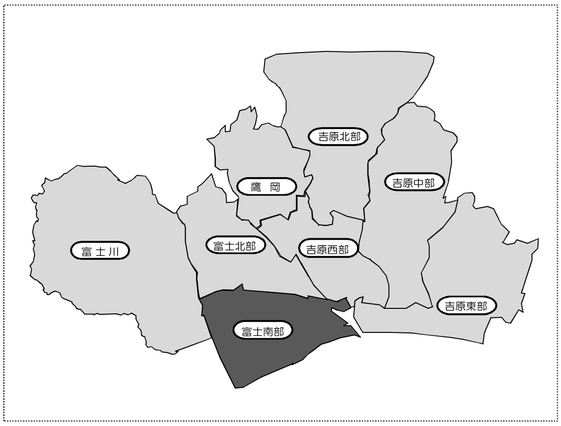

富士南部圏域は、高齢化率が25.2％となっており、市内で２番目に高齢化率が低い圏域です。

介護度別認定者数は「要支援２」、「要介護３」以上の各要介護度で減少しているほかは増加しています。

要介護認定率は、令和５年は15.4％となっており、市内で４番目に認定率が高くなっています。

【高齢者等の状況】

	平成29年	令和２年	令和５年
人口	43,677	43,981	44,163
高齢者数	10,284	10,811	11,111
前期高齢者	5,415	5,371	5,111
後期高齢者	4,869	5,440	6,000
高齢化率	23.5%	24.6%	25.2%
富士市の高齢化率	26.3%	27.5%	28.8%

（各年４月１日現在）

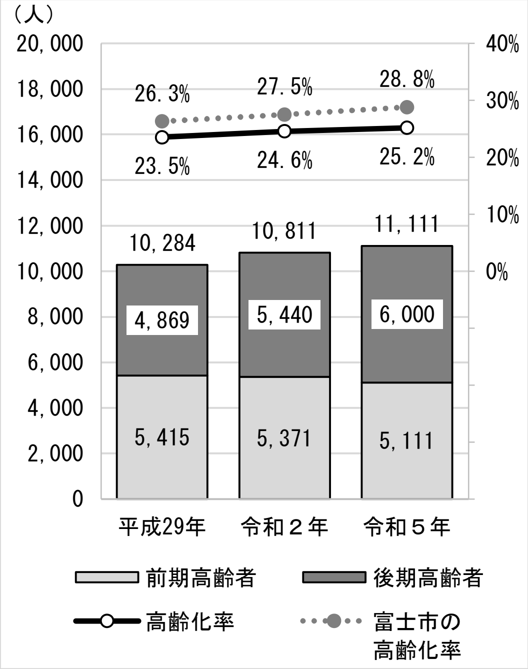

【介護度別認定者数及び認定率】

	平成29年	令和２年	令和５年
要支援１	87	151	192
要支援２	197	260	258
要介護１	325	355	374
要介護２	313	288	310
要介護３	237	263	223
要介護４	163	234	216
要介護５	126	144	136
合計	1,448	1,695	1,709
認定率	14.1%	15.7%	15.4%
富士市の認定率	15.1%	15.2%	15.6%

（各年４月１日現在）

＊認定者数：第２号被保険者を含んだ人数

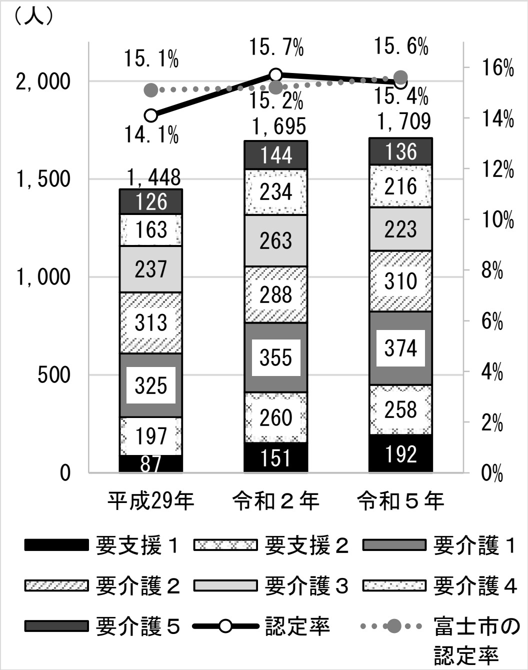

要介護リスクの傾向について

○最もリスクが高い項目は、「うつ傾向」の 41.1%となっています。
○市全体と比較すると、要介護リスク該当者の割合は、７項目中５項目で高く、特に「運動器の機能低下リスク」で 25.2%、「転倒リスク」で 31.1%、「閉じこもり傾向」で「手段的日常生活動作（IADL）低い」で 12.6%と最も低い割合となっています。

高齢者の生活状況等について

○居宅の種類は、「一戸建ての持ち家」が 81.0%となっています。また、「賃貸・貸間」の居住者は 12.2%となっています。
○「１人暮らし」は、一般高齢者、総合事業対象者・要支援認定者では 20.3%、要介護認定者では 14.0%となっています。
○現在の経済的状況が「大変苦しい」と「苦しい」の合計は、32.7%となっています。
○外出時の移動手段が「自動車(人に乗せてもらう)」の割合は、42.3%となっています。

健康状態について

○BMI：18.5 未満の「低体重」は、11.1%となっています。
○健康状態が「とてもよい」は 6.1%、「よくない」は 5.4%となっています。

介護予防活動の状況について

○介護予防に取り組んでいる人は 46.0%となっています。

認知症施策について

○認知症に関する相談窓口を知っている人は 13.8%となっています。
○自分や家族の認知症の可能性を感じたときの相談先は、「地域包括支援センター」が 16.4%、「認知症疾患医療センター」が 9.6%、「精神科や認知症専門の医療機関(物忘れ外来など)」が 27.9%となっています。

介護保険サービスについて

○介護保険サービスを現在利用している人は 73.2%、以前は利用していたが現在利用していない人は 5.5%、利用したことはない人は 18.5%となっています。
○介護保険サービスを利用している人のうち、「満足している」は 47.9%、「どちらかといえば満足している」は 45.0%、「満足していない」は 1.7%となっています。
○家族介護者が介護保険サービスを利用して感じることについて、「介護にかかる心身の負担が大きい」が 44.6 で最も割合が高く、次いで「介護にかかる経済的負担が大きい」が 19.7%、「介護のため、仕事や家事などが十分にできない」が 18.5%となっています。

富士川

（地区：富士川、松野）

富士川圏域は、高齢化率が 37.0%となっており、市内で最も高齢化が進んでいる圏域です。

介護度別認定者数は「要介護４」で減少しているほかは増加しています。

要介護認定率は、令和５年は 15.02%となっており、市内で５番目に認定率が高くなっています。

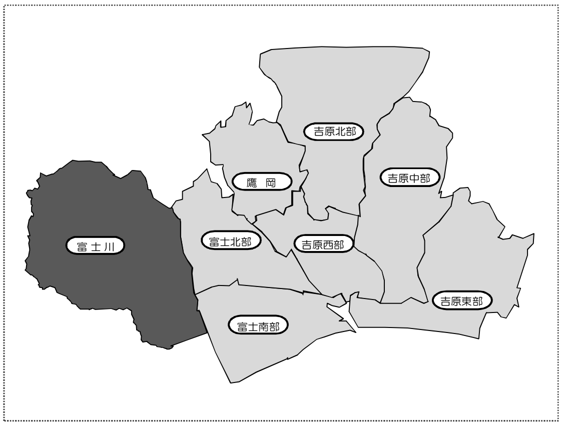

【高齢者等の状況】

	平成 29 年	令和２年	令和５年
人口	16,121	15,346	14,647
高齢者数	5,251	5,323	5,413
前期高齢者	2,695	2,573	2,461
後期高齢者	2,556	2,750	2,952
高齢化率	32.6%	34.7%	37.0%
富士市の高齢化率	26.3%	27.5%	28.8%

（各年４月１日現在）

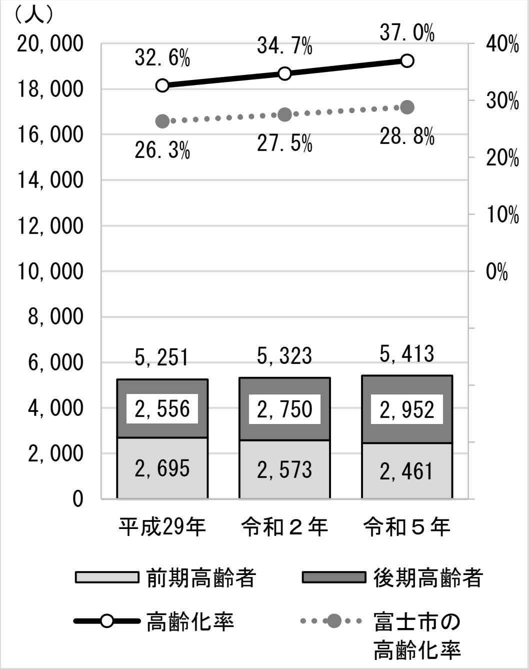

【介護度別認定者数及び認定率】

	平成 29 年	令和２年	令和５年
要支援１	59	48	71
要支援２	89	76	114
要介護１	145	125	163
要介護２	131	140	147
要介護３	133	105	107
要介護４	114	134	121
要介護５	91	77	90
合計	762	705	813
認定率	14.5%	13.2%	15.0%
富士市の認定率	15.1%	15.2%	15.6%

（各年４月１日現在）

＊認定者数：第２号被保険者を含んだ人数

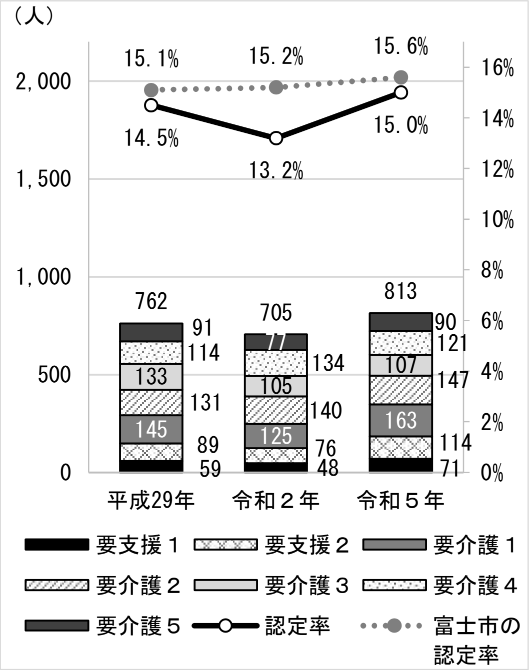

要介護リスクの傾向について

○最もリスクが高い項目は、「うつ傾向」の 43.0％となっています。
○市全体と比較すると、７項目中５項目で高く、特に「閉じこもり傾向」で 29.3％となっています。

高齢者の生活状況等について

○居宅の種類は、「一戸建ての持ち家」が 94.9％となっています。また、「賃貸・貸間」の居住者は 2.4％となっています。
○「１人暮らし」は、一般高齢者、総合事業対象者・要支援認定者では 17.4％、要介護認定者では 12.5％となっています。
○現在の経済的状況が「大変苦しい」と「苦しい」の合計は、25.1％となっています。
○外出時の移動手段が「自動車(人に乗せてもらう)」の割合は、42.2％となっています。

健康状態について

○BMI：18.5 未満の「低体重」は、10.4％となっています。
○健康状態が「とてもよい」は 5.7％、「よくない」は 4.2％となっています。

介護予防活動の状況について

○介護予防に取り組んでいる人は 57.8％となっています。

認知症施策について

○認知症に関する相談窓口を知っている人は 18.9％となっています。
○自分や家族の認知症の可能性を感じたときの相談先は、「地域包括支援センター」が 24.6％、「認知症疾患医療センター」が 9.6％、「精神科や認知症専門の医療機関(物忘れ外来など)」が 29.9％となっています。

介護保険サービスについて

○介護保険サービスを現在利用している人は 69.5％、以前は利用していたが現在利用していない人は 7.9％、利用したことはない人は 18.5％となっています。
○介護保険サービスを利用している人のうち、「満足している」は 46.7％、「どちらかといえば満足している」は 49.5％、「満足していない」は 2.8％となっています。
○家族介護者が介護保険サービスを利用して感じることについて、「介護にかかる心身の負担が大きい」が 48.4％で最も割合が高く、次いで「介護保険サービスを利用して、精神的ゆとりが持てるようになった」が 25.0％、「介護のため、仕事や家事などが十分にできない」と「介護保険サービスを利用して、自由な時間が増えた」がともに18.8％となっています。

５　前期計画（ふじパワフル８５計画Ⅵ）の評価

（1）施策の実施状況、目標値の達成状況（総括）

①高齢者保健福祉施策の実施状況評価

高齢者保健福祉施策の実施状況評価は、「ふじパワフル８５計画Ⅵ」の「事業名」ごとに主管課の担当職員が自己評価したものを整理したものです。

評価は、以下の５区分で行っています。

Ａ＝予定以上　　Ｂ＝予定通り　　Ｃ＝予定未満　　Ｄ＝中止　　Ｅ＝その他

６つの基本目標に掲げる各事業について、令和４年度の実施状況を担当課による自己評価を行ったところ、各基本目標でＡ評価（予定以上の実施）、Ｂ評価（予定通りの実施）の合計が、基本目標１と基本目標５で 60%台、基本目標２と基本目標６で 50%台、基本目標３と基本目標４で 70%台となっています。

全体的に、令和２年度から続く新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けた事業がみられます。

今期計画では、新型コロナウイルス感染症流行により実績が予定未満となった事業を予定通り進められるよう努めていきます。

＜各基本目標におけるＡ評価、Ｂ評価の事業の割合＞

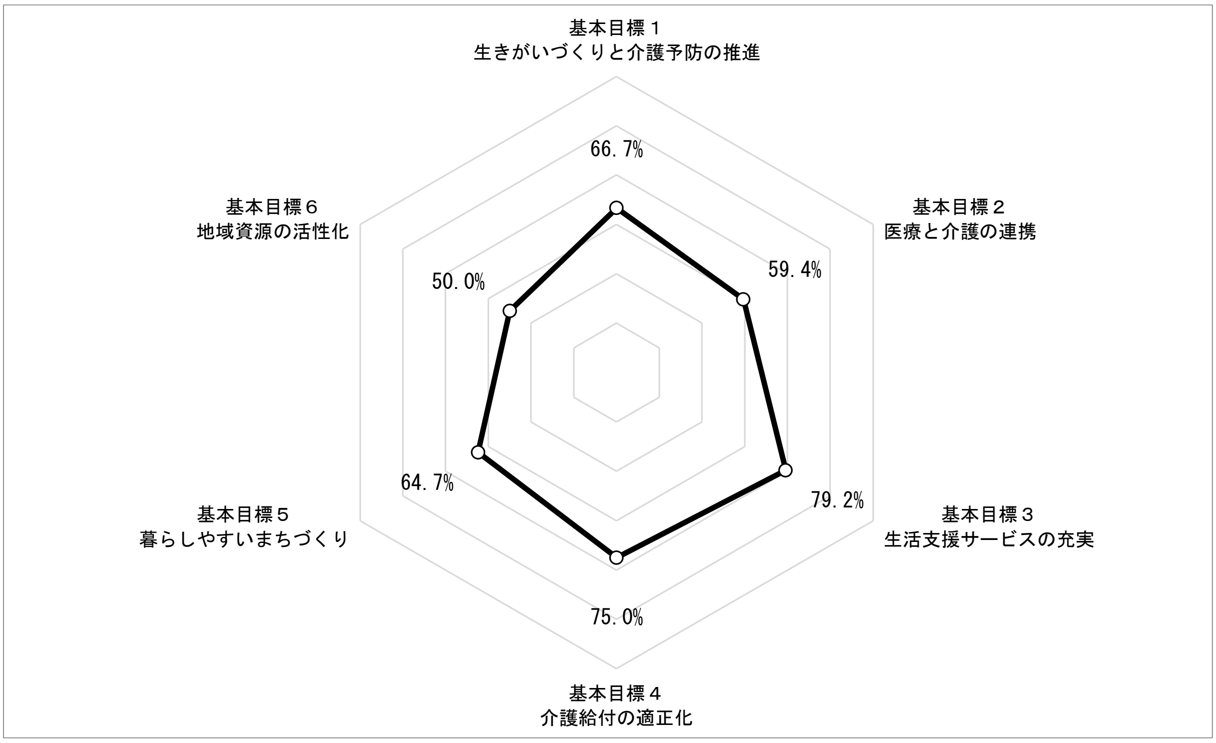

②各基本目標における目標値を達成した事業・活動等の状況

目標値を設定している事業・活動等について、令和３年度、令和４年度の事業・活動等の状況をみると、「基本目標１」と「基本目標５」、「基本目標６」では目標値を達成した項目は 50%以下となっており、特に「基本目標５」では令和３年度、令和５年度ともに 23.1%（13 事業・活動中３事業・活動）となっています。

また、「基本目標２」と「基本目標３」、「基本目標４」では 50%以上となっています。この中で比較的割合が高い基本目標は「基本目標４」で、令和３年度、令和４年度ともに 70.6%（17 事業・活動中 12 事業・活動）となっています。

＜各基本目標における、目標値を達成した事業・活動等の割合＞

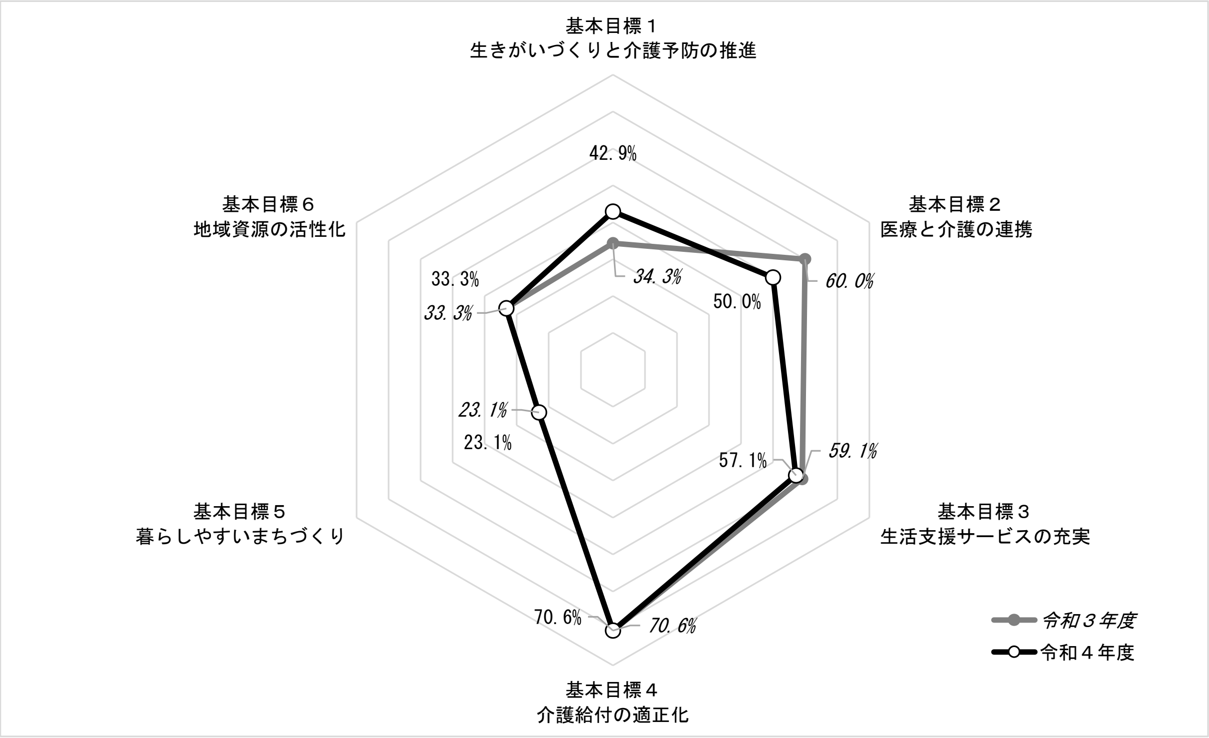

※検証可能な事業のみ

（２）各事業の実施状況評価

基本目標１　生きがいづくりと介護予防の推進

推進施策１－１　自立支援、介護予防・重度化防止の推進

○「栄養改善教室」は、令和４年度に実施会場を見直すとともに実施回数を増加したことで、参加者数の増加につながりました。

○「生活・介護支援サポーター養成講座」は、令和３年度は学校によっては中止となりましたが、計画値を上回る参加者がみられました。

○「介護予防教室」や「健康づくりデイサービス」では、コロナ禍により、参加者数の減少や伸び悩みの傾向がみられます。

○今後は、地域のニーズに対応した介護予防の取組を推進するとともに、デジタル化社会に適した情報発信を進めるなど、多様な手段を活用して情報発信、介護予防への参加促進に向けた取組が必要です。また、ニーズに対応できる人材の確保・育成、技能向上の支援が必要です。

推進施策１－２　生涯にわたる心身の健康づくり

○「ふじ健康ポイント事業」は、登録者数が令和３年度、令和４年度とも計画値を上回り、さらには登録者数が増えているなど、順調に浸透しています。

○「食育推進事業」は、食育推進会議の開催により、富士市食育推進計画に基づくライフステージごとの食育の取組について検討を行いました。

○今後は、高齢者の健康づくりに向けた体制整備、継続的な取組の推進とともに、デジタル機器を活用した啓発活動の推進が必要です。

推進施策１－３　生きがいづくり

○「富士市ファミリー農園事業」は、市が管理する農園が令和４年度に１か所閉鎖されたものの、継続して利用する高齢者が多く、生きがいづくりとして利用している高齢者が多くみられます。

○「男女共同参画を推進する社会の充実」は、性別の役割の意識が計画以上に変化しており、男女共同参画に関する意識が浸透しています。

○「公立保育園・幼稚園における世代間交流事業」、「小・中学校における世代間交流事業・福祉教育」ともに、コロナ禍により、多くの学校で児童・生徒と高齢者との交流を中止したため、実施率は低い水準となっています。

○今後は、利用者・参加者の満足度が高い事業は継続するとともに、より多くの高齢者が参加できるよう実施体制の改善が必要です。また、感染症の対策を取りながら、可能な範囲で実施できる体制の充実が必要です。

推進施策１－４　地域力の活用と育成

○「高齢者就労支援事業」は、令和３年度、令和４年度ともに、広報誌に計画値を上回る回数の掲載を行い、多くの市民に情報発信を行いました。

○「社会福祉センター事業」は、コロナ禍に対応するため、利用者の制限を行いながらの実施となりました。

○「悠容クラブの育成と活動助成」と「ふれあい・いきいきサロンへの支援」は、担い手の不足により、活動が徐々に低下しています。
○「26 地区福祉推進会の研修会開催」は、感染症対策のため実施方法を変更しました。また、「高齢者ボランティアの育成と活動支援」は、コロナ禍のため、活動を中止しました。
○今後は、感染症の流行に配慮しながら、地域の活動の担い手の確保・育成を図るとともに、地域住民の参加意欲の醸成、参加促進が必要です。

基本目標２　医療と介護の連携

推進施策２－１　医療・介護の提供体制の整備

○「在宅医療・介護連携支援相談窓口事業」は、コロナ禍にも関わらず多くの相談を受けており、専門的な立場からの相談対応が、市民に浸透してきています。
○「リハビリテーション専門職との連携の推進」は、地域支援事業の見直しにあたって、リハビリテーションの専門職に会議に参加していただき、連携の端緒を開きました。
○「在宅療養についての市民への啓発」は、講演会を開催し、参加者の多くに内容を理解していただき、在宅利用の重要性が浸透してきています。
○今後は、多くの専門機関・専門職との連携体制の充実を図るとともに、市民への継続的な啓発活動が必要です。

推進施策２－２　認知症施策の推進

○市民の認知症に対する関心は高く、「認知症サポーター養成講座」、「認知症地域見守り体制の構築」、「若年性認知症の人と家族への支援」は、参加者数が計画を上回り、コロナ禍に関わらず、積極的に参加している市民が多くみられます。
○「認知症地域支援推進員の活動」は、令和３年度は活動を中止したキャラバンメイト養成研修、ステップアップ研修を実施しています。
○「認知症の人と家族のみちしるべ（認知症ケアパス）の活用の推進」は、令和２年度に増刷したものの、相談窓口を知っている高齢者の割合は低くとどまっています。
○今後は、地域ぐるみで認知症の人を支える仕組みを充実させるとともに、医療と介護の連携体制を引き続き充実していくことが必要です。

推進施策２－３　保健・医療の充実

○「健康教育事業（生活習慣病予防、フレイル予防）」は、感染対策を講じながら、目標値を上回る回数を実施できました。
○「健康相談（心身の健康に関する個別相談）」は、コロナ禍の長期化により健康への関心が高まり、相談の要望が増えています。
○「高齢者を対象とする定期予防接種事業」は、65 歳となる高齢者への肺炎球菌ワクチンの接種率が計画値を上回りました。

○「特定健康診査・特定保健指導事業」、「後期高齢者の健康診査」、「健康相談事業（健康相談、栄養相談、個別相談）」など、多くの事業が、コロナ禍により実施回数の減少や実施規模を縮小しています。

○今後は、コロナ禍以前から課題となっている健康診査、歯科検診等の受診率向上を図るとともに、かかりつけ医の重要性の情報発信が必要です。

推進施策２－４　介護人材の確保及び資質の向上

○「介護従事者新任職員研修」は、毎年実施していますが、コロナ禍以降受講者が減少しています。

○「介護支援専門員研修」は、感染症対策のため、令和４年度にWebを中心とした研修を実施しており、より効果の高い研修方法を検討しています。

○「介護職員初任者研修受講費補助金」は、補助金交付の対象者数が、令和３年度、令和４年度とも計画値を大幅に下回っています。

○今後は、介護人材の確保、定着及び資質の向上のため、必要とされる支援を行えるよう事業内容を見直しながら実行していくことが必要です。

推進施策２－５　介護保険施設の計画的整備

○「介護保険サービスの基盤整備」は、地域密着型サービス事業所の新規施設整備及び開設準備について、事業者選定委員会を開催し、地域密着型サービスの整備事業者を選定しています。

○「富士市地域密着型サービス運営協議会の開催」は、予定通り会議を開催し、本市の地域密着型サービスの適正な運営等に関し、介護保険の被保険者及び関係者の意見を反映させるための取組を行うことができています。

○「地域に密着した事業所運営の推進」は、コロナ禍により、運営推進会議を中止する事業所がみられましたが、５類移行後は中止することなく開催されています。

○今後は、地域の高齢化や要介護者数の推移を見据え、必要となる地域密着型サービスの提供体制を確保できるよう計画的に実行していくことが必要です。

基本目標３　生活支援サービスの充実

推進施策３－１　地域包括支援センターの機能強化

○「地域ケア会議」は、これまで開催していた２種類の会議のほか、令和４年度には多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討し、自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めることを目的とした「自立支援会議」、各包括から抽出された共通する課題（8050問題）をテーマとした「地域ケア推進会議」を開催しました。

○「地域包括支援センター職員の配置」と「地域包括支援センター運営協議会」は計画通り進んでいます。

○「高齢者地域支援窓口の設置」は、窓口設置の募集をしたものの応募がなかった地区があり、全小学校区への設置目標が未達成となっています。

〇今後は、高齢者が身近に相談できる窓口の設置を進めていくとともに、高齢者支援の中心となる地域包括支援センターの体制の充実が必要です。

推進施策３－２　在宅高齢者への支援

〇「大型ごみ等戸別収集事業」は、計画値を上回る利用者がみられます。

〇「安否確認事業　さわやかコール」は、新規登録者がいる一方で、死亡や施設入所による廃止・停止もみられるため、利用者数は横ばいとなっています。

〇「『富士市在宅介護者家族の会』の支援」と「民生委員児童委員の支援」は、コロナ禍により、一部の活動が中止となっています。

〇今後は、在宅高齢者本人や家族の生活状況、支援のニーズを把握しながら、それぞれの状況に適した支援の実施とともに、必要な高齢者に必要な支援が届くよう支援対象や条件を常に検証・改善することが必要です。

推進施策３－３　人権の尊重と支援

〇「高齢者虐待防止相談事業」は、近年、100 件を超える相談を受けています。また、市民への啓発のための講演会は、令和２年度、令和３年度は中止しましたが令和４年度に開催しました。

〇「成年後見制度相談事業」は、令和３年度、令和４年度とも計画値を上回る相談を受けており、「成年後見制度利用支援事業（市長申立て）」は、令和３年度、令和４年度とも計画値を上回る申立てを行っています。

〇「日常生活自立支援事業」は、相談を受けた際に成年後見制度を利用するケースが増えていることから、契約件数は計画値を下回っています。

〇今後は、高齢者の権利を守ることを主な目的として、それぞれの状況に適した支援・事業を行えるよう、制度の周知・啓発とともに、支援体制の充実が必要です。

基本目標４　介護給付の適正化

推進施策４－１　介護給付適正化計画の推進

〇要介護認定やケアマネジメントの適正化は、概ね計画通り進められていますが、「要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮」については、コロナ禍により、調査の実施や取りまとめが遅れるケースがみられました。

〇今後も、介護給付適正化を推進するため、効果的・効率的に各事業を進めていくことが必要です。

推進施策４－２　介護保険サービスの環境整備

〇「介護保険サービス事業者の指導　集団指導」は、概ね計画どおりに進められています。集団指導については、感染症対策及び受講機会の拡大を図るため、会場型から Web 方式に開催方法を変更しました。

〇ケアの質の向上に向けた取組への支援に関する各事業は、コロナ禍の影響を受けながら、ほぼ計画通り進んでいます。

今後も、介護保険サービスの適正な運営及び質の向上に関する取組を進めていく必要があります。

推進施策４－３　情報提供の充実

〇市民への情報提供のため「介護保険・高齢者福祉のパンフレット作成」は計画通り実施しましたが、「市政いきいき講座等の開催」は、コロナ禍により、中止しました。

〇介護サービスの公表は、計画通り進んでいます。

〇今後も、介護保険制度について分かりやすくお知らせするため、効果的な方法・内容を検討しながら実施していくことが必要です。

基本目標５　暮らしやすいまちづくり

推進施策５－１　住居・生活環境の整備

〇「高齢者等に対応した市営住宅の供給」は、入居があった部屋は全室バリアフリー化を行っています。

〇「富士市外出支援サービス」は、計画値を上回る利用がみられ、要介護４・５の認定者に、制度の周知が進んでいます。

〇「特定公園施設のバリアフリー化」は、令和４年度には新たなバリアフリートイレの設置は行っていません。

〇今後も、入居者のいる市営住宅のバリアフリー化とともに、道路や公園、トイレのバリアフリー化を進める必要があります。また、公共交通や外出支援について、高齢者のニーズに適した交通体系の確立が必要です。

推進施策５－２　安心して暮らせる環境の整備

〇「交通安全教育」は、取組のうち公共交通回数券の交付について、高齢者の自動車運転免許返納の浸透とともに、交付の申請者が増えています。

〇市民向けの防災・防火対策や防犯対策、緊急時における連携体制の強化は、コロナ禍により、事業の中止や縮小を行っています。

〇今後も、平常時・緊急時ともに高齢者や家族の安全な生活を確保するため、災害時に備えた体制整備や動車運転免許返納の促進、消費者問題の情報発信等が必要です。

推進施策５－３　緊急事態時の対応体制の整備

〇感染症や災害等の緊急事態に向けた各種取組について、計画通り進んでいます。

〇今後も、国や県の動向、地域の災害リスクの状況を把握しながら、緊急時に利用者や職員の安全を確保するための対策が必要です。

基本目標６　地域資源の活性化

推進施策６－１　生活支援体制整備の推進

〇「第１層協議体会議の開催」と「コーディネーター連絡会の開催」は、コロナ禍により、各地区での協議が進まず、市全体の会議も計画通り開催できませんでした。

○「住民主体の支え合い活動の担い手の育成」は、令和３年度から令和４年度にかけて、地域での活動を見える化する「お宝探し講座」を開催しました。
○今後は、市内各地区での体制の構築、協議を進めるとともに、地域住民の関心を高めるための取組の検討、実施が必要です。

第３章　高齢者保健福祉施策の課題

本市の総人口は、令和５年４月１日現在で 248,368 人であり、そのうち 65 歳以上の高齢者が 71,176 人みられ、総人口の 28.7％を占めています。なお、高齢者のうち、53.8％にあたる 38,274 人は 75 歳以上の後期高齢者にあたり、高齢者の中でも高い年齢層の人口が増えています。

この傾向は当面続き、計画期間最終年度の令和８年度には高齢化率は 30％目前になると想定されます。また、『団塊の世代』及びそれに続く年齢層が 75 歳に至ることで、後期高齢者の人数がさらに増えていくことが考えられます。さらには、令和 22 年度（2040 年度）には『団塊ジュニア世代』が 65 歳以上となり、高齢化のピークを迎えます。その過程において、高齢者夫婦世帯や一人暮らし高齢者、高齢者のみの２世代世帯、認知症高齢者が増加するとともに、高齢者を支える現役世代の減少が続くとみられます。

これまでも、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、地域包括ケアシステムの充実・深化を進めてきました。今後、さらに進む高齢化の進行で発生しうる多様な問題に対応できるよう、社会構造の変化を前提とした支え合いの仕組みづくりが必要です。

本計画では、本市における課題として、以下の８点を設定し、これらの課題の解消に向けて、あらゆる取組を進めていきます。

１　健康の維持・改善を進めるための意識の啓発、取組の促進

運動不足や栄養の偏りといった健康上の課題の改善や健康状態の維持のため、まずは自分の健康状態の把握が必要であり、そのために健康診査や各種検診の受診が必要となりますが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響もあり、本市では受診が伸びない状態が続いています。また、健康や身体機能の維持・改善に向けた介護予防についても、事業や講座が中止になったり、参加者が減少したり、取組が進みにくい状況が続いてきました。

健康維持や介護予防への意識は、生活環境や居住地域等により傾向に差がみられることから、身近な地域で取り組める健康づくりや介護予防、生活改善など、可能な範囲で取組を進められるよう、意識の啓発や具体的な取組を促進することが必要です。

２　医療と介護の連携

本市では、医療機関と介護サービス事業所の連携に向けて、連携の推進会議、富士市立中央病院を中心とした医療・介護関係者への相談支援体制、リハビリテーション専門職との連携推進など、多様な取組を進めてきました。

その一方で、かかりつけ医のいる高齢者の割合は目標値を下回っており、今後の要介護認定や健康維持のためにも、意識の啓発が必要です。

さらには、すでに進んでいる医療・介護の連携のさらなる推進、支援対象の高齢者の情報の共有化など、より効果的、効率的な連携の推進に努めていく必要があります。

３　高齢化の進行とともに増え続ける認知症高齢者の支援

令和４年度の本市の認知症高齢者数は 7,191 人となっており、高齢者の 10.2%が該当しています。今後、後期高齢者の増加とともに、認知症高齢者数も増加していくと考えられます。

これまでにも、元気な高齢者への認知症予防や、高齢者の家族を支援するための地域での活動、認知症高齢者を地域住民が見守るための講座や支援活動を行ってきました。

認知症予防や認知症支援について、市民の関心は高く、関連する講座に目標値を上回る市民が参加しています。また、認知症高齢者に対する医療機関の対応も確実に実施されており、支援体制は着実に整備されていると考えます。その一方で、認知症に関する相談窓口を知っている市民の割合は低く、さらなる浸透が必要となります。

今後は、増え続けることが想定される認知症高齢者への支援に向けた幅広い連携体制の整備、充実を進めるとともに、認知症になっても自分らしい暮らしができるような環境の整備が必要です。

４　高齢者一人一人が希望する生活を継続するための効果的な支援の提供

地域で生活している高齢者には、一人暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯、高齢者の親族（兄弟姉妹等）のみの世帯など、様々な家族構成があります。また、自立した生活を営める高齢者や周囲の支援や介護専門職の支援が必要な高齢者、認知症の高齢者など、高齢者一人一人が様々な課題を抱えて生活しています。

それぞれの生活状況や心身の健康状態・要介護状態、家族構成など、課題を的確に把握し、市の保健福祉事業や介護保険事業、関連する団体の支援サービスなど必要な支援を行えるよう、ニーズの把握、供給体制の確保、質の向上に向けた実態の把握・改善の体制充実が必要です。

このうち、事業・サービス提供に携わる人材は、全国的な不足や高齢化が進んでいることから、長期的な人材の確保・育成を進めていく必要があります。また、関連する事業所に対して、人材の確保や育成など、効果的な支援の推進が必要となります。

５　持続可能な介護保険サービス提供体制の確保

高齢者数の増加に加え、75 歳以上の後期高齢者の割合も増えていくことが見込まれており、これにより要介護認定率が上昇し、要支援・要介護認定を受けて介護保険サービスを利用できる要介護認定者数も増加していくことが見込まれています。

令和４年度の介護保険サービス利用者数を見ると、月平均 9,299 人のサービス利用者のうち、自宅で生活するために訪問介護や通所介護などを利用する在宅受給者は 6,762 人と全体の 72.7%にあたり、多くの要介護認定者は在宅で生活しています。

在宅介護実態調査では、家族介護者の意識として、介護保険サービスの利用が「負担の軽減」や「精神的なゆとり」につながったとする回答がそれぞれ22.0%、23.4%あり、サービス利用による効果が表れています。

今後も、高齢者の生活の質の向上や家族介護者の負担の軽減のため、適切な介護保険サービスの利用の促進は必要です。また、必要となる介護サービスの提供体制を確保するため、本人の状況や意向に即した適切なケアマネジメントの実施、人材の確保・育成、介護ロボット・ＩＣＴ等の導入による介護分野における生産性の向上、事業者の運営指導や災害発生時の対応など、多様な取組の支援、推進が必要となります。

６　地域の社会構造に対応した、暮らしやすい地域づくりの推進

市内には鉄道、バス路線が整備されているものの、自家用車による移動が主流であり、自動車運転免許証を返納した後の日常生活が困難になる地域もみられます。

これまで、新型コロナウイルス感染症の影響により外出を控える高齢者が多くみられましたが、外出制限の解除により、感染症に配慮しながら外出の促進、地域活動への参加の促進を進めることが必要となります。また、コロナ後の生活形態の変化に対応できるよう、屋外での生活や活動、多様な外出手段の確保など、ソフト・ハードの両面から高齢者の生活・活動を支える地域づくりの推進が必要となります。

７　地域包括ケアシステムの拠点・窓口機能の充実

平成27年度から進めてきた「地域包括ケアシステムの構築」は、高齢者が身近な地域で可能な限り自分らしい生活を送ることを目指しています。その中核として、本市では８つの日常生活圏域それぞれに地域包括支援センターが設置・運営されています。主に、地域の高齢者や家族の生活支援、組織運営に必要な人材の確保・育成を担い、さらには状況に応じて関係者との会議・調整の実施、その結果の現場への反映などを行っています。

今後、さらなる高齢化の進行、課題の多様化・複雑化に対応できるよう、必要な職種の確保、専門職との連携ネットワークの充実を進めていく必要があります。

また、小学校区単位26圏域のうち地域包括支援センターが設置されていない小圏域で設置を進めている高齢者地域支援窓口について、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が停滞していたことから、窓口の活発な活動を促進する必要があります。

８　高齢者を支える人材の確保、高齢者同士が支え合う地域づくり

福祉分野の全国的な課題の１つとして、「福祉人材の不足」が挙げられます。

介護の現場においては、高年齢の職員が長期間勤め、若年層の人材が不足しています。介護サービスの持続性、安定したサービスの継続に向けて、若い人材の確保・育成は不可欠です。

また、地域においても、少子化や人口流出による若者の減少、夫婦共働きの進行や企業の定年延長などにより、元気・健康的な現役世代や前期高齢者が社会的な役割を担い続けることにより、地域社会の担い手が不足する傾向が顕著となりつつあります。

今後は、若者・現役世代が可能な範囲で地域の福祉活動に参加するよう促すとともに、地域の高齢者同士が相互に支え合う地域づくりが必要となります。

第４章　基本目標と施策の体系

１　基本理念

前計画の『パワフル８５計画Ⅵ』では、地域包括ケアシステムの構築を進め、さらに充実・深化を進めていく段階の計画として策定しました。

今回の計画期間である令和７年度（2025 年度）中に、団塊の世代全員が後期高齢者に到達します。また、その 15 年後である令和 22 年度（2040 年度）には、団塊ジュニア世代が高齢者に到達します。

今後もこれまでの取組を続けるとともに、長期的な視野に立った施策を進めるため、本計画の基本理念を

自立と支え合いを両立し、高齢者がいつまでも暮らし続けられる地域づくり

と定めます。

新型コロナウイルス感染症の流行による行動制限が緩和され、これまで続けていた生活が戻りつつあります。住み慣れた地域で高齢者一人一人の状況に応じた生活、支え合い、近所づきあい等がこれまでと同様に続けられることが高齢者の豊かな生活につながると考えます。

今後の高齢化の進行によって、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、老老介護世帯及び認知症高齢者が増加することから、高齢者の見守りや生活支援の充実、医療と福祉の連携強化等、暮らしやすい地域社会の実現のため、高齢者を支える幅広い取組が必要です。

高齢者がいつまでも暮らしやすい地域をつくるためには、高齢者はもちろん、高齢者を介護・支援する家族を支援する必要があり、行政・地域・事業者等の様々な主体がそれぞれの立場で能動的に関わることが重要です。地域資源を発掘し、それぞれの能力を発揮しながら、今まで築いてきた地域包括ケアシステムの構築をさらに進め、充実させていきます。

また、地域共生社会の実現に向けて、地域や個人が抱える多様な生活課題を解決することができるよう、包括的な視点だけでなく、重層的な視点からの支援体制の整備を進めていく必要があります。包括的な相談支援体制や、狭間のニーズにも対応した参加支援体制、世代や属性を超えて交流できる居場所づくり体制などを進め、高齢者のみならず、障害者、子ども、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいきます。

計画の名称は、これまで進めてきた高齢者施策の継続、さらには、10 年後には 85 歳に到達する団塊の世代を中心に、こころを通じて支え合うことで安心し継続して地域の中で暮らす高齢者像を、引き続き『活力と魅力ある 85 歳』と定め、**「パワフル８５計画Ⅶ（第 10 次高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画）」**とします。

２　基本目標

前述の『高齢者保健福祉施策の課題』において掲げた課題を基に、本計画における施策の方向性を以下の通り示します。

課題	基本目標
１　健康の維持・改善を進めるための意識の啓発、取組の促進	**基本目標１　介護予防と健康づくりの推進**
２　医療と介護の連携 ３　高齢化の進行とともに増え続ける認知症高齢者の支援	**基本目標２　医療と介護の連携の充実**
４　高齢者一人一人が希望する生活を継続するための効果的な支援の提供	**基本目標３　在宅生活支援の充実**
５　持続可能な介護保険サービス提供体制の確保	**基本目標４　介護保険事業の適切な運営**
６　地域の社会構造に対応した、暮らしやすい地域づくりの推進	**基本目標５　いつまでも暮らし続けられるまちづくり**
７　地域包括ケアシステムの拠点・窓口機能の充実 ８　高齢者を支える人材の確保、高齢者同士が支え合う地域づくり	**基本目標６　地域包括ケアシステムの深化・推進**

また、各施策を展開する圏域については、地域の生活課題への対応等を行う生活支援は小学校区を基本に、住民にとってより身近なところでの支援を展開していきます。一方、在宅医療と介護の連携に対する施策や認知症施策等については、市全体を捉えた取組として進めていきます。

＜本計画とＳＤＧｓの 17 のゴールとの関わり＞

3 すべての人に健康と福祉を：市内で生活するすべての高齢者が必要な支援を受けられる地域を目指します。

4 質の高い教育をみんなに：年齢にかかわらず、一人一人の好奇心や学習意欲に合わせて、いつまでも学び続けられる地域を目指します。

10 人や国の不平等をなくそう：誰もが相談を受け、必要な支援、希望する活動に参加でき、高齢者一人一人がいつまでも自分らしく暮らし続けられる地域を目指します。

11 住み続けられるまちづくりを：バリアフリー、ユニバーサルデザインの概念を取り入れ、年齢や身体の状態にかかわらず、安心して生活できる地域を目指します。

17 パートナーシップで目標を達成しよう：地域の中でお互いの意思を尊重し合い、本人の意思や状態に沿った生活の実現のため、支え合うことのできる地域を目指します。

○企業や団体等とのパートナーシップ

本市では、行政と企業の協働により地域課題を解決するために、様々な企業と連携協定を締結しています。そこで、本計画の市民の生きるを支える分野においても、協定を締結する企業とさらなる連携を強化し、それぞれの事業活動において協働していくことを推進します。

また、本計画の計画目標や個別の取組について、「SDGｓ共想・共創プラットフォーム」に行政課題として公表し、その解決に向けて、様々な企業や団体から広く提案を受け付けるとともに、官民連携によるプロジェクト創出拡大を図り、本計画に位置づけた取組の効果の拡大や加速化を図ります。

基本目標１　介護予防と健康づくりの推進

高齢者が健康を維持し、自立した生活を送るためには、自ら介護予防や認知症予防、健康づくりに取り組んでいただくことが必要です。また、本人だけではなく、家族を含めた取組により、より高い効果が期待されます。

その前段階として、高齢者の健康状態の把握や維持管理、日常生活の活動能力の向上が重要となります。定期的な健康状態把握のため、健康診査や歯科検診、がん検診等の各種健診の受診促進に努めることが必要です。

今後は、介護予防や健康づくりに向けた取組の促進や、データを活用した効果の検証と事業の改善、高齢者のニーズに合った事業の創出、参加者増加や早期からの取組促進に向けた啓発・情報発信方法の検討・推進を目指します。

基本目標２　医療と介護の連携の充実

今後も高齢者、特に後期高齢者の増加が続くことが想定されており、日常的に医療が必要な高齢者が増えていくことが考えられます。そのため、自身の健康状態を把握し、健康の維持につながるよう、また、認知症の発症・進行や介護が必要な状況に至ったときには速やかに専門医療機関や要介護認定の手続きを行えるよう、かかりつけ医の促進が必要です。

また、高齢化とともに増加が予想される認知症について、予防の促進はもちろん、発症後に速やかに認知症を把握し、専門医療機関につなげる仕組みの充実、認知症の人への見守りやその家族への支援体制の整備、生活の質の向上を目指した自立支援が必要です。また、要介護状態の高齢者については、医療機関と介護保険事業所との連携、情報の共有化は欠かせません。後期高齢者については、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施できるよう、医療・健診・介護情報等を一括して把握できる体制の充実が必要です。

今後は、かかりつけ医の促進や医療体制、医療機関の連携体制、認知症を中心とした専門医療体制の充実を進めるとともに、これまで続けてきた医療と介護の連携のさらなる充実を進めていきます。さらに、地域で生活する認知症高齢者がその尊厳を維持しながら生活を継続できるよう、幅広い支援体制の充実を目指します。

基本目標３　在宅生活支援の充実

高齢者や高齢者世帯の増加、家族形態の多様化により、高齢者一人一人に必要な支援も多様化しています。それぞれの生活スタイルや心身の状態に合わせた支援が必要となっています。また、高齢者本人だけではなく、家族介護者への支援、悩み事の把握も必要となります。

今後も、地域で生活する高齢者やその家族に必要な支援を的確に把握し、ニーズに合った支援を行えるよう、地域や庁内関係課、関係機関と連携しながら、地域での生活の維持・継続に向けた支援の充実を目指します。

基本目標４　介護保険事業の適切な運営

今後、後期高齢者の増加が進み、要介護認定者や認知症高齢者の増加が想定されます。また、近年社会的な問題となってきているヤングケアラーや、平均年齢の上昇により増加していると考えられる老老介護など、多様化する介護の課題に対応していく必要があります。

今後は、介護サービスの利用者の増加に対応するため、必要となる介護サービス事業所を整備するとともに、介護支援専門員研修など各種研修の実施や介護分野における生産性向上のための支援により、介護サービスの質の向上、介護人材の確保・定着に取り組みます。また、介護保険事業の拡大傾向が続く状況において、持続可能な制度運営を続けるため、「介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」の主要３項目を柱とし、必要な給付を適切に提供するための適正化事業を推進します。

基本目標５　いつまでも暮らし続けられるまちづくり

高齢者が生活する舞台として、「まちづくり」が必要です。安心して暮らせる住居や公共施設、道路、公共交通機関など、自立した生活を続けられる環境整備が必要です。また、高齢者一人一人の知識や経験を活かし、意欲や好奇心を持って活動できる場の確保、活動・行事等の情報発信が必要です。現役世代が減少し、地域で高齢者が増えていくことから、高齢者が地域活動の主体的・中心的な役割を担い活性化するとともに、多様な世代と交流することで自身の活動意欲の活性化、介護予防効果とともに地域社会・地域産業の維持・継続が期待できます。

今後は、地域包括ケアシステムの一環として、住まいや生活環境の整備、外出手段の確保・充実に向けて、関連する施策と連携しながら、高齢者が暮らしやすい環境整備、災害時や感染症流行時に高齢者の生命・生活の維持・確保に向けた体制整備を目指します。また、高齢者が自身の状況や意欲に応じた生きがいづくり、活動の創出・参加を促進するとともに、地域で活動している団体・組織の活動の活性化、新規設立の促進に努めます。

基本目標６　地域包括ケアシステムの深化・推進

これまで、地域で生活する高齢者を支援するための体制づくりとして「地域包括システムの構築・深化・充実」を進めてきました。しかし、高齢者の増加や家族形態の多様化に伴い、一人一人の課題やニーズも多様化しており、それぞれの状況に応じた支援が必要となっています。そのため、高齢者支援の中心的な役割を担う地域包括支援センターや高齢者地域支援窓口の役割、期待はさらに大きくなっていきます。

今後も、地域包括支援センターに必要な人材を配置し、体制の強化や人材の育成、関連機関との連携・協力体制の充実を目指します。また、市内各地域で元気な高齢者やボランティア団体等、地域の状況に応じて多様な支え合いの仕組みを育て、活躍できるよう各地域資源の活性化を目指すとともに、各機関・団体等との連携体制の充実・拡張を進め、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進につなげていきます。

３　本市の日常生活圏域と地域包括ケアシステム

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、高齢化のピーク時までに目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、地域の実情に応じて定めることとされています。

平成 18 年度に地域包括支援センターが創設された際、本市では国が示した地域包括支援センターの設置基準を目安に、１つの日常生活圏域あたりの高齢者数を 3,000 人から 6,000 人としました。概ね２つまたは３つの中学校区からなる８つの日常生活圏域を設定し、これを基本に地域包括ケアシステムの構築を進めています。

しかし、日常生活圏域の設定から 15 年程度が経過し、その間、各日常生活圏域の高齢者数は増加し続け、最も高齢者数が少ない富士川圏域でも 5,000 人を超え、最も高齢者数が多い富士南部圏域では 11,000 人を超えています。このため、各地域包括支援センターに必要な人員を増強し、支援体制の充実を目指していきます。

今後、日常生活圏域や地域包括支援センターを現状通り維持・継続するとともに、地域の様々な活動をはじめ、地域ケア会議や生活支援体制整備事業等は日常生活圏域の中に小学校区を単位とする小圏域を設け、地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

富士市の地域包括ケアシステム　イメージ図

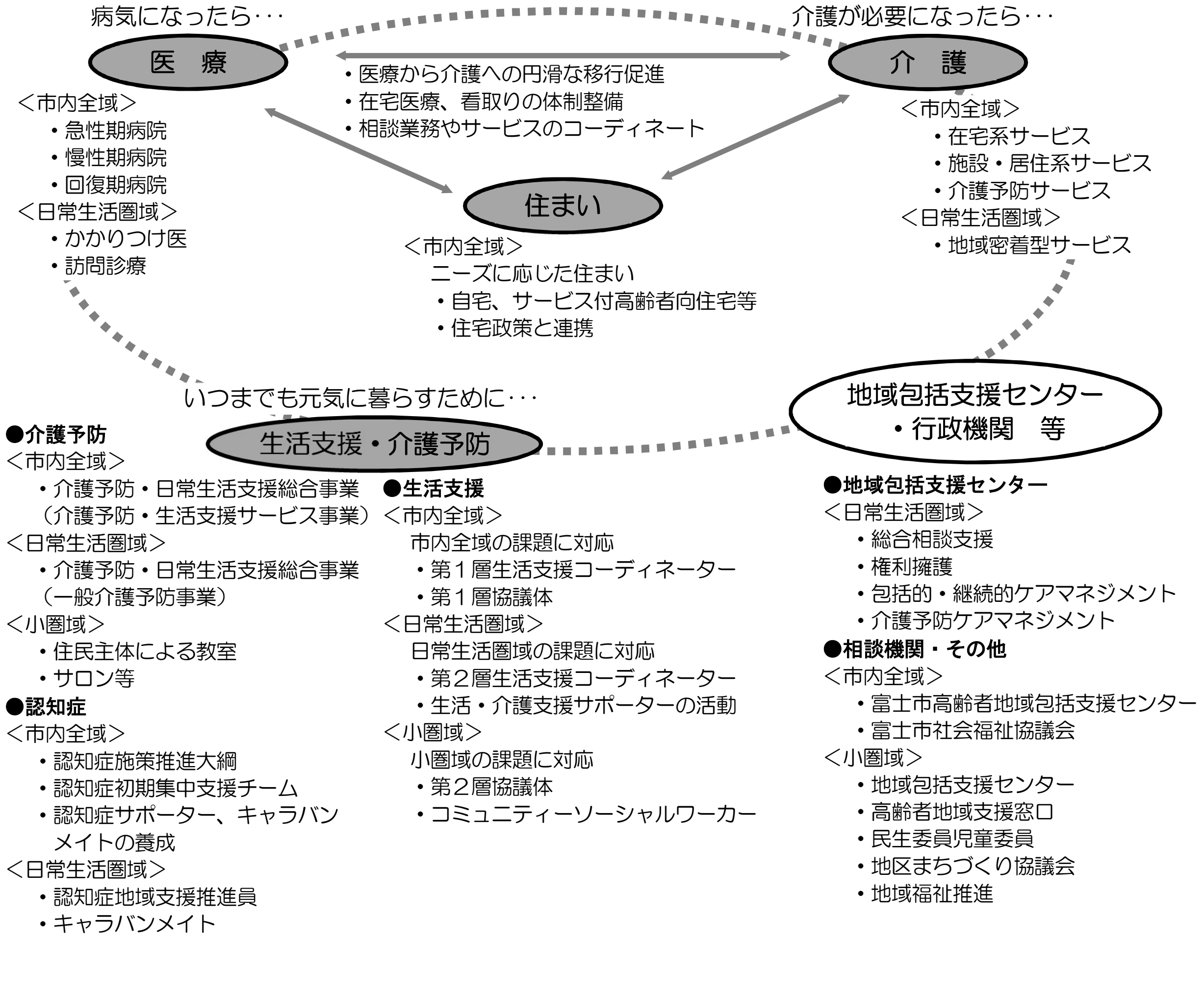

富士市が目指す総合相談支援体制イメージ図

地域住民の相談ごと

・高齢者の生活支援のこと
・認知症のこと
・高齢者の介護予防講座や教室のこと
・高齢者の居場所・サロンのこと
・高齢者の権利擁護のこと
・ボランティアについて　　　等

↓ 相　談　　↑ 支援・訪問

小圏域（地区相談窓口）

須津(包) 浮島 元吉原[窓]	神戸 富士見台[窓] 吉永(包) 吉永北 原田[窓]	大淵[窓] 青葉台 広見(包)	鷹岡(包) 天間[窓] 丘[窓]	今泉[窓] 吉原(包) 伝法	岩松[窓] 岩松北[窓] 富士北(包) 富士駅北[窓]	富士南[窓] 田子浦[窓] 富士駅南(包)[窓]	松野[窓] 富士川(包)

（原則として地域包括支援センターのない小圏域に高齢者地域支援窓口を設置）
・相談の受付
・支援困難ケース、権利擁護等は地域包括支援センターにつなぐ
・支援が必要な高齢者の見守り（訪問等）

＊(包)…地域包括支援センター設置地区
[窓]…現在の高齢者地域支援窓口設置地区

↓ 相談・報告　　↑ 支援・アドバイス

日常生活圏域（市内８地域包括支援センター）

吉原東部	吉原中部	吉原北部	鷹　　岡	吉原西部	富士北部	富士南部	富　士　川

・相談の受付・集約、訪問支援、関係機関へのつなぎ、地域ケア会議の開催等
＊地域の身近な相談窓口として、高齢者地域支援窓口を設置します。

↓ 相談・報告　　↑ 支　援

富士市高齢者地域包括支援センター

○富士市が目指す総合事業による介護予防

本市では平成 28 年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、多様なサービスを展開して介護予防の推進に取り組んできましたが、一部のサービス事業に利用が集中し、効果的・効果的な事業運営に向けて課題がありました。

そのため令和４年度に厚生労働省が実施する「地域づくり加速化事業」にエントリーし、本事業の見直しについて助言を受け、事業目的を明確にするとともに、各サービス事業の規範的統合を進めることにしました。

総合事業を見直すにあたっては、理学療法士、主任介護支援専門員、地域包括支援センター長、介護保険事業者、行政職員からなるプロジェクトチームを結成し、協議を重ねました。

身体機能の低下が見られる高齢者の心身の状態の課題を、「運動」「口腔・栄養」「社会参加」に大別し、その課題に応じたサービスが案内できる体制を構築します。

身体機能を維持できている高齢者については、一般介護予防事業やセルフケアによりより長く身体機能が維持できるよう普及啓発を行っていきます。

これらの仕組みにより、高齢者がより長く自分らしい暮らしを続けられるよう取り組んでいきます。

富士市が目指す総合事業による介護予防体制イメージ図

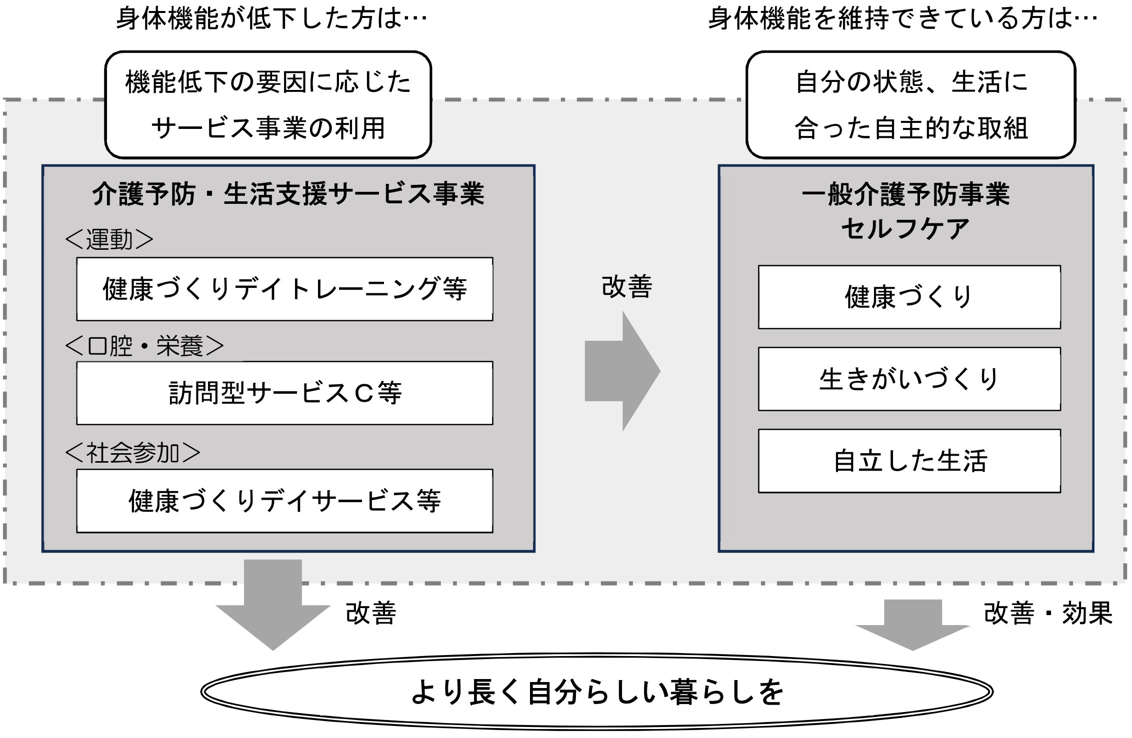

４　施策体系

（１）施策体系の考え方

本計画は、団塊の世代が後期高齢者となる令和７年度（2025 年度）を目指した地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す計画の到達点の計画となることから、施策の体系はこれまでの流れを基本的に踏襲するとともに、推進を担う各課・機関の役割が明確になるよう、施策の組み換え・入れ替えを行います。

地域包括ケアシステムは、「医療」、「介護」、「介護予防」、「生活支援」、「住まい」に関する５つの施策から成り立っており、施策体系は、これらの要素を中心に、施策・事業を担う機関が明確になるよう分類し、構成しています。

具体的には「介護予防・健康づくり」、「医療と介護の連携」、「在宅生活支援」（高齢者福祉施策、生活支援の分野）、「介護保険事業」、「まちづくり」（ハード・ソフト）の５つの分野に分類し、各分野統括する「地域包括ケアシステムの深化・推進」を末尾に配置しています。

さらに、各基本目標の達成に向けた施策を「推進施策」、その施策を具現化するための取組を「具体的な施策」として体系化しています。

（２）施策体系図

基本目標	推進施策	具体的な施策
１　介護予防と健康づくりの推進	１－１ 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	（１）介護予防・重度化防止
		（２）介護予防・生活支援サービス事業を通じた自立支援
	１－２ 生涯にわたる心身の健康づくり	（１）健康に対する意識の啓発
		（２）地域ぐるみの健康づくり活動の推進
		（３）保健サービスの充実
２　医療と介護の連携の充実	２－１ 医療・介護の提供体制の整備	（１）在宅医療と介護の連携
		（２）地域密着型サービスの推進
	２－２ 認知症施策の推進	（１）地域見守り支援体制の推進
		（２）早期診断・早期対応の取組
		（３）認知症の人と家族への支援
３　在宅生活支援の充実	３－１ 在宅高齢者への支援	（１）日常生活支援
		（２）家族介護者支援
		（３）高齢者の見守り支援体制の充実
	３－２ 人権の尊重と支援	（１）高齢者虐待の防止
		（２）成年後見制度の普及・利用支援、利用促進
４　介護保険事業の適切な運営	４－１ 介護人材の確保及び資質の向上	（１）研修の充実
		（２）助成制度の普及・拡大
	４－２ 介護保険施設の計画的整備	（１）地域密着型サービスの整備推進
		（２）サービスの質の向上に向けた取組
	４－３ 介護給付適正化計画の推進	（１）要介護認定の適正化
		（２）ケアマネジメントの適正化
		（３）介護報酬請求の適正化
	４－４ 介護保険サービスの環境整備	（１）指導監督に関する取組
		（２）ケアの質の向上に向けた取組への支援
	４－５ 情報提供の充実	（１）市民への情報提供
		（２）介護サービス情報の公表
	４－６ 緊急事態時の対応体制の整備	
５　いつまでも暮らし続けられるまちづくり	５－１ 生きがいづくり	（１）生涯学習支援
		（２）世代間交流の推進
		（３）思いやりの心の醸成
	５－２ 地域力の活用と育成	（１）地位の活動団体の育成・支援
		（２）各種団体活動への支援
		（３）ボランティアの育成・支援
		（４）地域の社会資源としての人材活用
	５－３ 住居・生活環境の整備	（１）高齢者が安心して生活できる住宅の整備
		（２）高齢者等が外出しやすい環境の整備
	５－４ 安心して暮らせる環境の整備	（１）防災・防火対策の推進
		（２）防犯対策の推進
		（３）交通安全の推進
		（４）緊急時における連携体制の強化
６　地域包括ケアシステムの深化・推進	６－１ 地域包括支援センターの機能強化	（１）地域ケア会議の充実
		（２）職員の配置
		（３）地域包括支援センター運営協議会の開催
		（４）高齢者地域支援窓口の運営
	６－２ 地域共生社会の実現に向けた取組	
	６－３ 生活支援体制整備の推進	（１）住民主体の支え合い活動の仕組みづくり
		（２）住民主体の支え合い活動の推進
	６－４ 重層的支援に向けた地域住民の体制充実	

※下線…重点的な取組

５　重点的な取組

（1）自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢になっても要介護状態にならず健やかな生活を続けられるよう、働き盛りの世代からの健康づくりや介護予防に向けた取組の促進に向けた啓発・情報発信、多くの市民に参加してもらうための効果的な実施方法や実施内容、開催場所、感染症対策等を考慮した、事業の改善に取り組みます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の見直しにより、高齢者の心身の状態に応じたサービス利用につながる仕組みを整備し、事業の効果的な運用による介護予防の促進を図ります。

（2）医療・介護の提供体制の整備

高齢者が安心して住み慣れた地域で生活を続けるためには、高齢者に対しての医療的支援と介護保険サービスの連携・充実が必要となります。そのため、在宅医療の整備を進めるとともに市民向けに在宅医療や在宅看取りの意義や重要性の情報発信を図ります。

また、介護保険サービスについては、今後の認定者数の推移やサービスの利用動向を継続して把握するとともに、地域での介護保険サービスの提供体制の充実、介護人材の確保・育成を図り、医療と介護の連携の仕組み、連携に必要な人材の確保育成を図ります。

（3）認知症施策の推進

後期高齢者の増加とともに認知症の人の増加が見込まれることから、認知症の人とその家族の支援、本人の尊厳を守りながらそれまで続けてきた生活を維持できるよう、相談窓口を多くの市民に知っていただくための情報発信や相談体制の充実、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐための認知症初期集中支援チームの活動の促進を図ります。

また、地域社会においても、認知症の早期発見のための啓発や地域で認知症の人を見守り、ともに暮らし続けられる地域づくりに向けた講座の開催や人材の育成、活動の場づくりを続け、さらなる浸透を目指します。

（4）緊急事態時の対応体制の整備

緊急事態として、「感染症の流行時」と「災害発生時」を想定します。

「感染症の流行時」は、介護サービスを必要とする人が継続してサービスを受けられるよう、状況の把握や介護事業所等への情報提供などの支援を行います。「災害発生時」においても、避難所での感染症予防に取り組んでいきます。市保健班が行う健康支援に加えて、避難所生活の長期化に備えて、必要な支援の実施について検討していきます。

また、「災害発生時」の事前対策として、「災害・緊急支援情報キット」の仕組みにより、日頃からの地域における顔の見える関係づくりに役立てるとともに、災害発生時には高齢者を含む避難行動要支援者の避難行動を支援し、高齢者の安全確保に向けた支え合いを推進していきます。

（５）地域包括支援センターの機能強化

重度の認定者や高齢者のみの世帯を中心に、それぞれの生活やサービス利用の課題に対応できるよう、高齢者本人や家族への相談・支援体制、その充実のための連携体制の充実を目指します。

そのため、市内８か所に設置されている各地域包括支援センターが対応する日常生活圏域の高齢者や要介護認定者の人数、課題等の状況に応じて、必要な職種や人材の確保育成を図るとともに、関係機関との連携を充実させ、速やかな支援に結び付ける体制の充実を目指します。

（６）生活支援体制整備事業の推進

市内 26 の小圏域において、それぞれの地域の状況に応じたきめ細かな支援を進めるため、生活支援体制整備事業の充実を目指します。

生活支援体制整備事業では、地域での課題解決に向けた話し合いの場として第２層協議体を設置し、地域の互助を高め、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めていきます。

当面の目標として、26 の小圏域すべてに第２層協議体を設置し、地域の課題を協議し、対策を進める体制の構築を進めます。

第５章　施策の展開

基本目標１　介護予防と健康づくりの推進

推進施策１－１　自立支援、介護予防・重度化防止の推進

具体的な施策	事業名
（１）介護予防・重度化防止	①介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業） ア．脳の健康教室 イ．栄養満点教室 ウ．地域包括支援センター　介護予防教室 エ．ご近所さんの運動教室・料理教室 オ．介護予防サポーター養成講座 カ．生活・介護支援サポーター養成講座
（２）介護予防・生活支援サービス事業を通じた自立支援	①介護予防・日常生活支援総合事業 （介護予防・生活支援サービス事業） ア．介護予防訪問介護相当サービス イ．健康づくりヘルパー ウ．訪問型サービスＣ エ．介護予防通所介護相当サービス オ．健康づくりデイサービス カ．健康づくりデイトレーニング

（１）介護予防・重度化防止

高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むための支援や、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化防止に取り組みます。

①介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）

ア．脳の健康教室　　　　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

高齢者が要支援、要介護状態となることの予防もしくは悪化の防止を目的に、認知症予防を主とした介護予防に資する教室を開催し、知識の普及・啓発を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
参加人数（実人数）	100 人	86 人	114 人	120 人	120 人	120 人

【今後の方向性】

高齢化の進展に伴い、今後も自ら介護予防活動に取り組む高齢者を増やし、認知症の予防、悪化防止に努めながら、自立した生活が続けられるよう支援します。

イ．栄養満点教室　　【担当：地域保健課】

【事業概要】

高齢者がいつまでも「食」を楽しみ自立した生活が続けられるよう、様々な視点から、低栄養状態の予防や改善を図ります。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
栄養満点（改善）教室 参加人数（実人数）	15 人	36 人	19 人	30 人	30 人	30 人

【今後の方向性】

多くの人が興味を持てるよう教室内容の充実を図ります。食事内容のみでなく、オーラルフレイル等、様々な視点から栄養改善を図ることができるよう、関係職種が連携して教室を実施します。

ウ．地域包括支援センター　介護予防教室　　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

高齢者が要支援、要介護状態となることの予防もしくは悪化の防止を目的に、より身近な公会堂等の会場において介護予防に資する教室を開催し、知識の普及啓発を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
参加人数（実人数）	258 人	398 人	317 人	400 人	500 人	600 人

【今後の方向性】

高齢者のより身近な場所で介護予防教室を開催し、介護予防活動に取り組む高齢者を増やすことで、要介護状態等となることの予防、悪化防止に努めていきます。また、教室終了後は住民主体の通いの場等につなげ、継続的に介護予防に努めることができるよう支援していきます。

エ．ご近所さんの運動教室・料理教室　【担当：地域保健課】

【事業概要】

介護予防サポーターが、住民主体の「通いの場」の１つとして、「ご近所さんの運動・料理教室」を、まちづくりセンターや公会堂等、高齢者の身近な場所で開催します。各教室において、継続して健康管理が実践できるよう支援します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ご近所さんの運動教室数	64	73	76	75	78	80
ご近所さんの料理教室数	2	2	2	3	4	5

【今後の方向性】

全町内(区)への通いの場の設置に向けて、通いの場の１つである「ご近所さんの運動・料理教室」の拡大・充実を支援します。

オ．介護予防サポーター養成講座　【担当：地域保健課】

【事業概要】

介護予防の知識と技術を習得し、自らの健康維持増進・介護予防を図るとともに、介護予防事業等のボランティアとして活動できる人材として、介護予防サポーターの養成を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
参加人数（実人数）	20 人	28 人	26 人	20 人	20 人	20 人

【今後の方向性】

高齢者の身近な場所で気軽に介護予防活動に参加できる機会を増やすためには、住民ボランティアの活動は必要不可欠です。講座内容の充実とともに、介護予防サポーターをとおして教室の立ち上げ支援に努めます。

カ．生活・介護支援サポーター養成講座　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、一人暮らし高齢者、高齢者世帯等を対象に、ごみ出しや買い物、話し相手等ちょっとした困りごとの支援を行う生活・介護支援サポーターを養成します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
参加人数（実人数）	0 人	16 人	7 人	15 人	15 人	15 人

【今後の方向性】

高齢化の進展に伴い、一人暮らし高齢者、高齢者世帯は増えていき、生活・介護支援サポーターはますます必要となっていきます。また、活動を通じて、サポーター自身の生きがいや介護予防にもつながるため、今後も引き続き、サポーターの養成に努めていきます。

（２）介護予防・生活支援サービス事業を通じた自立支援

介護予防・日常生活支援総合事業において、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開を行い、サービス事業対象者の安心確保を図り、自立の促進や重度化予防を推進します。

①介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）

ア．介護予防訪問介護相当サービス　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

訪問介護職員が訪問し、身体介護や生活支援、見守り援助等を行います。

【今後の方向性】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように現在ある機能を維持する介護予防訪問介護相当ヘルパー事業の整備を行っていきます。

イ．健康づくりヘルパー　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

訪問介護職員等が訪問し、生活援助（買い物、調理、洗濯、掃除等）を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用人数（実人数）	19 人	15 人	18 人	20 人	25 人	30 人

【今後の方向性】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、現在ある機能を維持し、自主的に介護予防に取り組めるような支援を行う健康づくりヘルパー事業をより多くの方が利用していただけるよう、整備を行っていきます。

ウ．訪問型サービスＣ　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士、理学療法士等が３～６か月間、集中的に自宅を訪問し、運動機能向上、口腔機能向上、栄養の改善等を通じて体力改善や生活改善に向けた指導を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
参加人数（実人数）	12 人	11 人	12 人	20 人	28 人	36 人

【今後の方向性】

運動・栄養・口腔等にリスクを抱える高齢者に対し、専門職が短期集中で訪問指導することで、高齢になってもいきいきした生活が持続して送れるよう、生活機能の向上を実現します。

エ．介護予防通所介護相当サービス　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

介護予防を目的に、食事や入浴等の日常生活の支援や運動器の機能向上のための支援を行います。

【今後の方向性】

介護予防通所介護相当サービス事業所の整備を継続していきます。

オ．健康づくりデイサービス　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

要支援状態にある高齢者に生活指導・レクリエーション等のサービスを実施することにより、利用者の自立生活の支援及び社会参加の促進を図ります。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
参加人数（実利用）	310 人	301 人	340 人	250 人	250 人	250 人

【今後の方向性】

利用しやすい環境を整備し、要支援状態にある高齢者の状態維持、回復を目指します。

カ．健康づくりデイトレーニング　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

要支援状態にある高齢者に機能訓練・運動器の効果測定等のサービスを実施することにより、利用者の自立生活の支援及び社旗参加の促進を図ります。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
参加人数（実利用）	－	－	－	480 人	660 人	680 人

【今後の方向性】

利用しやすい環境を整備し、要支援状態にある高齢者の状態維持、回復を目指します。

推進施策１－２　生涯にわたる心身の健康づくり

具体的な施策	事業名
（１）健康に対する意識の啓発	①ふじ健康ポイント事業 ②食育推進事業
（２）地域ぐるみの健康づくり活動の推進	①食生活推進員の育成と活動支援
（３）保健サービスの充実	①特定健康診査・特定保健指導事業 ②後期高齢者の健康診査 ③健康教育事業（健康増進、疾病予防） ④健康教育事業（生活習慣病予防、フレイル予防） ⑤健康相談事業（健康相談、栄養相談、個別相談） ⑥健康相談（心身の健康に関する個別相談） ⑦がん検診推進事業 ⑧８０２０推進事業 ⑨糖尿病性腎症等重症化予防訪問指導事業 ⑩高齢者を対象とする定期予防接種事業

（1）健康に対する意識の啓発

市民に対して、若年期からの健康意識の向上に向けた啓発活動を推進します。また、高齢者に対しても、医療、保健両面の意識の向上、地域における健康づくり活動を推進します。

①ふじ健康ポイント事業　　【担当：健康政策課】

【事業概要】

市民に無料で使用できるアプリを提供し、アプリで歩数等に応じたポイントを付与し、毎月規定のポイントに到達した市民に抽選でインセンティブを付与します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数	5,109 人	7,036 人	8,400 人	8,000 人	8,500 人	9,000 人

【今後の方向性】

利用者数の増加に努めていきます。

②食育推進事業　【担当：地域保健課】

【事業概要】

市民の生涯を通じた健康づくりと生活習慣病の予防につながるよう、各ライフステージにおいて、正しい食生活についての情報提供や、食習慣の改善、歯と口の健康増進に向けた支援等を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
食育推進会議の開催回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回

【今後の方向性】

富士市食育推進計画に基づき、食育推進会議において各ライフステージの食育の取組について検討を行うとともに、高齢者を含む全ライフステージにおける食育推進事業を実施します。

（2）地域ぐるみの健康づくり活動の推進

地域社会において、住民の健康維持・増進を支援するため、食生活推進員等の育成、活動支援を行います。また地区の健康課題の解決を図るため、地区まちづくり協議会等との地区組織と協働して健康づくり活動を推進していきます。

①食生活推進員の育成と活動支援　【担当：地域保健課】

【事業概要】

地域で食育や食生活改善に関する普及啓発を行うことを目的に、食生活推進員を養成し、研修を実施します。また、食生活推進員の活動を支援します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
食生活推進員　研修会回数	―	―	7回	7回	7回	7回
健康推進員数	341人	340人	R4で終了			
食生活推進員　新規会員数	12人	2人	―			

【今後の方向性】

食生活推進員自らが、地域で活発な食生活改善に関する活動を行うことができるよう、研修、支援を充実させます。

（３）保健サービスの充実

市民の健康の保持・増進に向け、保健サービスの提供・利用促進に努めます。

①特定健康診査・特定保健指導事業　【担当：国保年金課】

【事業概要】

生活習慣病の発症と重症化を防ぎ、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るため、40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象に特定健診を行います。健診結果から、生活習慣病の発症リスクが高い人に特定保健指導を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
特定健診受診率(65～74歳)	32.2%	33.0%	(R6.11確定)	40.0%	41.0%	42.0%

【今後の方向性】

特定健診の継続受診者を増やし、自ら健康管理ができる高齢者の増加を目指します。特定保健指導では、対象者が生活習慣の改善を自ら選択し、健診データの改善に結びつくよう支援を実施します。

②後期高齢者の健康診査　【担当：国保年金課】

【事業概要】

後期高齢者医療被保険者の生活習慣病の重症化や要介護状態を予防し、健康の保持増進を図るため健康診査を実施します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
健康診査受診率	24.1%	26.2%	26.0%	28.5%	29.0%	29.5%

【今後の方向性】

被保険者の健康意識向上につながるよう健康診査の受診者を増やし、自ら健康管理ができる高齢者の増加を目指します。

③健康教育事業（健康増進、疾病予防）　【担当：健康政策課】

【事業概要】

健康増進や疾病予防のため、正しい知識の普及と啓発を行い、市民の健康の保持増進を図ります。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
健康教育開催回数	12 回	24 回	25 回	25 回	25 回	25 回

【今後の方向性】

糖尿病予防講座と運動講座を、継続実施していきます。

また、対象年齢を原則 74 歳までとしていますが、重症化予防事業の対象者から必要に応じて参加を促すことも検討していきます。

④健康教育事業（生活習慣病予防、フレイル予防）　【担当：地域保健課】

【事業概要】

生活習慣病予防・フレイル予防のために、健康ふじ 21 計画の各分野に関する教育を地域・職域で実施します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
健康教育開催回数	160 回	256 回	200 回	200 回	200 回	200 回

【今後の方向性】

健康寿命の延伸のため、生活習慣病発症及び重症化予防、フレイル予防について働きかけていく必要があります。各地区の健康問題解決に向けて、地区ごとに即した内容を重点として健康教育を実施します。

⑤健康相談事業（健康相談、栄養相談、個別相談）　【担当：健康政策課】

【事業概要】

保健師・管理栄養士による生活習慣病など病気に関する健康相談や栄養相談、こころの健康に関する公認心理士による個別相談などを行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
健康相談の実施人数	676 人	844 人	650 人	700 人	700 人	700 人

【今後の方向性】

市民栄養相談・市民健康相談は、医療機関治療中の者に対しては、主治医からの情報提供により実施しており、今後も継続実施していきます。

また、地域包括支援センターや医療機関から高齢者の食の問題について依頼があり、訪問による対応、継続での支援、ケアマネや医療機関との連携が必要となる場合があります。このようなケースの数が多くなると、対応が難しくなるので、行政サービスでなく、居宅療養管理指導で、対応できるような事業所が求められます。

さらに、こころの健康に関する相談は、25%が 50 代で平均年齢は 46 歳と比較的若い世代の相談が多く、相談内容としては、職場での人間関係や家族関係についてのものが多くなっています。

⑥健康相談（心身の健康に関する個別相談）　【担当：地域保健課】

【事業概要】

心身の健康に関する個別相談を行うことにより、市民の生涯を通じた健康的な生活を支援します。生活習慣病等の発症・重症化予防のための健康相談や栄養相談、骨密度・体組成測定にあわせての健康相談等を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
健康相談　開催回数	359 回	428 回	350 回	350 回	350 回	350 回

【今後の方向性】

健康づくりの支援のため、今後も継続して健康相談を実施していきます。市民の利便性を考慮し、地区まちづくりセンター等に出向いての健康相談など、相談機会を増やしていきます。

⑦がん検診推進事業　【担当：健康政策課】

【事業概要】

死亡原因第１位であるがんの早期発見と早期治療により、健康寿命の延伸を図るため、各種がん検診を実施します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
大腸がん検診受診率（40～69 歳）	5.8%	6.0%	8.0%	9.0%	10.0%	11.0%

【今後の方向性】

がん検診に無関心な人を受診につなげるため、ナッジ理論を活用した再勧奨通知を計画的に送付します。

また、各種保険者の被扶養者特定健診（集団健診）におけるがん検診の同時実施や、複数のがん検診を同時に受けられる会場型検診の実施に向けて検討し、市民にとって受けやすい検診体制の整備を進めます。

⑧８０２０推進事業　【担当：健康政策課】

【事業概要】

歯の正しい手入れと定期検診により、80 歳で 20 本の歯を維持する「8020」を推進します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
歯周病検診　受診率	2.3%	2.3%	5.0%	6.0%	7.0%	8.0%

【今後の方向性】

集団検診から個別検診へ移行となったため、受診者数の変化、受診者の年代層を分析するとともに、受診の少ない若年層へ受診の周知を行います。

また、より円滑な検診実施に向けて検討し、体制を整備していきます。

⑨糖尿病性腎症等重症化予防訪問指導事業　【担当：健康政策課】

【事業概要】

富士市国保特定健診の結果及び後期高齢者健康診査の結果に、受診勧奨値を含む被保険者に対して、糖尿病性腎症などを原因とする慢性腎臓病の早期発見と重症化疾患（脳血管疾患、虚血性心疾患）を予防するため受診勧奨を訪問で行います。

また、主治医の指示に基づく生活習慣改善に関する保健指導を訪問で行います。事業の内容は、富士市 CKD ネットワーク及び富士市糖尿病ネットワーク運営委員会、国保特定健診判定委員会に諮り決定しています。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
訪問回数	－	－	－	250 回	300 回	350 回
訪問来場者数	88 人	66 人	200 人			

【今後の方向性】

令和５年度から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の中でハイリスクアプローチとして、対象年齢を拡大して事業実施を行っています。それぞれの、被保険者の健康課題について適宜に見直しを行い、今後も医療機関等との連携を強化し、受診勧奨と保健指導を継続実施していきます。

⑩高齢者を対象とする定期予防接種事業　【担当：健康政策課】

【事業概要】

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種を実施します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
高齢者肺炎球菌ワクチン接種者数	2,653 人	2,682 人	2,449 人	1,600 人	1,600 人	1,600 人
インフルエンザワクチン接種者数	36,707 人	37,644 人	37,170 人	37,000 人	37,000 人	37,000 人

【今後の方向性】

65 歳となる高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種の対象者に個別通知を送付します。

また、広報等を通じ、インフルエンザワクチン接種の案内を行います。

基本目標２　医療と介護の連携

推進施策２－１　医療・介護の提供体制の整備

具体的な施策	事業名
（１）在宅医療と介護の連携	①在宅医療と介護の連携体制推進会議の開催 ②医療関係者・介護関係者の連携 ③在宅医療・介護連携に関する相談支援 ④在宅療養についての市民への啓発
（２）地域医療体制の充実	①病院・診療所連携の充実 ②救急医療体制の充実 ③かかりつけ医をもつことの啓発

（１）在宅医療と介護の連携

医療・介護を通じた切れ目のないサービス利用を実現するためには、医療・介護関係者が日常的に連携し、利用者の状況に臨機応変に対応できる関係を構築する必要があります。

医療・介護関係者が参画する会議を開催するなど、在宅医療と介護の連携を推進するための事業に取り組みます。

①在宅医療と介護の連携体制推進会議の開催　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

医療・介護の切れ目のない支援を提供する体制を整備するため、医療・介護関係者の会議を実施し、課題に向けて取り組みます。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
会議の回数	3回	3回	2回	2回	2回	2回

【今後の方向性】

会議を継続して開催し、事業の進行管理を行うとともに、評価・検証を行い、在宅医療・介護連携の向上を図ります。

②医療関係者・介護関係者の連携　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

医療と介護を切れ目なく市民に提供できる体制をつくるため、連携するためのツールの整備や研修会を実施します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
多職種向け研修会の参加者数	－	－	－	60 人	65 人	70 人
退院前カンファレンスシートの認知率	85%	－	－			

【今後の方向性】

富士市医師会が主催する富士市在宅医療・介護のための多職種リーダー会他関係機関と連携を図りながら医療と介護のサービスが切れ目なく市民に提供できる体制を整えます。また、連携するためのツールである退院前カンファレンスシートやエチケット集等の周知も行っていきます。

③在宅医療・介護連携に関する相談支援　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

地域の医療・介護関係者の連携を円滑に進めるため、在宅医療・介護連携コーディネーターを配置し、医療・介護関係者の相談を受けています。

【今後の方向性】

在宅医療・介護の連携を推進するために相談窓口の充実を図り、専門職に対して対応支援等を行い、市民への在宅医療や介護サービスの円滑な提供に努めます。

④在宅療養についての市民への啓発　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

市民が在宅療養について理解し、必要なサービスが受けられるようになるとともに、自分や家族の最期の迎え方を考えることができるよう、在宅医療・在宅療養に関する講演会、広報ふじやＳＮＳの活用、エンディングノートの周知等を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
講演会参加者数	―	―	―	60 人	70 人	80 人
人生の最終段階における医療やケアについて、家族等と話し合ったことがあるか	―	56%	―	―	60%	―
講演会時のアンケートによる理解率	89%	94%	96%	97%	97%	97%

【今後の方向性】

家族や身近な人に療養が必要となったとき、在宅療養という方法があることを継続して周知していきます。

（２）地域医療体制の充実

高齢者の健康を支える基盤として、市内の医療機関の体制強化、高齢者と医療機関の結びつきの強化を推進します。そのために、中央病院と市内診療所との連携の充実、かかりつけ医をもつことについて推奨を行います。

①病院・診療所連携の充実　【担当：中央病院地域医療連携センター】

【事業概要】

地域の医療機関との連携を深め、限られた医療資源を有効活用することにより地域医療の充実を図ります。急性期医療を担う地域の基幹病院として診療所等との役割を分担し、病診連携の一層の推進を図ります。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
中央病院紹介率	70.3%	73.7%	74.0%	73.0%	74.0%	75.0%
中央病院逆紹介率	70.9%	76.3%	77.0%	74.0%	74.0%	75.0%

【今後の方向性】

現計画の内容を継続して進めていきます。

②救急医療体制の充実　【担当：保健医療課】

【事業概要】

富士市救急医療センターにおいて内科、小児科及び外科は毎夜間及び土日、祝休日、年末年始の救急対応をします（共立蒲原総合病院でも内科の毎夜間、休日は対応）。産婦人科、眼科、耳鼻科は当番制で救急対応をします。

また、歯科は歯科医師会館にて、日・祝休日及び年末年始の昼間の救急対応をします。

【今後の方向性】

現状維持に努めます。

③かかりつけ医をもつことの啓発
【担当：高齢者支援課・保健医療課・健康政策課・国保年金課・介護保険課】

【事業概要】

身近な「かかりつけ医」をもつことで、毎年の健康診査の受診と受診後の健康管理を行い、疾病予防と重症化防止が図られます。

病院・診療所で実施可能な健康診査について周知するとともに、定期的な受診勧奨と「かかりつけ医」をもつことの啓発を行っていきます。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
65歳以上の人のかかりつけ医をもつ割合	―	80.0%	―	―	88.0%	―

【今後の方向性】

日頃の健康管理や医療資源の適正配置、効率的活用の観点からも「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬局(薬剤師)」をもつことが重要であるため、今後も引き続き啓発を行っていきます。

また、市の窓口においては、介護保険の相談や要介護認定の新規申請の機会を捉え、申請者やその家族に「かかりつけ医」をもつことの必要性を説明していきます。

推進施策２－２　認知症施策の推進

具体的な施策	事業名
（1）地域見守り支援体制の推進	①認知症サポーター養成講座 ②認知症地域見守り体制の構築 ③認知症地域支援推進員の活動
（2）早期診断・早期対応の取組	①認知症の人と家族のみちしるべ（認知症ケアパス）の活用の推進 ②認知症初期集中支援チームの活動の推進
（3）認知症の人と家族への支援	①認知症カフェを活用した取組への支援 ②若年性認知症の人と家族への支援 ③認知症高齢者外出見守り事業

（1）地域見守り支援体制の推進

認知症になっても住み慣れた地域で穏やかな生活が送れることを目指し、認知症の正しい知識を得て、できる範囲で支援活動を行うボランティアである「認知症サポーター」の養成を推進するとともに、地域ぐるみの支援体制づくりに取り組みます。

①認知症サポーター養成講座　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症になっても住み慣れた地域で穏やかな生活を送ることができる地域づくりを目指します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
認知症サポーターの養成数（累計）	26,104 人	26,676 人	27,476 人	28,300 人	29,100 人	29,900 人

【今後の方向性】

認知症サポーター数を増やすだけでなく、養成された認知症サポーターが認知症高齢者等にやさしい地域づくりを意識し、様々な場面で活躍できるように支援していきます。

また、特に認知症の人と地域で関わることが多いことが想定される小売業・金融機関、公共機関等の企業や人格形成の重要な時期である子ども・学生が認知症に関する理解を深め、適切な対応ができるよう養成講座を拡大していきます。

②認知症地域見守り体制の構築 【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

警察署と連携して行方不明になるおそれのある方の事前登録を実施するほか、見守りシールを配布し、地域の方々の声かけ、見守りのきっかけづくりとすることにより、地域の見守り体制の構築を図ります。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
事前登録者数（延べ人数）	31 人	56 人	70 人	85 人	100 人	115 人

【今後の方向性】

認知症の人やその家族が安心して暮らすためには、地域によるさりげない見守り体制が重要です。今後広域的な連携や地域ネットワークの構築を含め、認知症の人が安全に外出できるよう地域での見守り体制を整備していきます。

③認知症地域支援推進員の活動 【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

「認知症地域支援推進員」は認知症の人ができる限り住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関等をつなぐ連携の支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。市内の全地域包括支援センターに配置します。

【今後の方向性】

認知症初期集中支援チームや認知症サポート医との連携を強化するほか、認知症カフェ等への相談支援を継続していきます。医療・介護等が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うことを目指します。

（２）早期診断・早期対応の取組

高齢者の認知症リスクの軽減や進行の抑制に向けて、認知症の早期診断・早期対応の体制づくりに取り組みます。

①認知症の人と家族のみちしるべ（認知症ケアパス）の活用の推進　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

「認知症ケアパス」は、発症予防から人生の最終段階まで、生活機能障害の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかを示したものです。認知症の人の容態に合わせた適切なサービスの提供の流れと、社会資源の情報を市民に提示し、その普及と活用に努めます。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
認知症に関する相談窓口を知っている高齢者の割合	―	14%	―	―	20%	―

【今後の方向性】

認知症の容態に応じた適切なサービス提供の流れに沿って、支援の目標を設定し、認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の間で共有され、サービスが切れ目なく提供されるように認知症ケアパスの活用を推進していきます。

②認知症初期集中支援チームの活動の推進 【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント・家族支援等の初期の支援を包括的、集中的（概ね６か月）に行い、自立生活のサポートを行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
医療・介護サービスにつながった者の割合	67%	55%	50%	60%	65%	70%

【今後の方向性】

今後は医療・介護サービスの利用を本人が希望しない等により社会から孤立している状態にある人への対応も含め、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を強化していきます。また、認知症の疑いのある人に早期に関わりをもつことを目指すとともに、チームの活動を通して明らかとなった各地域の課題を検討するなど、地域の実情に応じた取組につなげていきます。

（３）認知症の人と家族への支援

地域で生活する認知症の人と家族を支援します。そのために、相談や交流の場をつくり、認知症の人と家族の心身のケアを行います。

①認知症カフェを活用した取組への支援 【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である「認知症カフェ」の取組を支援します。

【今後の方向性】

地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員とともに、企画・調整に携わり、地域の人が認知症を理解する場にするとともに、認知症の方本人の社会参加・居場所づくり等を進めるために「認知症カフェ」の活用を検討していきます。また、「認知症カフェ」が継続して運営できるようカフェの紹介やPRの実施、新規開設や運営に関する相談受付等を引き続き実施していきます。

②若年性認知症の人と家族への支援　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

若年性認知症の人と家族の情報交換や交流の場を提供するために「若年性認知症のよりあい処　ろばちゃん」を３か月に１回、開催します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
つどいへの参加者数（延べ人数）	197 人	173 人	98 人	100 人	116 人	132 人

【今後の方向性】

若年性認知症は初期症状が認知症特有のものではなく、周囲が気づきにくいため、改めて若年性認知症に関する知識の普及啓発を進め、早期診断・早期対応につなげていきます。また、「若年性認知症のよりあい処　ろばちゃん」の紹介やPRを継続して行うとともに、社会参加・居場所づくりを進めるために「認知症カフェ」を活用した取組への支援も併せて検討していきます。

③認知症高齢者外出見守り事業　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

行方不明になるおそれがある認知症の人を介護している家族等に、位置情報検索端末（GPS）を貸与し、早期発見、事故防止を図ります。

【今後の方向性】

今後も、行方不明になるおそれがある認知症の人の増加が見込まれることから、認知症の人やその家族が安心して生活できる環境の整備を図る必要があります。行方不明を未然に防ぐ地域の見守り体制づくりと併せて、行方不明になった際に本人の居場所を早期に正確に特定できる対策として、引き続き本事業を実施し、家族を支援していきます。

基本目標３　在宅生活支援の充実

推進施策３－１　在宅高齢者への支援

具体的な施策	事業名
（1）日常生活支援	①安否確認事業 ア．さわやかコール イ．高齢者みまもりサービス ウ．災害・緊急支援情報キットの配布を活用した見守り ②生活支援事業 ア．大型ごみ等戸別収集事業 イ．富士市軽度生活援助事業 ウ．「食」の自立支援事業 エ．富士市生きがいデイサービス事業
（2）家族介護者支援	①家族介護者への支援 ア．介護用品支給事業（紙おむつ支給） ②「富士市在宅介護者家族の会」の支援
（3）高齢者の見守り支援体制の充実	①民生委員児童委員の支援 ②富士市地域高齢者等見守り支援ネットワーク事業

（1）日常生活支援

住み慣れた地域で生活が継続できるよう、高齢者の安否確認・在宅生活を支援する事業を行います。

①安否確認事業

ア．さわやかコール　【担当：社会福祉協議会】

【事業概要】

民生委員児童委員が見守りを必要と判断した概ね 65 歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、乳酸菌飲料を届けながら声かけ、見守りを行います。いつもと様子が違うなどの異変を感じた際は、民生委員児童委員の協力のもと安否確認を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
年間利用者数	457 人	451 人	474 人	485 人	490 人	495 人

【今後の方向性】

民生委員児童委員への制度の理解を深め、利用者の現状にあった利用回数等の調整を進めるとともに、必要性の高い対象者の利用を促進します。

イ．高齢者みまもりサービス　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

一人暮らし高齢者等に火災・ガス漏れ報知器、通報用ペンダントからなるセキュリティシステムを貸与し、看護師等専門職を配置した 24 時間 365 日の相談対応、緊急対応を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数	465 人	476 人	472 人	510 人	510 人	510 人

【今後の方向性】

在宅高齢者の日常生活の安全と緊急事態への対応を図るため、継続して実施します。

ウ．災害・緊急支援情報キットの配布を活用した見守り　【担当：福祉総務課】

【事業概要】

個々の医療情報や緊急連絡先等の情報を記載する「災害・緊急支援情報キット」の配布を通して、地域で見守りを必要とする高齢者がいる世帯を把握し、日頃からの見守り活動につなげます。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
災害支援キット町内会説明回数	27 回	27 回	28 回	27 回	27 回	27 回

【今後の方向性】

引き続き「広報ふじ」、イベント等で災害・緊急支援情報キットについて周知・啓発を進めていくほか、各地区の町内会（区）等に理解・協力を求め、さらなる普及を進めていくことで、地域住民が主体となった要配慮者の支援体制の充実を図っていきます。

②生活支援事業

ア．大型ごみ等戸別収集事業　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

在宅の一人暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に、集積所への排出が困難である大型ごみ等の戸別収集を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
延べ利用者数	96 人	91 人	110 人	100 人	100 人	100 人

【今後の方向性】

今後も、申請方法や条件について適切な説明を行い理解を求めつつ、支援を必要としている人にサービスを継続して提供していきます。

イ．富士市軽度生活援助事業　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

在宅の一人暮らし高齢者への軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能とし、要介護状態への進行を防止します。

訪問介護では対応できない家周りの手入れ、簡易な大工仕事、家屋内の整理整頓等の単発軽度作業をシルバー人材センターの会員が行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数	538 人	548 人	553 人	550 人	550 人	550 人

【今後の方向性】

今後も、生活を送る上での必要最低限の軽作業について、シルバー人材センターと協力しながら利用者の要望に応えていきます。

ウ.「食」の自立支援事業　　　　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

食事の支度が困難な高齢者に、栄養バランスのとれた昼食または夕食を事業者が自宅まで配達します。併せて、利用者の安否確認を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数	812 人	865 人	804 人	800 人	800 人	800 人

【今後の方向性】

食事の支度や栄養管理ができない１人暮らしの高齢者（または高齢者世帯）の栄養を確保し、配達時にお弁当を手渡しすることで安否確認を行います。必要な方に必要な数の配食が適切に実施できるよう、現状を把握したうえで制度の見直しを検討していきます。

エ. 富士市生きがいデイサービス事業　　　　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

要支援・要介護認定等を受けていない、家に閉じこもりがちな人を対象に、通所により日常生活動作の訓練や趣味活動、レクリエーション活動等を行い、自立の支援や社会的孤独感の解消、介護予防に対する意識の向上を図ります。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
延べ利用者数	11,323 人	11,962 人	12,170 人	12,500 人	12,500 人	12,500 人

【今後の方向性】

今後も、介護予防基本チェックリストの対象とならない元気な高齢者にとって、地域における定期的な通いの場としての役割が果たされるよう事業を継続していきます。

（2）家族介護者支援

高齢者を介護している家族介護者の負担を軽減するために、家族介護者への支援を行います。

①家族介護者への支援

ア. 介護用品支給事業（紙おむつ支給）　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

在宅の寝たきり高齢者等に対し、紙おむつを支給することにより、高齢者の健全で安らかな生活の確保と健康の保持増進、及び介護をしている家族の負担の軽減を図ります。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数	1,109 人	1,011 人	970 人	1,100 人	1,100 人	1,100 人

【今後の方向性】

在宅高齢者数の増加が予測されますが、これまで通り適正な品質のものを円滑に対象者へ支給していきます。

②「富士市在宅介護者家族の会」の支援　【担当：社会福祉協議会】

【事業概要】

在宅で家族を介護している人を対象に、介護者同士が懇談できる場の提供やリフレッシュすることができる事業を提供します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
会員数	－	－	－	26 人	28 人	30 人

【今後の方向性】

在宅介護している家族の人たちの会員間の交流を図り、相談を受けやすい環境づくりを展開します。男性も気軽に参加できるような支援内容を検討していきます。会員の高齢化が進み、退会される方が多いため、地区まちづくりセンターや各事業所のケアマネジャーに依頼して会員の募集を図ります。

（３）高齢者の見守り支援体制の充実

地域で生活する高齢者を見守り支援するため、地域で活動する人材の育成や、地域で活動する各種団体との協力体制の構築に努めます。

①民生委員児童委員の支援　【担当：福祉総務課】

【事業概要】

民生委員児童委員の活動を支援し、地域のニーズを把握していくことで、きめ細かな福祉活動を推進します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
研修会の開催回数	6 回	8 回	8 回	8 回	8 回	8 回
部会の開催数	4 回	5 回	13 回	20 回	20 回	20 回

【今後の方向性】

民生委員児童委員の職務範囲の拡大、職務内容の複雑化に対応するため、県主催研修や部会活動への参加、活動しやすい環境づくりに向けた支援を継続していきます。また、民生委員児童委員のなり手不足に対応するため、地区町内会及び関係機関とより緊密に連携を図っていきます。

②富士市地域高齢者等見守り支援ネットワーク事業　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

新聞配達や郵便配達等、高齢者宅を訪問する機会の多い民間事業者と市が協定を締結し、事業者が業務中に訪問する高齢者等を主対象に異変がないかを気にとめていただき、異変時は関係機関に通報や連絡をしてもらいます。

【今後の方向性】

22団体・事業者と協定を締結しており、今後も安定した見守り体制を維持していきます。

推進施策３－２　人権の尊重と支援

具体的な施策	事業名
（1）高齢者虐待の防止	①高齢者虐待防止相談事業 ②高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会の開催 ③高齢者虐待防止普及啓発事業
（2）成年後見制度の普及・利用支援、利用促進	①成年後見制度相談事業 ②成年後見制度利用支援事業（市長申立て） ③安定的な市民後見人名簿登録者数の確保と市民後見人への支援

（1）高齢者虐待の防止

高齢者の尊厳を保持し、生命・財産等を守るために、市民への虐待防止の啓発を行い、市民や介護支援専門員からの情報による高齢者虐待の早期発見につなげるとともに、法律・医療・介護・福祉等の専門職と行政職員で構成する高齢者・障害者虐待防止ネットワークを運営し、虐待発生時に迅速・適切に対応します。

また、養護者の介護負担を軽減する施策の実施により、虐待の未然防止を図ります。

①高齢者虐待防止相談事業　　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

住民や警察、介護支援専門員等からの通報・届出や相談を受け、虐待の早期発見と高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づいた適切な支援を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
虐待通報・届出・相談件数	117 件	142 件	115 件	116 件	117 件	118 件

【今後の方向性】

市民からの虐待通報が徐々に増えてきている中で、通報先機関である地域包括支援センターや高齢者支援課の周知を強化していく必要があります。虐待防止講演会やその他の研修会を通して周知することで、「虐待かもしれない」という時点で、通報・届出、相談につながるように努めていきます。

②高齢者・障害者権利擁護ネットワーク運営委員会の開催　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

高齢者・障害者虐待防止のためのネットワークが的確に運用され、虐待防止、早期発見・早期対応が図られるよう、会議を年２回開催し、情報交換、事例検討、連携体制の確保・評価等を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
開催回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回

【今後の方向性】

複雑化、多様化する虐待事案に迅速、適切に対応できるよう、連携体制の強化を図ります。

③高齢者虐待防止普及啓発事業　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

虐待防止について正しく理解し、その予防と早期発見、早期対応、再発防止について学ぶ機会を設け、関係者や市民に啓発を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
開催回数	1回	1回	2回	2回	2回	2回

【今後の方向性】

複雑化する高齢者虐待に対応するために、市民向けの講演会と養介護施設従事者向けの研修会を毎年一回ずつ開催することにより、高齢者虐待に対する知識及び理解を深め、考える機会を設けます。

（２）成年後見制度の普及・利用支援、利用促進

介護保険サービス等の利用や財産の管理等について自ら判断ができない高齢者を対象に、成年後見制度の利用促進を図るための相談や支援の充実を図ります。

また、専門職後見人だけではなく、市民後見を推進するために、市民後見活動の普及啓発、養成研修の実施、市民後見人の活動支援を行います。

①成年後見制度相談事業　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

地域包括支援センター、富士市成年後見支援センター、行政窓口で成年後見制度の概要説明や相談に応じ、利用が必要な人には、利用支援を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
成年後見制度相談数	467 件	429 件	400 件	410 件	420 件	430 件

【今後の方向性】

相談内容は複雑化してきているため、富士市成年後見支援センターを中心に行政、地域包括支援センターとの連携を強化し、関連機関へ制度の周知を図ります。

②成年後見制度利用支援事業（市長申立て）　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

親族による申立が期待できない人に対し、市長が申立を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
市長申立て件数	19 件	19 件	19 件	19 件	20 件	21 件

【今後の方向性】

地域包括支援センター、富士市成年後見支援センター、介護支援専門員、病院、施設などの関係機関からの情報により、成年後見制度の利用が必要な高齢者の市長申立を行います。

③安定的な市民後見人名簿登録者数の確保と市民後見人への支援　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

市民後見人養成研修の修了者に対し、市民後見人名簿登録者選考会議を開催し、名簿登録を行います。また、市民後見人が安全に活動できるよう、成年後見支援センターが活動支援を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
市民後見人名簿登録者数	25 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人

【今後の方向性】

令和４年度からの成年後見制度利用促進計画実施に伴い、今後一層成年後見制度の利用者数は増えることが見込まれます。これからの成年後見制度は単なる財産管理だけでなく、被後見人の思いに寄り添った身上監護の必要性が高まるため、市民目線で地域生活を支えることのできる市民後見人の名簿登録者数を維持していきます。

基本目標４　介護保険事業の適切な運営

推進施策４－１　介護人材の確保及び資質の向上

具体的な施策	事業名
（１）研修の充実	①介護従事者新任職員研修 ②介護支援専門員研修 ③介護に関する入門的研修
（２）助成制度の普及・拡大	①介護職員初任者研修受講費補助金 ②介護ロボット・ＩＣＴ導入支援

（１）研修の充実

高齢者の増加に伴い、介護や生活支援の担い手がより多く必要となります。介護人材の確保・定着、資質の向上に資するため、各研修を継続して実施していきます。

①介護従事者新任職員研修　【担当：介護保険課】

【事業概要】

介護サービスの質の向上を図るため、主に中小事業所の新任職員を対象とした、基本的な介護技術や医療知識等についての研修を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
研修参加者数（延べ人数）	74 人	67 人	51 人	80 人	90 人	100 人

【今後の方向性】

介護サービスの質の向上と介護職員の定着のため、継続して実施していきます。

②介護支援専門員研修　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

ケア介護支援専門員が、ケアマネジメント技法の習得や、利用者の自立支援を促すためのアセスメント（課題の把握）の手法とコミュニケーション技術を学ぶことにより、適切なケアプランを作成するための力をつけ、利用者の適切なサービスの利用を促し家族介護者の負担軽減を図ります。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護支援専門員研修回数	26 回	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回

【今後の方向性】

介護保険サービスが多様化し、適正な利用が求められる一方で、ヤングケアラーや老々介護の問題など、介護に関する課題も多様化しています。このため、介護支援専門員は、アセスメントの上、その利用者に適した支援を行い、家族介護者の負担を軽減できるよう、資質を向上していく必要があります。

③介護に関する入門的研修　【担当：介護保険課】

【事業概要】

介護未経験者が基本的な知識や技術を身につけることで、介護への不安を払拭し介護の職に就くきっかけとするため、介護に関する入門的研修を開催します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
研修修了者数	6 人	17 人	20 人	30 人	40 人	50 人

【今後の方向性】

多用な人材を介護分野へ参入させ介護人材を確保するため、受講者に対しては、事業者とのマッチング機会の提供や資格取得のための助成制度の紹介などの支援を実施していきます。

（2）助成制度の普及・拡大

介護サービスを必要とする人の増加に対応するため、介護職員の資質向上や安定した雇用のための支援が必要です。キャリアアップへの取組を支援するとともに、介護分野における生産性の向上に向け、介護分野のＩＣＴ化を支援します。

①介護職員初任者研修受講費補助金　【担当：介護保険課】

【事業概要】

介護職員の確保・定着を図るため、介護職員としてキャリアアップするための研修の受講費用を助成します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
補助金交付者数	3 人	6 人	10 人	20 人	20 人	20 人

【今後の方向性】

補助の対象となる研修に実務者研修を加えることや対象者の範囲を拡大することなどを検討していきます。

②介護ロボット・ＩＣＴ導入支援　【担当：介護保険課】

【事業概要】

介護職員の身体的・精神的負担を軽減し、離職防止や職場定着に資するとともに、介護サービスの質の向上を図るために、大規模修繕に際に合わせて介護ロボット・ＩＣＴを導入する行う介護事業者への支援を行います。

【今後の方向性】

要介護高齢者数の増加に伴い介護職員の不足が見込まれるなか、介護職員として働く環境を改善するため、介護分野における生産性の向上が重要となることから、ＩＣＴ等の導入への支援を行っていきます。

推進施策４－２　介護保険施設の計画的整備

具体的な施策	事業名
（１）地域密着型サービスの整備推進	①介護保険サービスの基盤整備
（２）サービスの質の向上に向けた取組	①富士市地域密着型サービス運営協議会の開催 ②地域に密着した事業所運営の推進

（１）地域密着型サービスの整備推進

高齢者や認知症高齢者の増加等に対応するため、必要となる介護保険サービスの提供体制を確保する必要があります。介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域密着型サービスを計画的に整備します。

①介護保険サービスの基盤整備　【担当：介護保険課】

【事業概要】

要介護者等の地域生活を支援するため、地域密着型サービス事業所を計画的に整備します。

【今後の方向性】

介護保険事業計画に基づき施設整備を進めます。

（２）サービスの質の向上に向けた取組

地域密着型サービスが、地域包括ケアを推進するサービスとなるよう、関係機関や地域住民の評価を受け、地域に開かれたサービスとなることでサービスの質の向上を図ります。

①富士市地域密着型サービス運営協議会の開催　【担当：介護保険課】

【事業概要】

地域密着型サービス事業者の適正な事業運営の確保及びサービスの質の向上を図るため、被保険者代表・介護保険サービス事業者・有識者からなる運営協議会を開催し、委員からの意見の反映や知見の活用を行います。

【今後の方向性】

指定または指定の更新を受ける地域密着型サービス事業者に対して、地域密着型サービス運営協議会の意見を適切に反映させるために、協議会の意見を事業者に通知し、反映した結果の報告を求めていきます。

②地域に密着した事業所運営の推進　【担当：介護保険課】

【事業概要】

地域密着型サービス事業者が指定基準に定められた運営推進会議を開催し、地域住民の意見を聴いたり、防災訓練や地域行事等に積極的に参加したりすることにより、地域住民との連携・協力の推進を図ります。

【今後の方向性】

地域住民との連携・協力の関係を継続していくために、指定基準に定められた回数以上の運営推進会議の開催を事業者に促していきます。また、運営推進会議や運営指導の際に、地域住民との連携・協力が図られている事業者の事例紹介等により、事業者の取組がより一層進められるよう支援します。

推進施策４－３　介護給付適正化計画の推進

正確な要介護認定調査や、介護認定審査会における審査・判定に必要な固有の情報を適切に調査票に記載するための研修を実施し、調査の平準化を図っていきます。

また、住宅改修や福祉用具購入・貸与の点検において、書面審査だけでなく、訪問により適切な利用状況や自立支援への効果等の確認を進めていきます。

具体的な施策	事業名
（1）要介護認定の適正化	①認定調査票の点検 ②介護認定審査会委員・認定調査員研修の実施 ③要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮
（2）ケアマネジメントの適正化	①ケアプラン点検
（3）介護報酬請求の適正化	①介護報酬請求の確認、点検

（1）要介護認定の適正化

介護を必要とする高齢者の心身の状態を適正に把握し、正確かつ公正な要介護認定の促進に努めます。

そのために、認定調査のチェック・点検による適正化、認定調査員の継続的な研修による認定基準の平準化を行います。

①認定調査票の点検　【担当：介護保険課】

【事業概要】

介護認定審査会に正確な調査資料を提出するため、認定基準に則り実施した認定調査の調査票の点検を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
認定調査チェック・点検実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【今後の方向性】

認定調査の調査票は、認定結果に直接影響することから、認定調査票の全件点検を丁寧に行っていきます。

②介護認定審査会委員・認定調査員研修の実施　【担当：介護保険課】

【事業概要】

介護認定審査会委員や認定調査員を対象に、認定調査における判断基準の適正化・平準化を図るため、研修を実施します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護認定審査会委員研修回数	3回	2回	3回	3回	3回	3回
認定調査員研修回数	4回	5回	3回	3回	3回	3回

【今後の方向性】

研修を通じて介護認定審査会における審査判定の平準化を図っていきます。

③要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮　【担当：介護保険課】

【事業概要】

申請から結果通知までの平均処理期間や申請者数を毎月集計し、進捗管理を行い、期間の短縮を目指します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
要介護認定の申請から結果通知までの平均処理期間	36.8日	38.0日	38.0日	35.0日	35.0日	35.0日

【今後の方向性】

申請から結果通知までの期間の短縮を図るためには、迅速な認定調査の実施及び主治医意見書の回収を行い、介護認定審査会に審査・判定を諮る必要があることから、認定調査や介護認定審査会等に要する時間を短縮するため、要介護認定事務のＤＸ化を推進していきます。

（2）ケアマネジメントの適正化

利用者の状態に対応した、介護保険事業の適正な利用の促進のために、介護給付の適正化事業を推進します。

①ケアプラン点検　【担当：介護保険課】

【事業概要】

自立支援に資するケアマネジメントの実践及び介護給付の適正化のため、介護給付適正化システム帳票を活用し、ケアプラン点検、住宅改修点検、福祉用具購入・貸与調査を実施します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ケアプラン点検実施数	13 件	19 件	19 件	20 件	20 件	20 件
住宅改修の点検の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%
福祉用具購入、軽度者福祉用具貸与届添付のチェック割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【今後の方向性】

国の適正化計画に係る指針に則り給付適正化主要三事業の一つとして実施していきます。

（３）介護報酬請求の適正化

介護保険制度の信頼性の向上のために、静岡県国民健康保険団体連合会（国保連合会）のデータを活用した介護報酬適正化事業を実施します。

①介護報酬請求の確認、点検（医療情報との突合・縦覧点検）　【担当：介護保険課】

【事業概要】

介護報酬請求の適正化のため、介護給付情報と医療給付状況の突合審査を行うとともに、複数月の介護給付情報の縦覧点検を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
医療情報との突合及び縦覧点検の実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【今後の方向性】

医療情報との突合及び縦覧点検による請求内容の確認、修正を国保連合会に委託し実施していきます。

推進施策４－４　介護保険サービスの環境整備

具体的な施策	事業名
（1）指導監督に関する取組	①介護保険サービス事業者の指導 ア．集団指導 イ．実地指導・監査
（2）ケアの質の向上に向けた取組への支援	①介護サービス相談員の派遣 ②相談・苦情対応体制の充実

（1）指導監督に関する取組

介護保険事業者のサービスの質の向上に向けた取組の支援及び介護報酬請求の適正化を図るため、介護サービスを適正に行うために必要となる正確な情報の伝達・共有を目的として講習形式で行う集団指導や、実地等で介護保険施設等の育成・支援を重点的に行う運営指導、指定基準違反や不正請求等の是正改善指導を行う監査を実施します。

①介護保険サービス事業者の指導

ア．集団指導　　**【担当：介護保険課】**

【事業概要】

事業者支援を基本として、制度運用の適正化を図るとともに、サービスの質の向上を目指し、制度主旨の理解や適正な請求事務、指定基準や関連法令の周知等、正確な情報の伝達・共有を行うため、本市が指定権限を持つすべての地域密着型サービス事業所等に対して講習形式で指導を行います。

【今後の方向性】

今後も介護保険制度に基づくサービスが適正に行われるよう正確な情報の伝達・共有に努めるとともに、運営指導で指摘の多かった事項について注意喚起を図るなど、介護保険制度の理解やサービスの質の向上に資するよう集団指導を効率的・効果的に実施していきます。

イ．運営指導・監査　【担当：介護保険課】

【事業概要】

介護サービスの質の確保と向上及び介護報酬請求の適正化を図るため、運営指導については、実際に事業所へ赴き、マニュアルを活用しながら、事業者の育成・支援の視点を重視した運営指導及び報酬請求指導を行うことを主眼とし、監査については、寄せられた情報や運営指導時に確認した情報を踏まえ、著しい指定基準違反等が確認された場合に、帳簿書類の提示や職員への質問を行うなど事実関係を確認するため、実地検査等を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
運営指導件数	34 件	83 件	79 件	80 件	80 件	80 件

【今後の方向性】

引き続き計画的に運営指導を行い、サービスの質の確保と利用者の保護等、事業者が適正に介護サービスを提供できるよう支援に努めるとともに、運営指導の効率化、指導時における提出文書等の削減により、事業者の事務負担に配慮していきます。

（2）ケアの質の向上に向けた取組への支援

介護保険事業者のケアの質の向上に向けた取組を支援するため、介護相談員の派遣先を広げていくほか、介護保険サービスの相談・苦情対応体制を整備していきます。

①介護サービス相談員の派遣　【担当：介護保険課】

【事業概要】

介護サービス相談員が介護サービス事業所等を訪問し、利用者や家族、職員の話を聞き、利用者側の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、市と連携して事業者側に問題提起と改善につながる提案を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
派遣事業所数	27 事業所	26 事業所	26 事業所	26 事業所	26 事業所	26 事業所

【今後の方向性】

介護サービス相談員のスキルアップを図りつつ派遣を継続していきます。

②相談・苦情対応体制の充実　　　【担当：介護保険課】

【事業概要】

事業所数の増加や利用者の権利意識の高まりにより、相談・苦情件数が増加傾向にあり、内容も多様化しているため、的確に問題等を把握し、適切に事業者への指導等を行うことができる担当者の育成に努めるとともに、相談・苦情内容に応じて他の相談機関に適切につなぐことができる体制を整備します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
対応件数／苦情相談件数	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【今後の方向性】

今後も介護保険サービスに関する相談・苦情に対して適切に対応できる体制を整えるとともに、介護保険関係法令以外の相談・苦情に対しても、的確かつ迅速に他の相談機関へつなぐことができる体制づくりに努めていきます。

推進施策４－５　情報提供の充実

具体的な施策	事業名
（1）市民への情報提供	①介護保険制度の趣旨普及
（2）介護サービス情報の公表	①介護保険課ウェブサイトの充実 ②情報公表システムの周知 ③電子申請の促進

（1）市民への情報提供

高齢者やその家族が良好な生活を送れるよう、パンフレットや広報紙、SNS 等での情報提供を充実させ、介護保険制度や福祉施策の理解促進に努めます。

①介護保険制度の趣旨普及　【担当：介護保険課】

【事業概要】

高齢者行政に係る冊子やパンフレットの配布、SNS による情報発信、市政いきいき講座等の開催により高齢者福祉施策、介護保険制度について周知していきます。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
「いきいき高齢者ガイド」配布数	11,500 冊	10,200 冊	11,100 冊	11,500 冊	11,500 冊	11,500 冊
市政いきいき講座等開催数	1 回	0 回	0 回	3 回	3 回	3 回
介護保険制度パンフレット配布部数	5,000 部	5,000 部	5,000 部			
介護サービスリーフレット配布部数	3,500 部	2,000 部	2,000 部			

【今後の方向性】

支援を必要とする者に必要な情報が届くよう、デジタルマーケティングの実施など手法を検討しながら制度等の趣旨普及を継続して行います。

（２）介護サービス情報の公表

介護保険制度は、利用者の選択を基本としているため、利用者が介護サービスを選択できるよう情報の公開に努めます。

①市ウェブサイトの充実　【担当：介護保険課】

【事業概要】

市ウェブサイトに介護保険制度の概要、各種サービスの内容と利用方法、事業所の利用状況及び受け入れ状況等を掲載します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
市ウェブサイト更新回数	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回

【今後の方向性】

毎月事業所の利用状況及び受け入れ状況を市ウェブサイトで公開しています。

②情報公表システムの周知　【担当：介護保険課】

【事業概要】

介護保険事業所のサービス内容等の情報をインターネットで検索でき、利用するサービスや事業所の選択に役立つ「介護サービス情報公表システム」を周知していきます。

【今後の方向性】

介護サービス情報公表制度については今後も公表内容の拡充が検討されており、サービス利用者等にとって有益なツールであるため、活用が促進されるよう周知を継続していきます。

③電子申請の促進　【担当：介護保険課】

【事業概要】

要介護認定申請など介護保険サービスの利用申請及び介護事業所等の指定申請などをオンラインで受け付けるとともに制度を周知します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護ワンストップサービスの利用件数	－	－	－	20 件	30 件	40 件

【今後の方向性】

サービス利用者やケアマネジャー、介護保険事業者など関係者の利便性向上のため、電子申請制度の周知を進め活用を促進していきます。

推進施策４－６　緊急事態時の対応体制の整備

具体的な施策	事業名
（１）緊急事態時の対応体制の整備	①緊急事態に備える介護事業所等の施設改修補助 ②避難確保計画の作成支援 ③介護事業所等の感染症対策の推進

（１）緊急事態時の対応体制の整備

近年、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の流行、または、大規模災害等により地域での生活が困難になる場面が増えています。

これらの緊急事態に対応できるよう、現状把握や関係機関との情報共有、緊急事態の発生が見込まれるとき、または、発生したときの体制の整備として、非常災害に関する具体的計画の策定や定期的な避難、救出等の訓練の実施が必要です。

市や関係機関、市民が随時考え、行動しながら、絶え間なく整備・改善に向けて取り組みます。

①緊急事態に備える介護事業所等の施設改修補助　【担当：介護保険課】

【事業概要】

感染症や災害から施設利用者等を守るために行われる介護事業所等の施設改修等に対して費用を助成します。

【今後の方向性】

施設利用者の安全確保のため、施設整備費用の補助を継続して実施します。

②避難確保計画の作成支援　【担当：介護保険課】

【事業概要】

避難確保計画の作成が義務付けられた浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設に対して、計画作成を支援します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護事業所の避難確保計画作成率	94%	100%	100%

【今後の方向性】

継続実施していきます。

③介護事業所等の感染症対策の推進　【担当：介護保険課】

【事業概要】

介護事業所等が適切に感染症に対応し、必要な介護サービスを継続して提供できるよう情報提供その他必要な支援を行います。

【今後の方向性】

継続実施していきます。

基本目標５　いつまでも暮らし続けられるまちづくり

推進施策５－１　生きがいづくり

具体的な施策	事業名
（１）生涯学習支援	①まちづくりセンター講座 ②市民大学の開催 ③図書館講座の開催 ④高齢者向けスポーツプログラムの実施と環境整備 ⑤富士市ファミリー農園事業
（２）世代間交流の推進	①公立保育園・幼稚園における世代間交流事業 ②小・中学校における世代間交流事業・福祉教育
（３）思いやりの心の醸成	①福祉展の開催 ②小・中学校における学習会の開催

（１）生涯学習支援

年齢を問わず自ら学ぶこと、活動すること、さらにこれらの機会を活用してコミュニケーションの拡大を希望する人を支援する施策を推進します。また、各種学習や活動、就労に関する情報や機会の提供、趣味活動や地域社会における活動の機会の提供、スポーツ活動の機会や環境の整備、農業活動の場所や機会の提供を行います。

①まちづくりセンター講座　【担当：社会教育課】

【事業概要】

高齢者の方も参加しやすい地域の拠点である各地区まちづくりセンターを会場に、健康づくりや生きがいづくり、新しい趣味の発見や仲間づくり等を目的とした多様な分野の講座を開催します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
講座を受けたことによって、学ぶ意欲が高まった参加者の割合	－	－	－	90%	90%	90%
講座数	24 個	25 個	24 個			

【今後の方向性】

継続実施していきます。

②富士市民大学の開催　【担当：社会教育課】

【事業概要】

富士市・富士宮市に在住・在勤・在学の15歳以上の方を対象に大学教授や有識者を招き、高度で有益な学習機会や豊かな人生を考える機会の提供を目的とし講座を開講します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
満足度	83.0%	88.8%	(11月中旬)	80%	80%	80%

【今後の方向性】

継続実施していきます。

③図書館講座の開催　【担当：中央図書館】

【事業概要】

図書館講座を通じて、高齢者の自主的な活動につながるよう、学習の機会を提供します。また、高齢者向け図書を収集・提供し、図書館に来られない高齢者に対してもサービスの充実を図ります。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
65歳以上の人口１人あたりの貸出点数	6点	6点	6点	6.3点	6.4点	6.5点

【今後の方向性】

高齢者の関心が高い内容の講座を企画、開催するとともに、高齢者が図書館資料を利用しやすい環境の整備に取り組んでいきます。

④高齢者向けスポーツプログラムの実施と環境整備　【担当：文化スポーツ課】

【事業概要】

高齢者を対象とした体操教室や地域でのスポーツプログラムを実施します。

また、「歩く健康づくり１万歩コース」を管理・PR し、高齢者のウォーキングを推進します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
高齢者の週１回以上のスポーツ実施率	55.7%	55.8%	56.0%	56.0%	58.0%	60.0%

【今後の方向性】

高齢者のスポーツ実施率向上に向けて取り組みます。

⑤ファミリー農園事業　【担当：農政課】

【事業概要】

遊休農地を有効活用し、野菜等の栽培機会を提供することで、退職後の楽しみや農業に対する理解を深めることを目的に、市が借り上げて整備した農園の貸し出しや農地所有者自ら行う農園の開設を支援します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
市民農園開設数	13 か所	12 か所	12 か所	15 か所	17 か所	20 か所

【今後の方向性】

農地所有者による農園の開設を促進・支援し、荒廃農地解消と高齢者がいきいきと活動できる場の提供を図ります。

（2）世代間交流の推進

高齢者の活力の向上、高齢者がもつ知恵や知識の伝承、地域での交流の活性化のために、高齢者と児童・生徒との世代間交流を推進します。

①公立保育園・幼稚園における世代間交流事業　【担当：保育幼稚園課】

【事業概要】

高齢者が子どもたちとふれあい、ともに活動できる機会を持てるよう、保育園・幼稚園の行事に高齢者を招いたり、園児が高齢者施設を訪問するなど、交流を推進します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
高齢者施設訪問回数	0 回	0 回	23 回	40 回	38 回	36 回

【今後の方向性】

３世代が同居する世帯が少なくなっている現代において、これまで行ってきた高齢者と園児との交流事業は、高齢者の生きがいづくりの観点や高齢者との関わりが児童の成長につながるという観点等から、引き続き事業を継続していきます。

また、富士市公立教育・保育施設再配置計画に伴い、廃止や民間移管により公立園の施設数が減少していくことを織り込んで、目標値を設定しています。

②小・中学校における世代間交流事業・福祉教育　【担当：学校教育課】

【事業概要】

ふれあい協力員制度による登下校の安全確保やゲストティーチャーとしての高齢者の積極的な授業への参加等、子どもたちへの教育効果を高めるとともに、高齢者が有用感を感じ、いきいきと生活していくきっかけにします。

また、以下の４項目を重点に福祉教育を深めていくとともに、高齢者と子どもたちとの世代間交流を推進します。

１　行事参加による福祉意識の啓発（敬老会等）
２　ボランティア活動への参加（高齢者施設等）
３　学校行事への高齢者の招待（運動会、児童会活動等）
４　授業での福祉教育推進（総合、教科、道徳等）

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
事業概要４項目中２項目以上を実施する小・中学校（42 校）の割合	14%	35%	64%	100%	100%	100%

※第８期は小・中学校（43 校）の割合

【今後の方向性】

急速に高齢化が進むなか、高齢者を地域の人材と捉え、子どもたちの交通安全や見守り活動への協力、昔話などの講話や芸能伝承など技術的指導を授業の中で行うゲストティーチャーとしての活動等、高齢者がさらに活躍できる場を提供していきます。

また、学校行事へ高齢者を招待することや地域行事へ子どもたちが参加することにより相互交流を深め、学校と地域との連携を推進していくとともに、ボランティア活動や授業での福祉教育を通して、子どもたちが高齢者を思いやる心の醸成を図ります。

（３）思いやりの心の醸成

高齢者を見守るとともに、地域の一員としてともに支え合う意識を醸成するために、福祉に関連する各種イベントの開催による市民の福祉に対する理解の促進、小・中学生からの福祉教育の充実、市民への福祉教育の充実に努めます。

①福祉展の開催　【担当：福祉総務課】

【事業概要】

高齢者等が、丹精込めて作り上げた作品を展示し、市民が観覧することにより、高齢者の自立する心を育て、生活意欲を高めるとともに、一般市民に対する福祉思想の普及、啓発を図ります。

【今後の方向性】

社会福祉思想の普及のため継続して実施していきます。

②小・中学校における学習会の開催　【担当：社会福祉協議会】

【事業概要】

小・中学校からの依頼によって、学校側の希望する内容に合わせたプログラムを考案する。福祉教育の目的を明確にし、地域課題を考えられるような提案を行う。高齢者等の地域住民と関わる機会を持つ中で、「思いやりの心」と「共に生きる力」を育みます。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
学校での学習会等の開催回数	15 回	16 回	15 回	15 回	15 回	15 回

【今後の方向性】

単に福祉機器などの疑似体験で終える・学校に留まる福祉教育ではなく、実際の地域における福祉活動の実践につながるような新しい提案を行います。

推進施策５－２　地域力の活用と育成

具体的な施策	事業名
（１）地域の活動団体の育成・支援	①26 地区福祉推進会の研修会開催
（２）各種団体活動への支援	①社会福祉センター事業 ②悠容クラブの育成と活動助成 ③ふれあい・いきいきサロンへの支援
（３）ボランティアの育成・支援	①ボランティア講座の開催 ②高齢者ボランティアの育成と活動支援 ③ボランティアの活動相談事業
（４）地域の社会資源としての人材活用	①地区福祉推進会活動への参加促進

（１）地域の活動団体の育成・支援

地域で高齢者を支援する地区福祉推進会の活動を支援します。

①26 地区福祉推進会の研修会開催　　【担当：社会福祉協議会】

【事業概要】

地区福祉推進会の主催による研修会や生活支援体制整備事業に関連する地域ケア会議等高齢者を含む地域住民の話し合いの場への参画を促し、地域づくりへの意識の醸成を図ります。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
研修会や話し合いの場を開催する地区	－	－	－	26 地区	26 地区	26 地区
ブロック	0	4	4			

【今後の方向性】

地域における社会参加の場づくりを進め、地域づくりに関して積極的な地域住民の参画を促します。

（２）各種団体活動への支援

地域で活動する各種団体がより一層充実した活動を行えるよう、機会の提供や活動の支援を推進します。

①社会福祉センター事業　【担当：福祉総務課】

【事業概要】

高齢者の知識や経験を活かした生きがいと健康づくりのための活動を支援し、交流の場を提供します。また、市内５か所（鷹岡市民プラザ、広見荘、田子浦荘、東部市民プラザ、地域交流センターみんなの家）の社会福祉センターの円滑な運営を図ります。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
社会福祉センター（５か所）利用者数	134,481 人	100,315 人	104,000 人	90,000 人	90,000 人	90,000 人

※第８期は社会福祉センター７か所での利用人数

【今後の方向性】

富士市社会福祉協議会をはじめとする施設運営主体が、利用者の増加を図るために新規の講座を開催するなどして積極的にセンターの魅力を向上させる施策を展開していきます。

②悠容クラブの育成と活動助成　【担当：福祉総務課】

【事業概要】

悠容クラブにおける教養講座や健康づくり、レクリエーション、社会奉仕等の活動に助成し、地域における高齢者の活動が活性化するように支援します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
悠容クラブ　単位クラブ数	84 クラブ	78 クラブ	65 クラブ	65 クラブ	65 クラブ	65 クラブ

【今後の方向性】

単位クラブ及び富士市悠容クラブ連合会において、魅力ある活動内容や誰もが参加しやすい行事開催を工夫していますが、会員数と単位クラブが減少していることから、引き続き事務局職員を配置し、クラブ運営の円滑化を図るとともに、悠容クラブと緊密な情報共有を図り、活動支援を行います。

③ふれあい・いきいきサロンへの支援　【担当：社会福祉協議会】

【事業概要】

地域福祉の充実を図るために、高齢者や障害者等の孤独感を和らげ、誰もが住み慣れた地域の中でいきいきと暮らせるよう、住民が自主的に活動できる交流の場への支援を行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
サロン設置数	161 件	151 件	145 件	160 件	165 件	170 件

【今後の方向性】

より身近で誰もが利用できる地域の居場所としての機能の充実を図ります。

（3）ボランティアの育成・支援

高齢者の地域活動の一環として、ボランティア活動への参加を促すために、高齢者の経験を活かせるボランティア活動の機会の提供、生きがいづくりの視点からのボランティア活動の促進、セカンドライフの過ごし方や活かし方の支援を行います。

①ボランティア講座の開催　【担当：社会福祉協議会】

【事業概要】

ボランティア活動に興味のある方、ボランティア活動を始めてみようと考えている方、既にボランティア活動を行っている方を対象とし、講座を通して具体的な活動の理解を深め、ボランティア活動を始めるきっかけづくりや、さらなる活動の輪を広げることを目的とします。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
入門講座の開催回数	0 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
参加者数	0 人	31 人	20 人	20 人	20 人	20 人

【今後の方向性】

地域の福祉ニーズに合った新しい講座や開催方法について検討・実施していきます。

②高齢者ボランティアの育成と活動支援　【担当：社会福祉協議会】

【事業概要】

高齢者のボランティアを確保するため、災害時に備えた家具固定ボランティア講座を開催し、ボランティアの育成、ボランティアグループの後方支援、講座修了者へのフォローアップを行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
家具固定ボランティア講座の開催回数	0回	0回	1回	1回	1回	1回
家具固定ボランティア講座の参加者数	0人	0人	10人	15人	15人	15人

【今後の方向性】

家具固定ボランティアの現状維持、講座を経て、家具固定に関心を持った方を増やします。

③ボランティアの活動相談事業　【担当：社会福祉協議会】

【事業概要】

ボランティア活動に関する情報発信、相談調整のための窓口とボランティアニーズに関する情報収集を高齢者も情報を得られるよう様々な媒体を使って実施します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ボランティア相談件数	87件	133件	144件	250件	250件	250件

【今後の方向性】

情報を受け取る側に合わせた情報発信の方法を検討します。

（４）地域の社会資源としての人材活用

高齢者が地域社会の中で現役の人材として活躍できるよう、高齢者が活躍できる場の提供に努めます。

①地区福祉推進会活動への参加促進　【担当：社会福祉協議会】

【事業概要】

住民主体による見守り活動や支え合い活動が地区福祉推進会等の活動と連携して動き出し、その活動に元気な高齢者が担い手として参画できるよう、活動を促進します。

【今後の方向性】

元気な高齢者が地域活動の担い手として活躍できる地域を目指して、地域における意識の醸成を図ります。

推進施策５－３　住居・生活環境の整備

具体的な施策	事業名
（１）高齢者が安心して生活できる住宅の整備	①高齢者向け住宅相談 ②多世代同居・近居の促進 ③高齢者等に対応した市営住宅の供給
（２）高齢者等が外出しやすい環境の整備	①公共交通ネットワークの構築 ②道路の段差解消・歩道新設・バリアフリー化 ③特定公園施設のバリアフリー化 ④富士市外出支援サービス ⑤高齢者公共交通支援事業の実施

（１）高齢者が安心して生活できる住宅の整備

高齢化の進行に伴い、高齢者が社会の一員として、いつまでも元気でいきいきと暮らすことのできる社会づくりが求められています。高齢者が安全・安心に暮らせるよう、市営住宅の設備等の整備や住宅の改修や住み替えなどへの支援を進めます。

①高齢者向け住宅相談　【担当：住宅政策課】

【事業概要】

現在居住している住宅の住み替え相談、持ち家の賃貸、売買の相談及び相続等総合的な相談業務を行い、高齢者に配慮した住宅の供給及び健全な住宅の維持管理、空き家発生予防を促進します。

【今後の方向性】

本市においても全国的な傾向と同様に高齢化が進行しており、特に高齢者のみの世帯の増加が顕著となっています。持ち家の終活をすすめ、空き家発生予防を推進するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者の住まいの確保や住環境の向上を図っていきます。

②多世代同居・近居の促進　【担当：住宅政策課】

【事業概要】

世代間の助け合いにより高齢者の安全・安心な暮らしが確保されるよう、高齢者とその子ども世帯との同居・近居を促進します。

【今後の方向性】

多世代での同居・近居を行うための住環境の整備を支援していきます。

また、補助制度が令和５年度で期限を迎えるので、制度の継続・修正を検討していきます。

③高齢者等に対応した市営住宅の供給 【担当：住宅政策課】

【事業概要】

既存の市営住宅を高齢者に配慮したバリアフリー化住宅に改修していく団地再生事業、入退去改修時にてすり等の設備を設置するなど、高齢者の住環境改善を進めます。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
市営住宅のバリアフリー化率	55.2%	55.5%	55.8%	56.3%	56.8%	57.2%

【今後の方向性】

市営住宅の老朽化や陳腐化を改善するため、設備改善や間取り変更、バリアフリー化等を推進し居住性の向上を図るとともに、増加している単身高齢者に対する住宅供給の対応として、高齢者世帯等のニーズに応じた市営住宅を供給するため、市営住宅再編計画を策定し、総合的な改善事業を進めます。

（２）高齢者等が外出しやすい環境の整備

高齢者が安心して外出できるよう、公共交通や都市基盤の整備を推進します。そのために、高齢者の外出支援のための交通体系の確立、移送支援の充実、道路、公園等のバリアフリー化を推進します。

①公共交通ネットワークの構築 【担当：都市計画課】

【事業概要】

鉄道、路線バス、コミュニティ交通、タクシーなど様々な交通モードについて、「適切な役割分担」、「適材適所の配置と組み合わせ」という基本的な考え方に基づき、地域の実情に応じた多様な公共交通サービスを官民が一体となって、持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指します。

また、バリアフリー化された交通環境の整備を進めることにより、高齢者等の移動の円滑化を図ります。

【今後の方向性】

富士市地域公共交通計画に基づき、バランスのとれた都市交通体系の実現に向けて取り組んでいきます。

②道路の段差解消・歩道新設・バリアフリー化　【担当：道路整備課】

【事業概要】

段差のある既存歩道等については段差解消の改良を行うとともに、道路移動等円滑化基準に沿った歩道等を設置し、快適で安全・安心な歩行空間の整備を実施します。

【今後の方向性】

富士市総合計画と整合性を図りながら、歩道等の改良や新設を継続的に進めていきます。

③特定公園施設のバリアフリー化　【担当：みどりの課】

【事業概要】

都市公園は、誰でも利用できる公共施設であることから、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、すべての人が円滑に利用することができるように整備する必要があります。

特定公園施設であるトイレの新設及び再整備の際には、ユニバーサルデザインに配慮した施設となるようにします。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ユニバーサルデザインに配慮したトイレの設置数	１か所	０か所	０か所	０か所	０か所	１か所

【今後の方向性】

老朽化した特定公園施設の改修を進めていき、利用者が安心して利用できる施設となるように努めていきます。

④富士市外出支援サービス　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

65 歳以上で要介護４または５の認定を受けており、バスや通常のタクシー等の交通機関を利用することが困難な在宅高齢者に対し、自宅と医療機関・公共施設の間、または医療機関と医療機関の間の移送用車両の料金を助成します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用人数	291 人	276 人	280 人	280 人	280 人	280 人

【今後の方向性】

引き続き、移動が困難な在宅高齢者への支援策として継続していきます。

⑤高齢者公共交通支援事業の実施　【担当：福祉総務課】

【事業概要】

高齢者の日常生活支援として、公共交通の利用に係る費用面での支援を実施することにより、高齢者の足の確保につなげます。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
回数券の作成数と販売数の割合	−	−	−	100%	100%	100%

【今後の方向性】

交通事業者等の事務を軽減するため、従来の回数券にＱＲコードを入れて処理をデジタル化するとともに、高齢者が回数券を購入しやすくなるよう販売場所を増やしていきます。

推進施策５－４　安心して暮らせる環境の整備

具体的な施策	事業名
（１）防災・防火対策の推進	①災害時の受け入れ施設の確保 ②住宅防火診断 ③住宅用火災警報器の設置促進 ④家具固定推進事業 ⑤個別避難計画の作成
（２）防犯対策の推進	①高齢者・障害者に対する出前消費者啓発講座
（３）交通安全対策の推進	①交通安全教育
（４）緊急時における連携体制の強化	①緊急時情報カード等普及啓発事業

（１）防災・防火対策の推進

①災害時の受け入れ施設の確保　【担当：福祉総務課】

【事業概要】

災害発生時や緊急時の高齢者等の要配慮者を受け入れる施設として、福祉施設等と協定を締結し避難所の確保に努めます。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
緊急入所協定締結施設数	35 施設	35 施設	35 施設	37 施設	37 施設	37 施設
福祉避難所協定締結施設数	8 施設	8 施設	8 施設	10 施設	10 施設	10 施設

【今後の方向性】

新たな福祉施設等の整備がある際は、必要に応じて協定を締結していきます。

また、高齢者等要配慮者の避難所としての協力・連携のあり方について介護保険事業者等と協議を継続し、より実効性の高い、官民協働の協力体制を検討していきます。

②住宅防火診断　【担当：予防課】

【事業概要】

消防職員が民生委員とともに一人暮らし高齢者住宅を訪問して、個別に住宅防火診断を行うことで、火災安全性を確保するとともに防火意識の向上を図り、火災による一人暮らし高齢者の被害の軽減、防止を図ります。さらに、一人暮らし高齢者住宅の状況をあらかじめ消防機関が把握することで、有効な消防活動につなげます。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
住宅防火診断受診率	4.3%	37%	50%	63%	64%	65%

【今後の方向性】

一人暮らし高齢者の住宅防火診断を継続的に実施し、併せて火災予防に関する情報提供、指導を行い、さらに一人暮らし高齢者の防火意識の向上を図ります。

③住宅用火災警報器の設置促進　【担当：予防課】

【事業概要】

建物火災による被害の多くは高齢者であり、その被害を軽減するため、一人暮らし高齢者を対象に消防職員が、住宅火災に有効な住宅用火災警報器の設置の促進と作動点検、維持管理及び機器の交換時期について周知し指導します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
住宅用火災警報器の設置促進設置率	78.9%	60.0%	70.0%	88.0%	89.0%	90.0%

【今後の方向性】

住宅用火災警報器設置の義務化後 10 年を経過し、設置率については横ばい状態であるため、住宅用火災警報器の設置等の一層の普及促進を図るとともに、高齢者に困難と思われる機器の設置や点検について、高齢者が理解、利用しやすい指導・支援方法を検討します。

④家具固定推進事業　　　　　　　　　　　　　　【担当：防災危機管理課】

【事業概要】

地震発生時における家屋内の家具等の転倒による高齢者及び障害者等の被害を軽減するため、家具固定器具の取付けを行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
決定件数	9 件	15 件	22 件	25 件	25 件	25 件

【今後の方向性】

継続していきます。

⑤個別避難計画の作成　　　　　　　　　　　　　　【担当：福祉総務課】

【事業概要】

災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者（高齢者や障害者など）ごとに避難支援に関する情報を記載した計画を作成します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
個別避難計画の作成数（累計）	－	－	－	200 人	450 人	800 人

【今後の方向性】

防災アプリを活用し、民間事業所のケアマネジャーや相談支援員、地域の町内会・区等と連携を図りながら個別避難計画を作成していきます。

（２）防犯対策の推進

①高齢者・障害者に対する出前消費者啓発講座　【担当：市民安全課】

【事業概要】

高齢者・障害者の不安につけこんだ悪質商法等による被害を未然に防止するため、高齢者・障害者本人、高齢者・障害者を見守る方それぞれを対象とした消費者啓発講座を実施します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
高齢者・障害者本人に対する啓発講座の実施回数	5回	8回	11回	20回	20回	20回
高齢者・障害者を見守る方への啓発講座の実施回数	3回	2回	1回	20回	20回	20回

【今後の方向性】

第３次富士市消費者教育推進計画に沿った取組を推進するとともに、富士市消費者安全確保地域協議会の構成団体とのより一層の連携を図ります。

（３）交通安全対策の推進

①交通安全教育　【担当：市民安全課】

【事業概要】

主に、以下の取組を行います。

・警察や交通安全協会等の各団体との協働による交通安全教室の実施

・運転免許返納者に対する運転経歴証明書取得に係る費用の助成

・運転免許返納者に対する公共交通共通回数券の交付

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
運転経歴証明書補助申請者数	1,116人	1,016人	1,050人	1,100人	1,150人	1,200人

【今後の方向性】

令和２年度より、公共交通回数券の交付期間を１年間から５年間に拡充しましたが、事業の周知を広く図ることで運転免許返納者を右肩上がりに推移させ、高齢運転者の交通事故防止につなげていきます。

（４）緊急時における連携体制の強化

①緊急時情報カード等普及啓発事業　【担当：警防課】

【事業概要】

高齢者世帯及び一人暮らし世帯等の増加に伴い、緊急時に消防機関及び医療機関が必要とする傷病者の既往歴、かかりつけ医療機関、服用薬または家族等に関する正確な情報が得られないことから、収容先医療機関の選定に時間を要し、その受け入れが円滑に運ばないことがあります。

本事業は、迅速かつ的確な救急業務に活用するため、介護保険事業者等に緊急時に必要とされる情報を記載した緊急時情報カード等を配布しその活用を普及啓発する事業となります。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
入所者緊急時連絡カード配布先施設数	0 施設	0 施設	171 施設	171 施設	171 施設	171 施設

【今後の方向性】

緊急時情報カード等の活用を普及啓発するため、地域包括支援センターをはじめ介護保険事業者等を対象に事業の周知を図ります。

基本目標６　地域包括ケアシステムの深化・推進

推進施策６－１　地域包括支援センターの機能強化

具体的な施策	事業名
（１）地域ケア会議の充実	①地域ケア会議
（２）職員の配置	①地域包括支援センター職員の配置
（３）地域包括支援センター運営協議会の開催	①地域包括支援センター運営協議会
（４）高齢者地域支援窓口の運営	①高齢者地域支援窓口の運営

高齢者が、地域で尊厳をもってその人らしく生活できるための支援を強化するため、地域包括支援センターの機能の強化を図るとともに、地域包括支援センター運営協議会で定期的に事業の点検・評価を行い、効果的な運営を確保します。

図表５－１　富士市地域包括支援センター一覧

日常生活圏域	管轄区域	地域包括支援センター名称
吉原東部	須津、浮島、元吉原	富士市東部地域包括支援センター
吉原中部	神戸、富士見台、原田、吉永、吉永北	富士市吉原中部地域包括支援センター
吉原北部	大淵、青葉台、広見	富士市北部地域包括支援センター
鷹　　岡	鷹岡、天間、丘	富士市鷹岡地域包括支援センター
吉原西部	今泉、吉原、伝法	富士市吉原西部地域包括支援センター
富士北部	岩松、岩松北、富士駅北、富士北	富士市富士北部地域包括支援センター
富士南部	富士駅南、富士南、田子浦	富士市富士南部地域包括支援センター
富　士　川	富士川、松野	富士市富士川地域包括支援センター
富士市全域		富士市高齢者地域包括支援センター（富士市高齢者支援課）

図表５－２　富士市高齢者地域支援窓口一覧

管轄地区	高齢者地域支援窓口名称
元吉原	在宅介護支援センターはまかぜ
富士見台	在宅介護支援センター風の杜
原田	鑑石園在宅介護支援センター
大淵	ヒューマンライフ富士在宅介護支援センター
天間	てんま在宅介護支援センター
丘	ヴィラージュ富士高齢者地域支援窓口
今泉	わだの里高齢者地域支援窓口
岩松・岩松北	在宅介護支援センター岩本園
富士駅北	富士市社会福祉協議会高齢者地域支援窓口
富士駅南	在宅介護支援センターかじま
富士南	在宅介護支援センターききょう
田子浦	アルクそてつ高齢者地域支援窓口
松野	在宅介護支援センターシャローム富士川

（１）地域ケア会議の充実

専門多職種の協働のもと、「個別課題の解決」、「地域ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり、資源開発」、「政策の形成」の５つの機能を推進し、高齢者の自立を支援するための具体的な地域課題やニーズを、行政施策や社会基盤整備につなげていきます。

①地域ケア会議　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

日常生活圏域ごとに設置された地域包括支援センターを中心に、個別ケースの検討を積み重ねる中で、地域住民や専門職等の関係者で地域課題を共有しながら、地域のネットワークの構築と地域課題の抽出を図ります。

また、これらの課題から、地域づくりや資源開発・政策形成を行い、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
開催回数	85 回	95 回	95 回	95 回	95 回	95 回

【今後の方向性】

医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めていきます。

また、抽出された地域課題をまとめ、今後、力を入れて取り組んでいくべき分野、取組について地域ケア推進会議で検討していきます。

（２）職員の配置

地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターには、今後も一層の機能の充実が求められてくるため、業務量や業務内容に応じた適切な人員配置を図っていきます。

①地域包括支援センター職員の配置　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

業務内容が拡大している地域包括支援センターが地域の中でより有機的に機能するよう、地域包括支援センターの取組を評価し、適切な人員配置を図ります。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域包括支援センター職員数（３職種）	48 人	48 人	47 人	39 人	39 人	40 人

【今後の方向性】

地域包括支援センターには、多種多様な相談に迅速な対応をすることが期待されていますが、昨今過大な負荷となっている業務内容を見直すとともに、地域包括ケアシステムの実現に向けて地域の最前線に立つ中核的な機関として業務量に応じた適正な人員配置に努めます。

（３）地域包括支援センター運営協議会の開催

地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を開催します。

①地域包括支援センター運営協議会　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

地域包括ケアシステムの中心となる地域包括支援センターが公平性・中立性の確保をしながら、円滑・適切に運営されるよう、地域包括支援センター運営協議会を実施します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
国の示す機能強化のための市町村評価指標の達成率	95%	97%	97%	98%	98%	98%
国の示す機能強化のためのセンター評価指標の達成率	―	―	―	94%	95%	96%

【今後の方向性】

地域包括支援センターの効果的で安定した運営を行うため運営協議会による点検・評価を実施していきます。

（４）高齢者地域支援窓口の増設

地域包括支援センターが行う総合相談業務の一部を担い、身近な所で在宅の高齢者からの相談を受け、必要な援助につなげる高齢者地域支援窓口を増設します。

①高齢者地域支援窓口の運営　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

地域包括支援センターと高齢者地域支援窓口とが相互に連携し合い、高齢者の支援が円滑に行われる体制を作ります。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
高齢者地域支援窓口設置数	12 か所	13 か所	13 か所

【今後の方向性】

高齢者人口の増加に伴い、支援を必要とする高齢者はますます増えていくことから、地域包括支援センターと高齢者地域支援窓口が連携して支援する体制を構築します。地区の

人口規模や高齢者数等を加味しながら、窓口の設置という形にとらわれずに、高齢者やその家族が相談を受けられるような体制を整えていきます。

推進施策６－２　地域共生社会の実現に向けた取組

具体的な施策	事業名
（１）地域共生社会に向けた体制整備	①重層的支援体制整備事業の実施

（１）地域共生社会に向けた体制整備

地域共生社会は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアが念頭に置かれていますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、障害者の地域生活への移行や、困難を抱える子どもや子育て家庭に対する支援等にも応用することが可能な概念です。

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備は、地域包括ケアシステムの「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を障害者や子ども等への支援にも広げたものです。

また、地域包括ケアシステムの実現に向けた取組においては、サービス提供者と利用者とが「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めてきています。地域共生社会は、この考え方を発展させ、障害者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを目指すものです。

これまで、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築のほか、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進してきました。今後も、地域包括ケアシステムを着実に進めつつ、これまでの課題を改善しながら、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」の充実を目指して、関係各課との連携や取組を進めていきます。

①重層的支援体制整備事業の実施　【担当：福祉総務課】

【事業概要】

住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業を実施します。

【今後の方向性】

地域生活課題を抱える地域住民やその世帯に対する支援体制及び地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。

推進施策６－３　生活支援体制整備の推進

具体的な施策	事業名
（１）住民主体の支え合い活動の仕組みづくり	①第１層協議体会議の開催 ②コーディネーター連絡会の開催
（２）住民主体の支え合い活動の推進	①住民主体の支え合い活動の普及啓発事業 ②住民主体の支え合い活動の担い手の育成

（１）住民主体の支え合い活動の仕組みづくり

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、医療や介護サービスのみならず、日常生活を維持するための支援が必要です。多様な日常生活のニーズに対応するために、地域でのきめ細かな支援やお互いに支え合う活動の整備を推進していきます。

また、高齢者のニーズと地域資源のマッチング、新たな資源の創出等に取り組む生活支援コーディネーターと、コーディネーターとともに新たな資源の創出について協議する協議体を設置します。コーディネーター及び協議体は、市全体の課題等について検討する第１層と、地域の課題について検討する第２層を小圏域に設置します。

①第１層協議体会議の開催　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

人口減少、高齢者の増加に伴う課題に対して、住民主体の支え合い活動を地域ごとに展開し、第２層協議体において抽出された地域課題等を第１層協議体にあげ、市全体の課題を整理し、課題の解決に向けた話し合いを行います。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
開催回数	3回	1回	1回

【今後の方向性】

第２層協議体から上がってくる地域課題は今後増加するとみられることから、市民からの目線で支え合いによる解決策や、既存の資源の活用等を話し合い、最終的に市への施策提言等ができるよう、今後も事例による研修や他市事例の方法などを学んでいく必要があります。

また、地域づくりについての情報交換を行い、市全体のネットワークや基盤づくりにつながる連携・協働について話し合いを行います。

②コーディネーター連絡会の開催　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

各地区で展開されている住民主体の話し合いや支え合い活動、課題等の情報交換を通じて、生活支援コーディネーターの資質の確保、向上を図ります。また各地区の課題整理を行い、第１層協議体の進め方の検討や市全体の体制づくり等を協議します。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
開催回数	3 回	2 回	2 回	3 回	3 回	3 回

【今後の方向性】

第２層協議体の活動により、様々な地域課題が出てくるとみられます。今後は、定期開催の他、必要時に随時開催するなど、即地域課題を共有し、対応できる体制を整える必要があります。

（２）住民主体の支え合い活動の推進

住民主体の支え合い活動に対する理解を深めるため、市民を対象とした講演会等を開催します。

①住民主体の支え合い活動の普及啓発事業　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

住民主体の支え合い活動の必要性や生活支援体制整備の手法を学び、地域包括ケアシステム構築に対する理解を深め、2040 年を見据えた地域づくりが展開できるよう、各地区における現状や課題を把握し、住民主体の支え合い活動の啓発を図ります。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
講演会への参加者数	－	－	－	80 人	85 人	90 人
講演会の開催回数	0 回	1 回	1 回			

【今後の方向性】

より多くの市民に理解していただくために、今後も講演会等を開催し啓発を行っていきます。また、地域住民がすでにある住民同士の助け合いや地域資源などを共有し、地域にあった支え合いの仕組みづくりを考え、互助活動が推進できるよう普及啓発に取り組んでいきます。

②住民主体の支え合い活動の担い手の育成　【担当：高齢者支援課】

【事業概要】

生活支援コーディネーターと協議体が中心となり、住民主体の支え合い活動について、元気な高齢者等に働きかけ、地域における支え合い活動の担い手を育成します。

また、住民主体の支え合い活動が継続的に展開できるように、年代を問わない形で講座を開催し、地域住民の理解を深めるとともに、様々な活動を『見える化』することで、住民の意識を高めます。

【実績・目標】

項　目	実績・見込み			目標値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
一般高齢者の支え合い活動への参加率（３年に１度計画策定基礎調査にて）	－	21.8%	－	－	35%	－

【今後の方向性】

支え合い活動については、「実は今行っている活動が、それぞれの支え合いにつながっている」ということへの気づきになるよう、今後も住民に啓発していく必要があります。また、それらの資源を『見える化』していくことで、自分たちのやる気と、「そのようなことなら自分でもできるかもしれない」という思いにつながる取組を行うことで、地域における一般高齢者の支え合い活動への参加につなげていきます。

推進施策６－４　重層的支援に向けた地域住民の体制充実

地域共生社会の実現に向けて、地域住民の協力が不可欠となります。

近年多様化・複雑化が進んでいる課題や支援ニーズに対応できるよう、実態の把握、必要な支援への接続、継続的な支援の実施、地域への参加促進など、社会福祉法における「重層的支援」の視点からの体制整備が必要となります。

そのため、市の体制整備はもちろん、地域住民の協力体制の構築、充実に向けた支援も必要となります。

今後は、地域福祉計画に基づき、本人や世帯の属性に関わらず受け止める相談支援（断らない相談支援）や、地域社会からの孤立防止、地域における多世代交流や多様な活躍の機会と役割の創出（地域づくりに向けた支援）などの推進に努めていきます。

第６章　介護保険サービス量の見込みと保険料

１　被保険者数・要介護認定者数の推移及び見込み

（１）被保険者数の見込み

本市の被保険者数は平成 27 年度以降増加傾向が続いてきましたが、本計画初年度の令和６年度に 157,928 人になった以降は減少に転じ、令和 32 年度には 132,948 人となることが見込まれます。

令和元年度に後期高齢者数が前期高齢者数を上回りましたが、今後もしばらく前期高齢者数の減少、後期高齢者数の増加、第２号被保険者数の減少が続くことが見込まれます。

図表６－１　被保険者数の見込み（各年９月末現在）

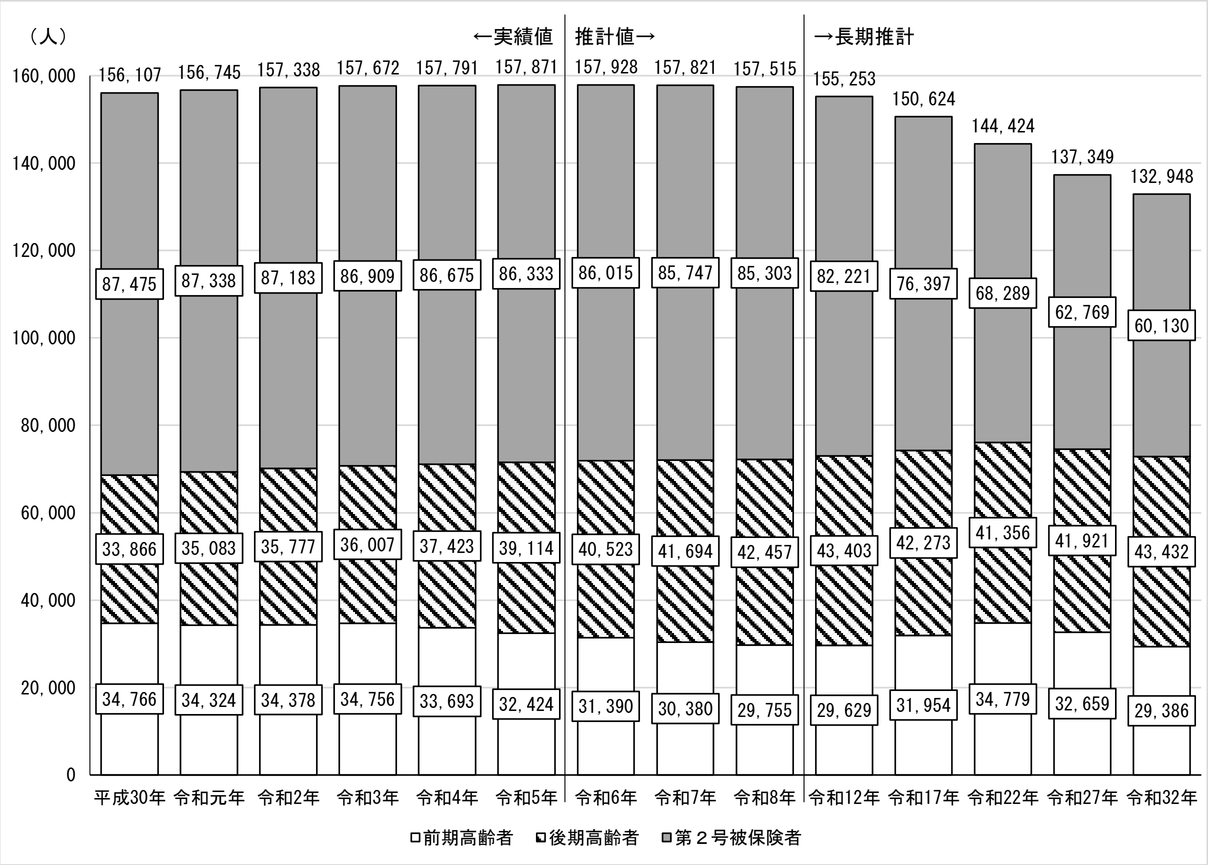

（２）要介護認定者数の見込み

要介護認定者数（第２号被保険者を含む）は高齢者数の増加に伴い増加傾向が続くことが想定されます。

推計によると、今期計画期間の最終年度である令和８年度の要介護認定者数は 11,911 人となり、さらに令和 22 年度に 13,531 人となった以降は減少に転じ、令和 32 年度には 12,862 人になることが見込まれます。

図表６－２　要介護認定者数の実績と推計（各年９月末現在）

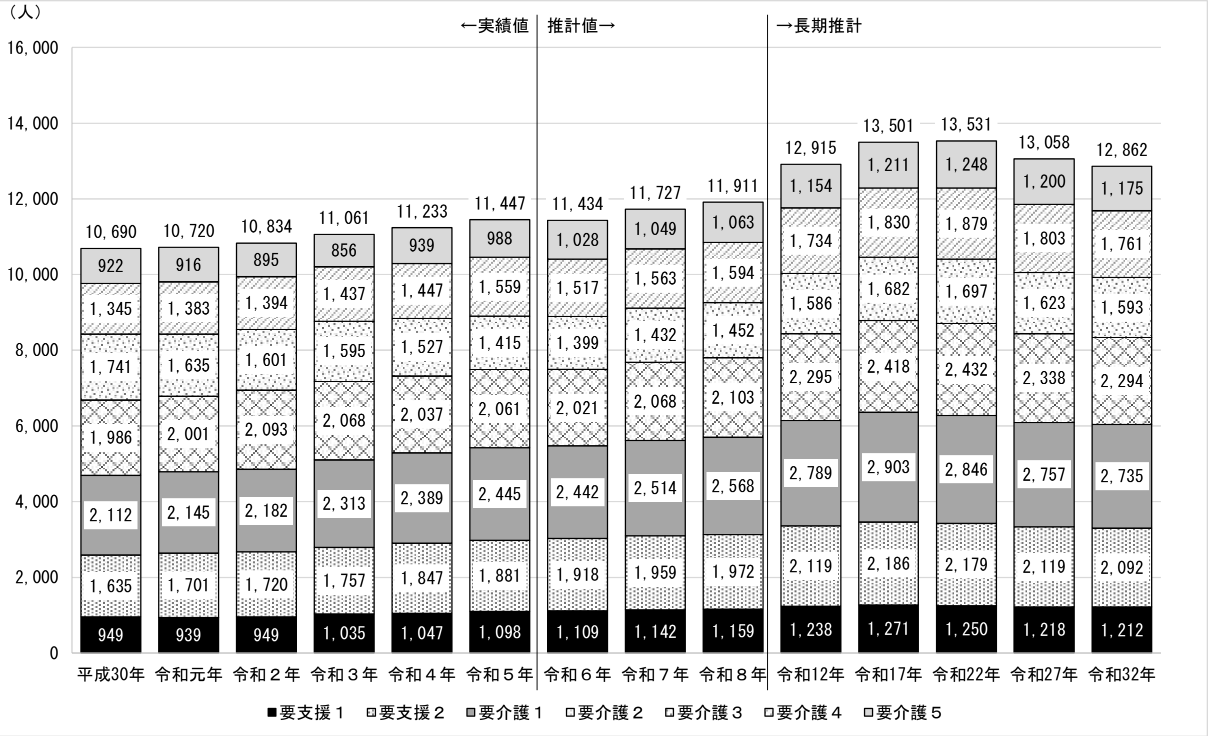

	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
要介護５	922	916	895	856	939	988	1,028	1,049	1,063	1,154	1,211	1,248	1,200	1,175
要介護４	1,345	1,383	1,394	1,437	1,447	1,559	1,517	1,563	1,594	1,734	1,830	1,879	1,803	1,761
要介護３	1,741	1,635	1,601	1,595	1,527	1,415	1,399	1,432	1,452	1,586	1,682	1,697	1,623	1,593
要介護２	1,986	2,001	2,093	2,068	2,037	2,061	2,021	2,068	2,103	2,295	2,418	2,432	2,338	2,294
要介護１	2,112	2,145	2,182	2,313	2,389	2,445	2,442	2,514	2,568	2,789	2,903	2,846	2,757	2,735
要支援２	1,635	1,701	1,720	1,757	1,847	1,881	1,918	1,959	1,972	2,119	2,186	2,179	2,119	2,092
要支援１	949	939	949	1,035	1,047	1,098	1,109	1,142	1,159	1,238	1,271	1,250	1,218	1,212

２　介護保険給付の状況

（１）施設・居住系サービスの利用状況

施設・居住系サービスの利用者数は、サービスの整備状況に応じて変化しています。

介護保険施設では、介護老人保健施設１施設が介護医療院に転換したため、介護老人保健施設の利用者数が減少し、介護医療院の利用者数が増加しています。

居住系サービスでは、地域密着型特定施設（ケアハウス）１施設が定員増により広域型の事業所となったため、地域密着型特定施設の利用者が減少し、特定施設の利用者が増加しています。

図表６－３　施設・居住系サービスの利用状況

（単位：人／月）

区分			令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込み）
介護保険施設					
	介護老人福祉施設（地域密着型含む）	計画	1,049	1,056	1,064
		実績	1,035	1,035	1,055
	介護老人保健施設	計画	606	558	568
		実績	635	587	587
	介護医療院	計画	33	100	100
		実績	15	72	68
居住系サービス					
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	計画	310	310	323
		実績	299	300	304
	地域密着型特定施設（29 人以下）	計画	80	53	53
		実績	73	47	49
	特定施設（有料老人ホーム等）	計画	436	464	486
		実績	392	432	431
合計		計画	2,514	2,541	2,594
		実績	2,418	2,473	2,494

（２）居宅サービス利用状況（介護給付）

介護給付の居宅サービスの利用状況は、サービスによって傾向に違いが見られます。

訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーションなどは利用者数が伸びており、計画値を上回っていますが、通所リハビリテーションや短期入所療養介護などでは利用者数が減少しています。

地域密着型サービスでは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護は計画初年度より利用者が増えています。

図表６－４　居宅サービスの利用状況（介護給付）

		区分	単位		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込み）
介護給付	居宅サービス						
		居宅介護支援	人	計画	57,648	59,700	61,716
				実績	55,918	56,845	58,188
		訪問介護	回	計画	484,772	502,070	518,872
				実績	494,713	516,964	573,766
		訪問入浴介護	回	計画	8,137	8,380	8,627
				実績	9,387	10,053	9,883
		訪問看護	回	計画	49,804	51,463	53,294
				実績	52,834	53,873	59,106
		訪問リハビリテーション	回	計画	6,738	6,985	7,380
				実績	7,606	11,024	13,984
		居宅療養管理指導	人	計画	13,824	14,316	14,784
				実績	14,745	16,661	19,164
		通所介護	回	計画	341,836	354,481	366,848
				実績	334,230	342,624	361,445
		通所リハビリテーション	回	計画	91,142	94,565	97,760
				実績	77,716	66,604	61,334
		短期入所生活介護	日	計画	77,862	80,485	83,195
				実績	73,688	70,366	68,468
		短期入所療養介護	日	計画	4,565	4,676	4,871
				実績	3,033	2,682	2,774
		福祉用具貸与	件	計画	41,676	43,140	44,604
				実績	41,664	42,724	43,800
		特定福祉用具販売	件	計画	504	528	552
				実績	507	498	396
		住宅改修	人	計画	600	636	672
				実績	516	525	480
	地域密着型サービス						
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	計画	336	336	348
				実績	309	334	360
		夜間対応型訪問介護	人	計画	0	0	0
				実績	0	0	0
		地域密着型通所介護	回	計画	100,570	104,281	107,729
				実績	98,316	91,105	92,786
		認知症対応型通所介護	回	計画	20,250	20,386	20,531
				実績	17,009	16,584	22,498
		小規模多機能型居宅介護	人	計画	3,816	3,804	3,780
				実績	3,704	3,506	3,240
		看護小規模多機能型居宅介護	人	計画	1,368	1,404	1,452
				実績	1,302	1,330	1,500

（３）居宅サービス利用状況（予防給付）

予防給付の居宅サービスの利用状況は、介護予防訪問入浴介護、介護予防短期入所療養介護、特定介護予防福祉用具販売は利用が減少し、計画値を下回っていますが、他のサービスは利用が増加しており、介護予防短期入所生活介護を除いて計画値を上回っています。

地域密着型サービスでは、介護予防小規模多機能型居宅介護は利用が増加していますが、介護予防認知症対応型通所介護は利用が少ない状況が続いています。

図表６－５　居宅サービスの利用状況（予防給付）

	区分	単位		令和３年度	令和４年度	令和５年度（見込み）
予防給付	居宅サービス					
	介護予防支援	人	計画	16,476	16,980	17,472
			実績	17,757	18,869	20,100
	介護予防訪問入浴介護	回	計画	216	216	216
			実績	203	231	154
	介護予防訪問看護	回	計画	7,439	7,686	7,871
			実績	8,298	9,542	9,912
	介護予防訪問リハビリテーション	回	計画	2,297	2,438	2,530
			実績	4,379	5,214	6,605
	介護予防居宅療養管理指導	人	計画	1,020	1,056	1,080
			実績	1,202	1,381	1,608
	介護予防通所リハビリテーション	人	計画	2,928	3,012	3,108
			実績	2,948	2,991	3,168
	介護予防短期入所生活介護	日	計画	1,957	2,088	2,088
			実績	1,385	1,353	1,408
	介護予防短期入所療養介護	日	計画	113	113	113
			実績	29	50	0
	介護予防福祉用具貸与	件	計画	13,752	14,184	14,592
			実績	15,838	17,045	18,264
	特定介護予防福祉用具販売	件	計画	228	228	252
			実績	236	224	168
	介護予防住宅改修	人	計画	360	372	372
			実績	330	345	444
	地域密着型サービス					
	介護予防認知症対応型通所介護	回	計画	113	113	113
			実績	9	37	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人	計画	468	468	492
			実績	395	406	432

（4）地域密着型サービスの整備状況

地域密着型サービスの施設整備を計画的に進め、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設において、それぞれ１施設を整備しました。

図表６－６　地域密着型サービスの整備状況

（単位：か所）

区分	令和２年度末	第８期 （R3～R5 年度）		令和５年度末 （見込み）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	計画	1	1
		実績	0	
認知症対応型通所介護	11	計画	1	10
		実績	▲1	
小規模多機能型居宅介護	20	計画	0	20
		実績	0	
認知症対応型共同生活介護	30	計画	4	31
		実績	1	
地域密着型特定施設（29 人以下）	3	計画	▲1	2
		実績	▲1	
地域密着型介護老人福祉施設（29 人以下）	8	計画	1	9
		実績	1	
看護小規模多機能型居宅介護	5	計画	1	6
		実績	1	

※注１：認知症対応型通所介護は、事業所の廃止２か所、開設１か所により１か所減少。

※注２：認知症対応型共同生活介護は、１か所あたり定員９人で４か所を計画したが、新設（定員 18 人）で１か所、既存施設の増床（定員 18 人）を１か所整備した。

※注３：既存施設の定員を２人増床し、広域型特定施設に変更になったことによる減少。

（5）広域型サービスの整備状況

介護老人保健施設１施設が介護医療院に転換し、定員 29 人以下の地域密着型特定施設１施設が定員を増やし、広域型の特定施設となりました。介護老人福祉施設は１施設が移転改築し、定員数を増やしました。

図表６－７　広域型サービスの整備状況

（単位：か所）

区分	令和２年度末	第８期 （R3～R5 年度）		令和５年度末 （見込み）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	11	計画	0	11
		実績	0	
介護老人保健施設	7	計画	▲1	6
		実績	▲1	
介護療医療院	0	計画	1	1
		実績	1	
特定施設（介護付有料老人ホーム等）	8	計画	1	9
		実績	1	

３　介護保険サービスの必要量の見込み

介護保険サービス必要量の算定手順は以下のとおりです。

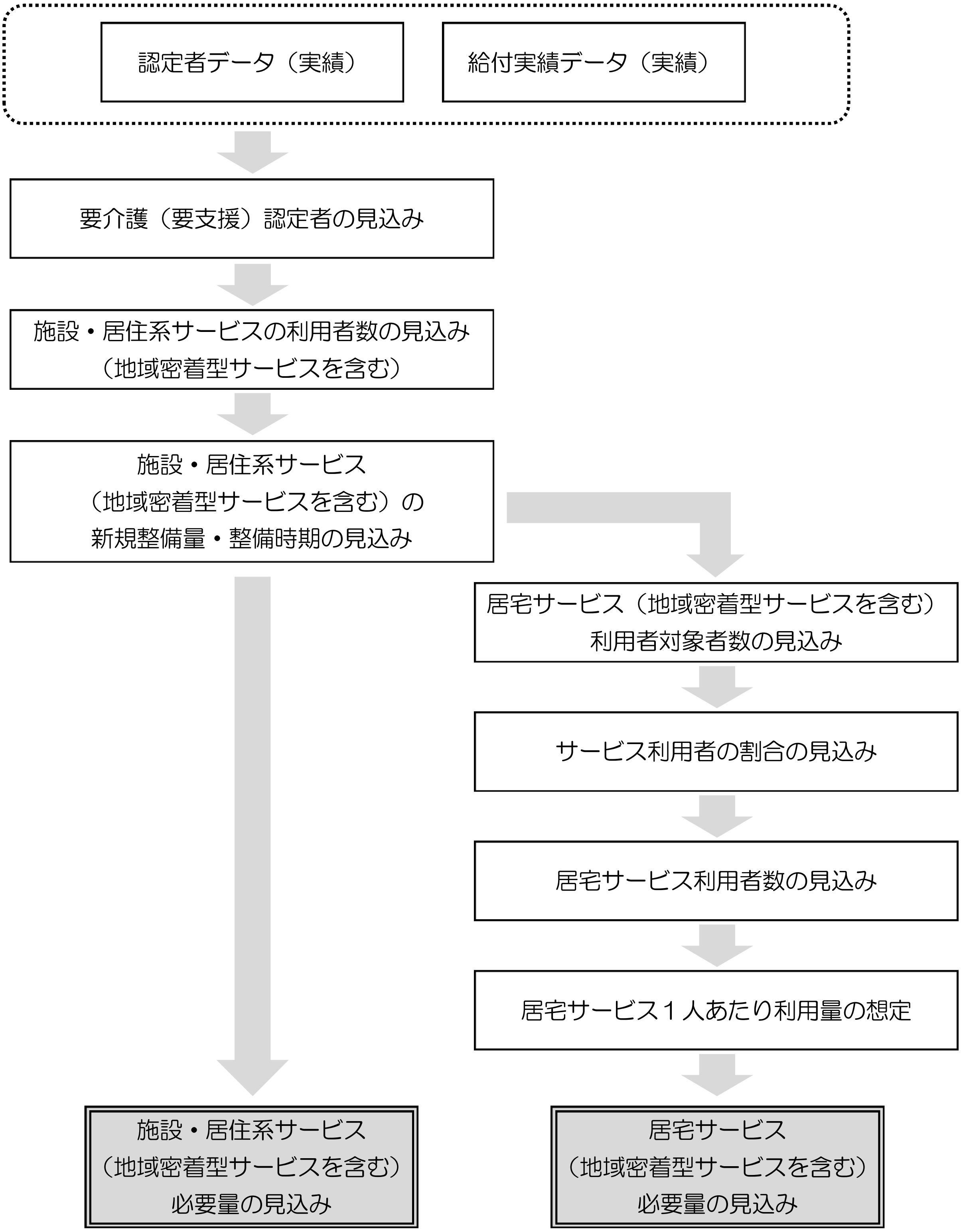

（1）施設・居住系サービスの利用者数の見込み

施設・居住系サービスは、各サービスの利用状況に加え、高齢化率や認定者率の推計、施設の整備見込みや介護保険制度の改正内容等を踏まえ、利用者数を見込んでいます。

図表６－８　施設・居住系サービスの利用者数の見込み

（単位：人／月）

区分		第９期			長期推計	
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 12 年度	令和 22 年度
介護保険施設						
	介護老人福祉施設 （地域密着型含む）	1,045	1,071	1,089	1,190	1,281
	介護老人保健施設	601	617	627	685	737
	介護医療院	73	75	76	120	129
居住系サービス						
	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	336	345	351	381	401
	地域密着型特定施設（29 人以下）	46	47	48	53	55
	特定施設（有料老人ホーム等）	493	580	588	633	661
合計		2,594	2,735	2,779	3,062	3,264

（2）広域型サービスの整備の見込み

現在のサービスの利用状況、認定者数の見込み、特別養護老人ホーム待機者等の推計に基づき、第９期計画期間中においては広域型サービスの整備を見込みません。

図表６－９　広域型サービスの整備の見込み

（単位：か所）

区分	令和５年度末 （見込み）	第９期 （R6～R8 年度）	令和８年度末 （見込み）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	11	0	11
介護老人保健施設	6	0	6
介護医療院	1	0	1
特定施設（介護付有料老人ホーム等）	9	0	9

（３）地域密着型サービスの整備の見込み

現在のサービスの利用状況、認定者数の推計に基づいて、地域で生活する高齢者を支援するために必要な地域密着型サービスを計画的に整備します。

図表６－10　地域密着型サービスの整備の見込み

（単位：か所）

区分	令和５年度末 （見込み）	第９期 （R6～R8 年度）	令和８年度末 （見込み）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	1
認知症対応型通所介護	9	0	9
小規模多機能型居宅介護	20	0	20
認知症対応型共同生活介護	31	2	33
地域密着型特定施設（29 人以下）	2	0	2
地域密着型介護老人福祉施設（29 人以下）	9	0	9
看護小規模多機能型居宅介護	6	1	7

（４）通所介護及び地域密着型通所介護の総量規制

令和４年度の通所介護及び地域密着型通所介護の定員に対する稼働率は、前者が 60.9％、後者が 47.6％となっており、供給過多の状態にあります。

また、本計画において、要支援状態にある高齢者に機能訓練・運動器の効果測定等のサービスを実施する健康づくりデイトレーニングを創設し、利用者の自立生活の支援及び社会参加の促進を図ることとしています。

加えて、看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めることにより、「通い」の機能が重複することで、さらに供給過多の状態が進むことが予想されます。

以上のことから、通所介護及び地域密着型通所介護については既存事業所によるサービス提供で充足していると判断し、本計画期間中は原則として新規の指定を行いません。

（５）居宅サービス利用量の見込み（介護給付）

居宅サービスは、要介護認定者数の見込み、各サービスの利用状況、県の地域医療構想及び医療計画との整合性を踏まえ、利用者数及び利用回数等を見込んでいます。

図表６－11　居宅サービス利用量の見込み（介護給付）

	区分		単位	第９期			長期推計	
				令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 12 年度	令和 22 年度
介護給付	居宅サービス							
		居宅介護支援	人	59,028	61,476	63,228	67,488	71,016
		訪問介護	回	605,406	632,639	649,811	665,664	708,128
		訪問入浴介護	回	11,098	11,750	11,960	11,461	12,313
		訪問看護	回	62,257	64,646	66,377	66,757	71,354
		訪問リハビリテーション	回	17,065	18,071	18,454	18,568	19,763
		居宅療養管理指導	人	21,036	21,972	22,524	23,208	24,672
		通所介護	回	368,188	387,286	397,046	424,824	447,470
		通所リハビリテーション	回	53,447	53,591	53,668	57,600	60,827
		短期入所生活介護	日	65,681	64,826	65,072	68,602	72,928
		短期入所療養介護	日	2,669	2,688	2,738	2,808	3,028
		福祉用具貸与	件	44,436	46,860	48,300	51,192	54,180
		特定福祉用具販売	件	396	408	408	432	468
		住宅改修	人	480	480	480	516	540
	地域密着型サービス							
		定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人	372	360	384	384	420
		夜間対応型訪問介護	人	0	0	0	0	0
		地域密着型通所介護	回	85,483	87,055	88,877	95,540	100,553
		認知症対応型通所介護	回	22,480	23,399	23,533	24,547	26,249
		小規模多機能型居宅介護	人	3,132	3,288	3,360	3,576	3,756
		看護小規模多機能型 居宅介護	人	1,608	1,680	1,716	1,704	1,824

（６）居宅サービス利用量の見込み（予防給付）

居宅サービスは、要支援認定者数の見込み、各サービスの利用状況、県の地域医療構想及び医療計画との整合性を踏まえ、利用者数及び利用回数等を見込んでいます。

図表６－12　居宅サービス利用量の見込み（予防給付）

	区分		単位	第９期			長期推計	
				令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 12 年度	令和 22 年度
予防給付	居宅サービス							
		介護予防支援	人	21,204	22,080	22,704	24,360	24,912
		介護予防訪問入浴介護	回	168	168	168	168	168
		介護予防訪問看護	回	10,973	10,973	10,994	11,740	12,107
		介護予防 訪問リハビリテーション	回	7,290	7,294	7,073	7,716	7,844
		介護予防居宅療養管理指導	人	1,800	1,884	1,896	2,028	2,076
		介護予防 通所リハビリテーション	人	3,204	3,192	3,144	3,360	3,444
		介護予防短期入所生活介護	日	1,380	1,415	1,415	1,494	1,534
		介護予防短期入所療養介護	日	0	0	0	0	0
		介護予防福祉用具貸与	件	19,476	20,496	21,180	22,704	23,232
		特定介護予防福祉用具販売	件	156	168	168	180	192
		介護予防住宅改修	人	468	504	504	540	552
	地域密着型サービス							
		介護予防 認知症対応型通所介護	回	0	0	0	0	0
		介護予防 小規模多機能型居宅介護	人	432	456	456	480	492